

平成16年度
環境省 民間活動支援室 請負事業

環境政策提言
「世界の森林環境保全のため国内
各層での“フェアウッド”利用推進」
最終報告書

2005年3月
国際環境 NGO FoE Japan



目次

はじめに	5
事業期間の主な活動記録（2004年度）	6
調査協力者一覧	7
調査・編著者	7
1. 問題の背景と現状分析.....	8
1-1. 世界の森林	8
1-2. 違法伐採問題	10
1-2-1. 違法伐採とは	10
1-2-2. インドネシアのケーススタディ	12
ラミンの例～インドネシアからマレーシアへの密輸	13
メルバウの例～インドネシアから香港・中国への密輸	15
1-2-3. ロシアのケーススタディ	16
ロシアの森林、環境及び市場勢力	16
違法伐採が地域社会に与える影響	17
汚職や資本の流出、その他の問題	18
イルクーツク州における状況	18
1-2-3. 違法伐採問題に対する国際社会の動き	22
1-3. 合法であるが非持続的な森林管理の問題.....	24
1-3-1. 合法性の水準について	24
1-3-2. 先進国での森林伐採における問題	25
カナダ BC 州のケーススタディ	25
オーストラリア タスマニア州のケーススタディ	29
1-4. 日本の森林・林業の問題	31
1-4-1. 日本の森林資源	31
1-4-2. 日本の林業不振と森林の荒廃	32
1-5. 持続可能な森林管理への動き	34
1-5-1. 世界における森林認証制度の普及状況	35
1-5-2. 森林認証への移行システム：TFT のシステム	37
1-5-3. 合法性証明システム・トラッキングシステム	38
インドネシアにおける合法性証明システム・トラッキングシステムの開発状況	38
ハバロフスクの合法性証明システム	40
アジア森林パートナーシップにおける合法性基準	42
2. 木材の需要サイドの現状分析.....	43
2-1. わが国の公共建築における木材利用の現状.....	43
2-1-1. 公共建築のプロセスと木材利用の現状	43
公共建築工事標準仕様書、特記仕様書	43
官庁施設の基本的性能基準	45
公共建築における環境配慮と木材利用	46
2-1-2. 公共建築における木材調達事例調査	48

事例 1. 皇居外苑休憩所	48
事例 2. 横浜税関	60
事例 3. 環境省自然環境局自然環境整備課の整備事業についてのヒアリング調査	65
2-1-3. ヒアリング結果のまとめ	69
2-2. 他の輸入国における違法伐採対策	71
2-2-1. イギリスの政府調達 の取り組み	71
政府調達方針の経緯	71
政府調達方針の内容	71
政府調達方針の実施方法	72
CPET (Central Point of Expertise on Timber)	78
政府調達方針導入の影響	79
欧州のその他の国における政府木材調達方針	79
2-2-2. EU の違法材の輸入・取引規制	80
自主的ライセンススキーム (Voluntary Licensing Scheme)	80
木材貿易管理措置と WTO の整合性に関する EU の見解	82
2-2-3. イギリス木材貿易業界 TIF の取り組み	84
「行動規範」と「木材調達方針」	84
「Scoping Study」から Common Auditing Framework (CAF) の構築へ	85
2-2-4. アメリカの異業種大手企業間の Paper Working Group	85
メタフォーと PWG の取り組み	88
2-2-5. カナダの出版業界	90
2-2-6. 個別企業の取り組み事例	91
B&Q 社	91
米ホームデポ社	93
Timbmet 社	93
2-3. 日本の木材マーケットの動向	98
2-3-1. 木材の需要と供給構造	98
日本の木材輸入と違法木材	98
木材業界の自主的取り組みの現状	103
2-3-2. 紙の消費と紙原料について	104
グリーン購入、グリーン調達	107
グリーン購入法	107
(財) 日本環境協会 エコマーク制度	108
グリーン購入ネットワーク	111
(財) 建築環境・省エネルギー機構 C A S B E E 建築物総合環境性能評価システム	112
大手企業のグリーン調達	113
3. 国のフェアウッド利用推進施策	115
3-1. 政府調達の活用	115
3-1-1. 政府木材調達方針	115
(1) 木材調達方針の確実な実施	116
(2) 設計段階：樹種ごとの環境リスク評価をする	116
(3) 入札段階：持続可能な木材の納入を推奨する	116
(4) 契約段階：契約時に合法材の納入を要求する	117
(5) 標準仕様書・特記仕様書と基本的性能基準：グリーン購入法を活用	117
(6) 工事 (納入) 段階：納入報告書に原産国・樹種の記載を	117
(7) 情報公開：調達木材の情報は透明にする	117
(8) 最終評価：外部機関によるモニタリング	118

3-2. 違法木材の取引規制	119
貿易管理令	119
2 国間協定に基づく貿易管理	119
CITES	120
刑法による盗品取引の規制	120
投資資金源の規制	121
3-3. 政府調達方針、貿易措置と WTO との整合性	122
3-3-1. GATT 関連条文の解釈	122
第 1 条（一般的最恵国待遇）	124
第 3 条（内国の関税及び規則に関する内国民待遇）	124
第 11 条（数量制限の一般的禁止）	125
第 20 条（一般的例外）	125
3-3-2. 各措置の WTO との整合性	129
第 1 条（一般的最恵国待遇）	129
第 3 条（内国の関税及び規則に関する内国民待遇）	130
第 11 条（数量制限の一般的禁止）	131
第 20 条	131
3-4. 木材需要増加策を同時に	135
3-4-1. 公共建築における木材利用を推進するために	135
公共建築での木材利用推進における障害	135
木材利用によるコスト増があった場合に対する理解	138
4. 民間のフェアウッド利用施策	140
4-1. 行政の施策の重要性	140
4-2. 既存制度の活用	140
4-2-1. GPN ガイドライン	140
4-2-2. エコマーク制度	141
4-2-3. 環境建築基準 CASBEE	141
4-3. 個別企業に対するサポート	141
4-3-1. NGO の共同アクション	142
4-3-2. 情報提供・啓発	144
情報センターの整備	144
実践的ツールの整備	144
セミナー・シンポジウム・ワークショップ	146
木材コンサルティング N P O	147
5. 消費者のフェアウッド利用施策	148
5-1. フェアウッド利用インセンティブ制度	148
5-2. フェアウッド利用の理解を広めるための教育・啓発	149
参考資料	151
WEB サイト	153

はじめに

2003年度の環境政策提言で優秀提言を受賞してから、国内各層でのフェアウッド利用推進のための調査を実施してきた。この間、調査のみならず、様々な場や機会を通して、とりわけ行政と企業に対してフェアウッド利用推進を働きかけてきた。この1年半で日本のフェアウッド利用は確実に進み始めたといえる。

2004年6月の欧州の違法伐採対策を調査した後、関係省庁や自民党の違法伐採対策検討チームへの働きかけをしてきた。同チーム座長との個別のヒアリングの際に欧州の違法伐採対策について説明、大いに関心を持った座長は自らイギリスを訪問し欧州の違法伐採対策を調査、今年に入ってから政府に対して日本としての違法伐採対策の検討を急ぐように指示を出した。この2月には林野庁内部にも違法伐採対策検討室が設けられ、関係省庁間の連絡会議も設けられた。7月のイギリスで開かれるG8サミットで違法伐採問題がテーマの一つとして取り上げられることになっているが、この機会に日本としての違法伐採対策を打ち出す方向で検討が急がれている。

2004年2月の北米企業の紙のグリーン調達について調査した後、グリーン購入ネットワークに対して、紙製品のガイドラインを改定するように働きかけた。7月には紙と森林についてのセミナーを開催、11月よりガイドライン改定のためのタスクグループが設置された。タスクグループには、製紙企業、紙製品の流通/販売企業、購入企業、自治体、そしてNGOが入っており、FoE Japanも参加している。ガイドライン改定に向けた検討は現在も行われているが、古紙の有効利用とともに紙製品の原料についても最低限合法であること、および資源の有効利用のための再生材や森林環境に配慮した植林材や認証材が含まれる見通しである。

また、昨年10月にはNGO5団体による森林環境に配慮した紙調達に関する共同提言を発表した。その直後、10月下旬にキャノンが紙の調達方針を発表、11月上旬には富士ゼロックスも調達方針を発表した。NGO5団体は、この3月、約1000社に対して紙の調達の環境配慮についてのアンケートを送付した。アンケート結果は今後集計されることになるが、森林環境に配慮した紙調達を行いたくても、どのようにしたら良いかわからないという率直な回答が得られている。5団体は今後、紙調達に関する検討会を立ち上げ、企業の取り組みを支援していく予定である。

本報告では、この一年半に調査した内容とともに、このような現状の動きについても触れていきたい。報告の構成は、第1章「問題の背景と現状分析」では世界と日本の森林の問題について、世界の森林の現状、違法伐採問題、合法であるが持続的でない森林管理の問題、日本の森林林業の問題と背景となる情報について整理する。第2章では、木材利用の現状と欧米における木材需要サイドの取り組みについて述べる。欧米の行政や企業の取り組み、日本の公共建築の木材調達の現状と木材マーケットの動向、について述べる。

つづいて、国、民間、消費者のそれぞれにおけるフェアウッド利用を推進するための必要な施策の提言を述べる。第3章では国のフェアウッド利用推進施策として、主に政府調達方針と貿易管理施策について提案する。第4章では、民間のフェアウッド利用推進施策として、既存のグリーン購入の制度を利用した取り組みと、企業への情報提供・啓蒙による取り組み支援を提案する。第5章では、消費者へのフェアウッド利用推進施策として、消費者へのインセンティブ制度を吸収源対策などと絡めて行うことを提案する。

事業期間の主な活動記録(2004年度)

2004年4月

29日 エコマークの木製品の改訂基準案に対してコメント提出

2004年5月

28日 自民党違法伐採対策検討チーム会議にて発表

2004年6月

5~20日 欧州調査(英国政府木材調達方針やEUの違法伐採対策の現状と課題について)

23日 環境ジャーナリストの会にて違法伐採につき講演

2004年7月

6日 環境省政策提言 事業化調査報告会にて報告

9日 グリーン購入法特定調達品目に関する提案を環境省に提出

12日 グリーン購入ネットワークの紙と森林に関するセミナーにて講演

13日 政府(林野庁、外務省、環境省)違法伐採対策に関する意見交換会で欧州調査結果報告

25日~8/1 中国の木材流通・ロシア材輸入状況調査

2004年8月

24日 全木連違法伐採対策検討委員会にて欧州調査結果を報告

26日 自民党違法伐採対策検討チーム座長と違法伐採問題について意見交換

30日~9/1 アジア森林パートナーシップ会議参加(ジョグジャカルタ)

2004年9月

19~24日 北方林 NGOs 会議に参加(ロシア・ウラジオストク)

25~28日 ロシア沿海州森林伐採地等視察

2004年10月

6日 森林生態系に配慮した紙調達に関する NGO 共同提言を発表

7日 関係省庁とグリーン購入法の木材の基準に関する会合

10月~3月 公共建築における木材利用調査(環境省自然環境局、国交省営繕部整備課、関東地方整備局、東京第一営繕、設計会社、建設会社、木工事請負会社、木材販売会社、木材問屋)

2004年11月

4日 英国 DEFRA 大臣と昼食会、違法伐採対策について情報交換

15日 GPN 紙ガイドラインタスクグループ第1回会合に参加・講演、以降05年7月まで毎月1-2回のタスクグループに参加

2004年12月

8~10日 アジア森林パートナーシップ第4回会合参加・日本の状況及びフェアウッド提言について発表

10、11日 フェアウッド推進フォーラム・セミナーおよびシンポジウム開催(エコプロダクツ展開催会場にて)

2005年1月

23日 地球緑化フォーラムにて違法伐採について講演

2005年3月

1日 5団体が紙製品の調達に関するアンケートを実施(約1千社)

4日 福岡でセミナー「わかる!世界の森林、日本の森林」

8~10日 The Forests Dialogue の違法伐採対策会議に出席(香港)

23日 自民党違法伐採対策検討チーム会合に出席、以降毎月の会合に出席し、NGOの立場から提言を行う。

調査協力者一覧

満田 夏花 氏 (財)地球・人間環境フォーラム
坂本 有紀 氏 (財)地球・人間環境フォーラム
中村 博子 氏 (財)地球・人間環境フォーラム
山根 正伸 氏 神奈川県自然環境保全センター研究部
小浜 崇宏 氏 熱帯林行動ネットワーク・事務局長代理
西岡 良夫 氏 ウータン・森と生活を考える会・事務局長
Arbi Valentinus 氏 インドネシア NGO Telapak
Togu Manurung 氏 インドネシア NGO Forest Watch Indonesia
Andrei Laletin 氏 ロシア NGO Friends of Siberian Forests
Phill Pullinger 氏 豪州 NGO The Wilderness Society タスマニア森林キャンペナー
Andrey Zakharenkov 氏 ロシア極東森林認証センター代表
Andy Roby 氏 英国木材貿易連盟 (Timber Trade Federation) CSR アドバイザー
Kristin Bonner 氏 米国 NPO Metafore 企業プロジェクトマネジャー
Hilary Thompson 氏 欧州 NPO Tropical Forest Trust 社会的責任マネジャー
Nicole Rycroft 氏 カナダ NGO Market Initiative キャンペーンディレクター
Michel Marx 氏 米国 NPO Business Ethics Network 代表
Jim Ford 氏 米国 NGO ForestEthics 調査・政策ディレクター
Mike Packer 氏 英 TIMBMET 社 環境マネジャー
Duncan Brack 氏 英王立国際問題研究所
環境省総合環境政策局環境経済課民間活動支援室
環境省自然環境局自然環境整備課
国土交通省大臣官房営繕部整備課
英国国際開発省
英国環境・食糧・農村地域省
インドネシア林業省
環境ジャーナリストの会
グリーンピース・ジャパン
WWF ジャパン
グリーン購入ネットワーク
(財)日本環境協会

調査・編著者

責任者: 中澤健一 国際環境 NGO FoE Japan 森林プログラム

調査員: 鈴木勝男 国際環境 NGO FoE Japan 森林プログラム

1. 問題の背景と現状分析

1-1. 世界の森林

世界の森林の減少・劣化が止まらない。国連食糧農業機関(FAO)は、2000年の世界森林資源評価(FRA2000)において、樹冠率(土地に対して樹冠面積が占める割合)が10%以上ある場合に「森林」として定義している。それによると、世界の森林は38億6900万haで、その構成は、熱帯林47%、亜熱帯林9%、温帯林11%、亜寒帯林33%であると報告している。1990年から2000年の間に、世界の天然林は年間1610万ha失われ、天然拡張により同360万ha増加した。差し引き年間1250万haの天然林が減少したことになる。特に、熱帯地域では年間1420万haのペースで減少しており、10年間で8%減少したことになる(非熱帯地域は170万haの増加)¹。

表 1-1. 森林面積の年間変化 (単位: 百万 ha)

	天然林					人工林		合計	
	減少			増加	純変化	増加		純変化	純変化
	森林減少 (他の土地利用)	人工林へ の転換	差引き	天然拡張		天然林から の転換 (再植林)	新規 造林		
熱帯	-14.2	-1	-15.2	+1	-14.2	+1	+0.9	+1.9	-12.3
非熱帯	-0.4	-0.5	-0.9	+2.6	+1.7	+0.5	+0.7	+1.2	+2.9
世界	-14.6	-1.5	-16.1	+3.6	-12.5	+1.5	+1.6	+3.1	-9.4

1250万haとは、つまり日本の国土の約1/3に匹敵する面積の天然林が毎年減少していることになる。IPCCによると、土地利用変化によるCO2排出は全世界で年間59ギガton、これはアメリカ一國分の化石燃料のCO2排出に匹敵するものである²。

FRA2000の定義では、森林を皆伐(森林内の樹木を全て伐採する方法)して外来種を植林した場合や、森林の一部が伐採された場合でも樹冠率が10%以上残っていれば「森林」とされるため、「減少」とはみなされていない。さらに、樹冠率が10%以下になっても、他の土地利用(農地や牧場、住宅地など)に変えられることなく、天然更新を見込んでいる場合も「森林」のままとみなされている。こうした「森林劣化」も急速に進んでいるが、「森林減少」とは区別されていることに注意が必要である。

¹ "FRA2000", FAO, 2001

² IPCC

アメリカの世界資源研究所(WRI)は、人間の手がつけられていない天然の森林(フロンティア林 frontier forest)は13億5000万haと報告³している。FAOの森林面積と比べると、3分の1を占めるに過ぎず、世界の森林がいかに劣化や植林への転換がされているかがわかる。同報告によれば、現在世界に残っているフロンティア林は文明が始まる前、8000年前の2割のみであるという。この残された2割のフロンティア林には、陸上の生物種の2/3もが存在している⁴。

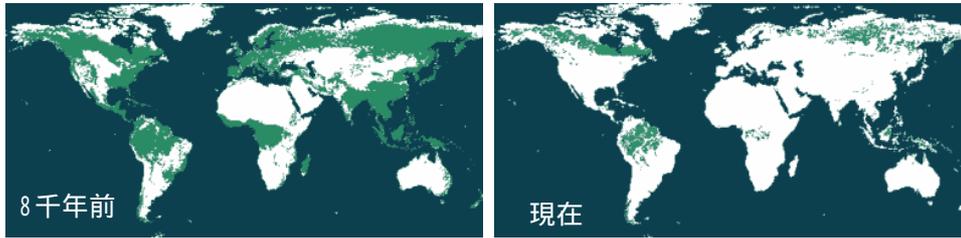


図 1-1. 世界の原生林、8000 年前と現在

また、残されたフロンティア林のうち、農地開発や、採鉱・道路などのインフラ開発が脅威となっている地域がそれぞれ20%と38%であるのに対し、商業用の木材伐採が脅威となっている地域は72%と圧倒的に多い。すなわち、建築材、家具材、紙の原料としての木材需要が森林伐採の主な推進要因であることがわかる。



図 1-2. フロンティアフォレストの脅威 (異なる脅威の重複もあり)

ただし、木材生産が必ずしも森林の減少・劣化を引き起こすという訳ではない。生態系に配慮しながら人工林を伐採することや、天然林であっても持続可能な管理の下で利用するのであれば、森林の減少・劣化をもたらすことは無い。問題なのは、無秩序に天然林を伐採する違法伐採や、合法であっても非持続的に伐採するような森林利用である。

³ WRI (1997) "The Last Frontier Forests: Ecosystems and Economies on the Edge"

⁴ WRI (2000) "World Resources 2000-20001: People and Ecosystems: The Fraying Web of Life"

1-2. 違法伐採問題

違法伐採問題に対しては、近年国際的に大きな関心を集めており、G8 サミットや持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)を含む、数多くの国際会議で議論されている。この背景には、上述のような世界の急速な森林破壊が一向に止まらないこと、とりわけ違法伐採による森林破壊が途上国に蔓延しており、これによる政府歳入の減少が深刻化していること、国際政治において途上国に対するグッド・ガバナンスを求める圧力が高まっていること、消費側が違法木材への需要圧を生み出していることに対する消費国側での問題認識の高まり、があげられる。

1-2-1. 違法伐採とは

違法伐採とは、国際的に確立された定義というものはないが、一般的には当該国の法律や国際条約で保護された樹種の伐採、保護地域内での伐採、基準外のサイズの伐採、許可された量以上の伐採はもとより、木材の運搬時、製材や合板等への加工時、国内での取引や海外との貿易における違法行為のことも含めて総称して「違法伐採」としている。

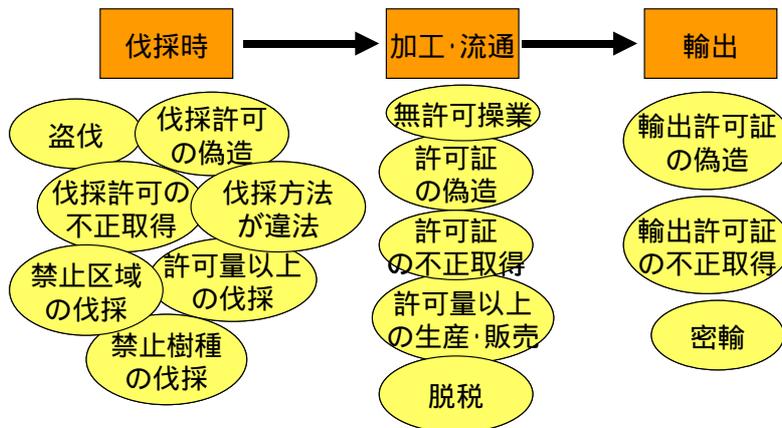


図 1-3. 違法伐採の種類

違法伐採による影響は様々なものがあるが、生態系の破壊や、治水機能の喪失などの環境的影響のみならず、社会的な影響が非常に大きい。貴重樹種を無秩序に伐採して販売することで資金源とする犯罪組織の暗躍、業者が不当に伐採や加工の許可を得るために行政や警察などに賄賂を払う汚職・腐敗の蔓延、地域住民の慣習的に利用しているが法的な権利が弱い土地での伐採権をめぐる争い、そして行政に本来入るべき税収が入らないため必要な対策や住民への福祉が行えないなどの問題がある。このように、違法伐採問題は持続可能な森林管理にとってマイナスであるだけでなく、当該国の持続可能な開発にとっても大きな阻害要因となっている。

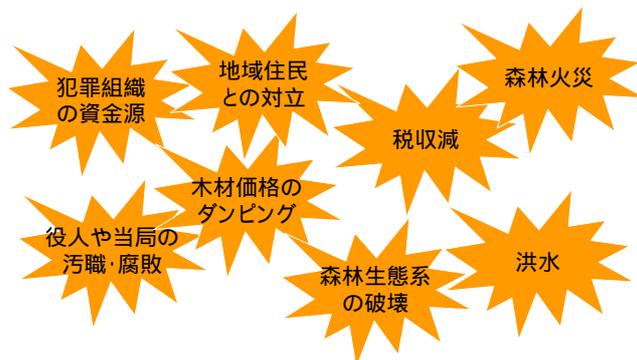


図 1-4. 違法伐採の影響

違法伐採はガバナンスや法の施行体制が混乱した社会的に不安定な地域で行われやすい。下表のように、熱帯地域の途上国では軒並み違法伐採の割合が高いことがわかるが、体制の変化によって混乱が生じている旧東側諸国の経済移行国でも違法伐採が蔓延している。日本の大きな輸入先となっている国をみると、極東ロシアで5割、インドネシアでは7割以上もの木材が違法伐採となっており、日本の輸入している木材のうち 22%は違法材であると報告されている⁵。

表 1-2. 主な木材生産国における違法伐採の推定割合⁶

ロシア	27% 北西ロシア 50% 極東ロシア
エストニア	50%
インドネシア	73%
カンボジア	94%
マレーシア	key transit country for wood products from Indonesia
ベトナム	22% - 39%
ミャンマー	? conflict timber/tribal conflicts are estimated to be a big issue
ラオス	45%
ブラジル	80% アマゾン流域 66% パラ州
ペルー	80%
エクアドル	70%
カメルーン	50%
赤道ギニア	50%
ガボン	70%

⁵ WWF, "SCALE OF ILLEGAL LOGGING AROUND THE WORLD", 2004

日本以外にも欧州や米国などの消費地を中心に、違法伐採による木材が世界市場に流れ込んでいる。OECD によれば違法木材は世界の木材貿易の1/10以上を占め、年間1500億ドル以上に値するとい⁶。また、全米林産製紙業協会(AFPA)が昨年発表した報告⁷でも、世界の針葉樹丸太輸出の12%、広葉樹丸太輸出の17%が違法の疑いがあるものとい⁸、さらに広葉樹製材輸出では23%、広葉樹合板輸出では30%にも達するという。このような違法木材の貿易によって世界の木材価格は7~16%も低下させられているとい⁹。

1-2-2. インドネシアのケーススタディ

インドネシアは世界で最も激しく森林減少している地域である。同国の森林は過去50年間に40%が伐採され、森林面積は1億6,200万haから9,800万haまで減少した。年間の消失面積は80年代には年間100万haであったものが、現在では推定300万haもの規模になり⁸、これは全世界の年間森林消失面積の2割を占めるほどである。このままのペースで減少すると、同国の森林は、あと20年で消失するという。スラウェシ島の低地乾燥林はすでに消失、スマトラ島では2005年までに、カリマンタン島でも2010年までに消失すると推測されている⁹。

このような急速な森林減少は、同国の政治・経済システムの腐敗が原因となっている。Forest Watch Indonesiaによれば、天然資源は政治的、経済的利益のために搾取の対象とされてきており、伐採され使えなくなった土地は、インドネシア全体では4,000万haにもおよび、違法伐採はインドネシアのあらゆる森林で行われている。その量は年間5000万m³を超えるとされており、マレーシア、中国、ベトナム、シンガポールなど、海外へ密輸される丸太は1,300~1,500万m³と推定されている。経済的損失は年間350億ドルに達する。

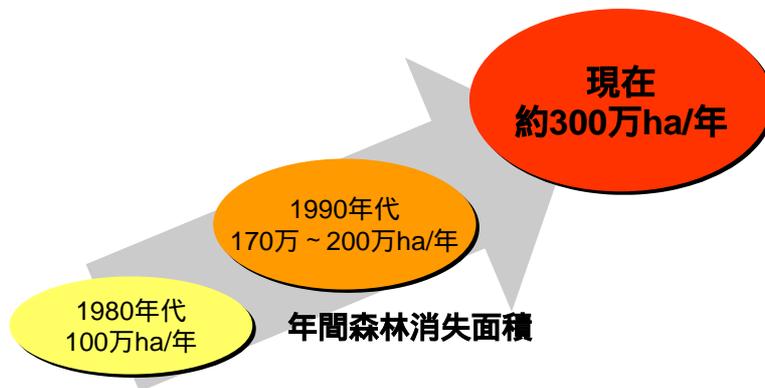


図 1-5. 加速するインドネシアの森林減少

⁶ OECD Environmental Outlook, 2001

⁷ American Forest & Paper Association, "Illegal Logging and Global Wood Markets", November 2004

⁸ Forest Watch Indonesia, 2004年12月

⁹ Terapak, 2003年11月

インドネシアでは、過去 20 年間に合板、紙、パルプの生産量が大幅に伸び、過剰な生産設備を満たすために森林が伐採されている。製材・加工施設の生産能力が 7000 万 m³ であるのに対し、政府の伐採割当量は数百万 m³ である。原木生産量は合法的な木材の供給量を 5~6,000 万 m³ もオーバーしていることになる。

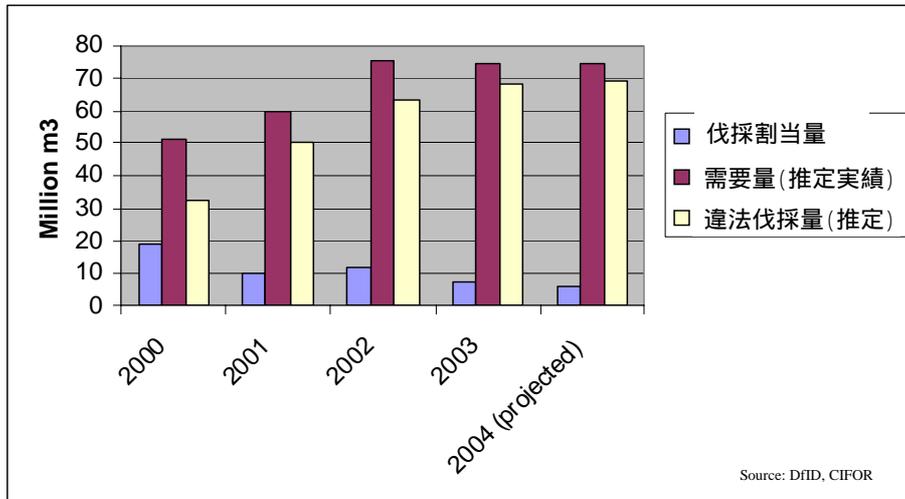


図 1-6. インドネシアの伐採割当量と実際の需要量の差

ラミンの例～インドネシアからマレーシアへの密輸

ここでは、インドネシアでの違法伐採の実情について、ラミン材 (Gonystylus spp.) の違法伐採と密輸に絞って報告する。この報告は、2004 年 12 月に東京で行ったフェアウッド推進フォーラムの中で、インドネシアの NGO、Telapak の Arbi Valentinus 氏が報告したものである。

額縁、ブラインド、家具などとして使われるラミンは、熱帯雨林の水辺に生える樹種である。マレーシア、インドネシアの固有種で、マレーシアではほぼ絶滅し、現在は主にインドネシアの泥炭湿地に残っている。このような生態系は、ワシントン条約で絶滅危惧種に指定されているオランウータンの生息地としても貴重な生態系である。ラミンは木目が細かく、加工性が容易なため、1m³あたり 1000 米ドルにも達するほど高価で取引される。したがって、ラミンはこの湿地の森林において最初に伐採対象として狙われることとなる。しかし、ラミンは伐採後の天然更新が難しく、植林による人工更新が出来ない樹種のため、過剰伐採により、非常に貴重な樹種になってしまった(ラミンは UNEP の The World List of Threatened Trees に登録され IUCN のレッドデータブックにも登録された)。ラミンなどの有用樹種が択伐された後、多くの森林が経済的価値が無いものとして皆伐され、アブラヤシプランテーションなどに転換されてきた。

2001 年 4 月にインドネシア政府は、一部の認証を受けた森林以外のすべてラミンの輸出を禁止した。また国際的支援を求めるために「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES) の Appendix に指定した。事実上インドネシアの違法伐採業者はその材を輸出することは不可能となった。しかし、2001 年 8 月にマレーシア政府は、ラミン製の製品・部品を Appendix に指定することを公式に保留、ラミンに関し CITES の制約を逃れることとなった。マレーシアはラミンの保護をしていないにもかかわらず、CITES 許可を無闇に出すことになり、ラミンの取引を混乱させ違法取引を容易にした。

CITES への登録に加えて、インドネシア政府はすべての丸太輸出を禁止とした。マレーシア政府もこれに伴って、丸太輸入を禁止、さらに 60 平方インチ以上の製材品も禁止した。

しかし、1999 年より国際 NGO の EIA と Telapak が共同で行った調査によると、各地の保護地域内でもラミンの違法伐採が横行しており、オランウータンの生息地としても有名なタンジュンブティン国立公園や、リアウ州ではスマトラトラの生息地であるケルムタン保護区でも行われていることが判明した。



図 1-7. 違法伐採によって荒廃したタンジュンブティン国立公園

これらの違法ラミン材の伐採・密輸には木材マフィアが関与している。タンジュンブティン国立公園での伐採は、アブドゥル・ラシッドと言う者が、自らが持つタンジュン・リンガ・グループ傘下の会社を使って行っており、公園内と周辺の森林のほとんど全ての伐採を行っている。インドネシア政府はいまだにこの組織を摘発できていないどころか、このマフィアは腐敗した役人や行政と共謀して権力を握っている。2001 年の末、アビ・クスノ氏という地元のジャーナリストが、タンジュンブティン国立公園から 3 艘の船が違法木材を密輸している様子を報道したところ、何者かによって左手の 4 本の指を切られ、右手の骨を折られ、背中をムチで殴られて 209 針を縫い、方耳をそぎ落とされた。



図 1-8. 犯罪組織に捉えられたジャーナリスト

EIA/Telapak の調査によると、マレーシアのメラッカ(2001 年 8 月)、クアラリング(2002 年 5 月)、ムアー(2003 年 4 月)、タワウとサバ(2003 年 10 月)において、インドネシアの違法木材が輸入されていることが明らかになった。これらの地点での取引はすべて、税関の管理する埠頭や港で行われていた。マレーシアのサラワク州では、木材の密輸は内陸国境を通り、セマタン埠頭に運搬されていた。また、パシール・グダンという自由貿易地帯の港でも、2002 年 9 月以降インドネシアのスマトラ島からのラミン材が密輸されており、マレーシア産と表示して他国へ輸出されていることを突き止めた。

また、両団体の 2004 年の 10 月の調査では、スマトラから半島マレーシアへの密輸行為はいまだに行われており、樹種を混在させたり、樹種名を偽装するなどの方法が取られていた。

CITES の Appendix III へのラミンの記載後、米国、ヨーロッパなど一部の市場で取り締まりが功を奏し、違法ラミン材が押収されたが、上記のように隣国を経由した大がかりな密輸にインドネシアは手を焼いてきた。このような状況から、2004年10月のCITESバンコク会合で、ラミンを Appendix II に格上げすることが決定された。

コラム：マレーシアの木材需給

マレーシアは、世界最大の熱帯林材の輸出国である。その量はアフリカと南アメリカを加えた以上である。輸出額は、2000年で24億US\$以上である。しかし、マレーシアは、自国の森林資源は減少しており、その膨大な木材産業は、インドネシアからの違法伐採材に頼っている。1990年マレーシアの自国生産量は4,000万m³であったが、1999年には2,200万m³に減少している。それにもかかわらず国内の加工量は4,000万m³を維持しており、1,000もの製材所が稼働している。2002年9月の下記資料によると、統計上2001年のマレーシアの木材供給量は需要量に比べて約4割も少なく、この不足分は違法木材により供給されていると推測される。

表 1-3 マレーシアの木材供給不足(2001)
× 1000 m³ (丸太換算)

供給	合法伐採	18,892
	合法輸入	1,955
	小計	20,847
需要	輸出	24,949
	国内消費	9,243
	小計	34,242
不足分		13,395

USDA Global Agricultural Network 2002 Sept.

メルバウの例～インドネシアから香港・中国への密輸

ラミンの場合は、CITESでの規制が掛けられてから、その取引には一定の歯止めがかかり始めてはいるが、違法伐採はラミンだけではなく、様々な樹種が対象となる。メルバウという貴重樹種についての違法伐採・貿易の実態を暴いた EIA/Telapak の最近の報告¹⁰も紹介しておく。EIA/Telapak はメルバウの密輸が行われているパプア州の森林から、ジャカルタ、シンガポール、香港の仲介者、中国の工場までを追跡調査した。

メルバウは主にフローリング用として使用される高級広葉樹材である。毎月30万m³の原木がインドネシアのパプア州から密輸され、中国の木材加工産業に供給されている。中国は急速な経済発展により世界最大の違法木材輸入国となっている。

パプア州での違法伐採では、インドネシア軍の腐敗、マレーシアの違法伐採組織の関与、先住民の権利搾取が問題となる。伐採地の地域住民がメルバウ1m³当り10米ドルしか受け取っていないにもかかわらず、中国では1m³当り270米ドルとなって売られており、仲介しているブローカーは大きな利益を得ている。仲介者やブローカーのネットワークは、インドネシアから中国への違法木材の輸送手配を行っている。このようなシンジケートは、密輸丸太が押収されないように、一回の輸送手配に20万米ドルもの賄賂を支払っている。

パプアから盗まれているメルバウの大部分は、中国の上海近郊の張家港(Zhangjiagang)に向けられており、マレーシアの偽造書類を使って原産国を偽装し、中国の法の目を潜って税関を通してしている。

¹⁰ EIA/Telapak, "The Last Frontier", February 2005

税関を通った丸太は、中国のウッドフローリングの生産拠点である南潯(Nanxun)の町に運搬される。この町には、5年前にはフローリング工場が数社しかなかったのが、現在は500以上のフローリング工場が、200以上の製材工場からメルバウを調達している。南潯の工場では、一分ごとに一本のメルバウの丸太をフローリングに加工しているという。

加工された製品は、急成長を続ける国内市場へ出荷されるとともに、海外の主要国へも輸出されている。ちなみに、インターネットのGoogleで「メルバウ フローリング」と日本語で入力すると、77件の検索結果が表示され、日本国内でも多くの業者が販売をしていることがわかる。

1-2-3. ロシアのケーススタディ

シベリアのNGOであるBROCおよびシベリアの森の友(FSF)が、シベリアでの違法な木材取引実態を調査した報告¹¹を紹介する。

極東ロシアとシベリア(以降、両地域を広義でシベリアと呼ぶ)の森林の保護とその持続可能な利用は多くの理由によって、地球規模で重要である。

- シベリアの森林はその広範囲が、森に生活を依存している何万人もの先住民の生活の場となっている。
- この地域は多くの絶滅の危機に瀕している種の重要な生息地である。
- この森林は、国内の森林資源を大きく破壊してしまった近隣の地域や国々のための木材供給地として、持続可能な方法で管理されなければならない。
- ロシアの森林の大規模な破壊により、膨大な量の炭素が大気へ放出される可能性があり、それによって気候変動が加速するだろう。森林破壊は化石燃料の燃焼に次ぐ2番目のCO2排出要因である。

しかし、過去数年にわたり、シベリアでの違法伐採は急激に増加している。森林の40%は山地であり、インフラが不足しているために伐採できない状態であるが、多くのアクセス可能な地域、特に鉄道・道路や人間の居住地域の周辺ではすでに過剰伐採されている。森林管理を担う行政側は、ロシアの森林は面積および木材量ともに増えていると主張するが、実際には、伐採や森林火災のために年間森林総面積の0.8%の割合で劣化しており、エゾマツやチョウセンゴヨウ、シベリアマツ、カラマツなど針葉樹の成熟林が、カンバ類の二次林に取って替わっている。皆伐されてしまった地域、特にもろい永久凍土上の地域は極端な寒さと薄い地層のために事実上荒地となっている。

ロシアの森林、環境及び市場勢力

過去十年間に、ロシア全土では国内の木材生産量が減少し、木材加工産業が崩壊し、それによって木材輸出が増加した。1993年から2003年までのロシアの木材総生産は大きく減少したが、その一方で海外への木材輸出は多くの企業にとって唯一の安定した資金源となった。木材産業では汚職が蔓延し、違法な輸出が急増するに連れてロシアの森林の脅威は増えている。

¹¹ BROC/ Friends of Siberian Forests/ Forests Monitor, "The Wild Easr", October 2001

シベリアの木材産業は近年、天然林からの木材輸出に依存している。伐採会社は、天然林からの木材を、高い木材価格を支払うことのできない地元の製材所に販売せず、海外へ輸出することで多くの利益を得ている。1997年、丸太生産量は全木材生産量の85%を占めていた。しかし2002年にはこの数字は90%以上に跳ね上がった。2002年にシベリアからアジア太平洋地域に輸出された木材製品は総計約1000万m³である。近年、地元で加工された木材はわずか約10%で、地域によってはこれよりも少ない。92年には、丸太の生産量は全生産量の40%を占めるに過ぎず、加工された木材製品は41%、紙の生産量は16%であった。当時、木材の全生産量のほとんど半分は地元で利用されていたが、4分の1は旧ソ連のその他の地域に運び出されていた。木材生産量のおよそ30%は海外に輸出されていた。

海外、特にアジアの需要が増す一方、国内需要は落ち込んでいたため、シベリアの木材産業は今ではほぼすべて輸出主導であり、そのため、絶えず変動しているアジア市場に左右される。森林の生物多様性の保全は、アジア市場での特定樹種への需要によって直接的に左右されることになる。例えば、タモやカラマツは日本の企業が住宅建設用として多用している。

日本や中国の需要が増したことにより、保護された河川の流域でタモが違法に伐採され、またかつては針葉樹のみが伐採されていた保護価値の高い地域では過度に伐採が行われた。ますます多くの広葉樹が中国や日本へと流れており、そこで加工され価値が大きく増すのである。さらに、日本の合板製造業者は原料を熱帯のラワンからシベリアのカラマツへとシフトした。日本市場でのこのような変化により、シベリア北部の温帯林及び南部の北方林の脆弱な永久凍土地域は長期にわたって影響を受けることになるだろう。

木材業者は丸太の輸出を重視するため、伐採を加速している。アクセス可能な場所はますます不足し、企業は新たな場所を求めて道路のない奥地へと伐採を進める。このような産業構造が続けば、手付かずのまま残されている最後の森林の環境を破壊するだけでなく、経済的にも不安定である。

違法伐採が地域社会に与える影響

シベリア全域で、多くの木材業者は社会的・経済的に過酷な状況を経験しながらコミュニティの中で操業している。ロシアの伐採労働者は奴隷に匹敵するような状況下で強制的に働かされている場合が多い。伐採労働者の一団は伐採1立方メートルあたりわずか23ルーブル(約75セント)しか得ていない。労働者一人あたりでは1立方メートルにつき平均10セントなのである。木材を40km離れた港まで運ぶトラックの運転手の賃金はかつては1m³あたり68ルーブル(約25セント)であった。木材自体は1m³あたり70-100ドルで中国または日本へと売却されることになる。伐採労働者たちは市当局によって他の職の機会が与えられないため、それほどわずかな賃金でも働き続けているのである。

会社の経営者らは利益を加工作業や地域社会に再投資せずに、国外へ持ち出すことが多い。このような社会経済の枠組みの中で、3つの出来事が同時に起こっている。ひとつはアジアの国境と市場の開放、二つ目は民営化、そして三つ目は犯罪化、である。これにより、大規模で、かつては国有だった多くのシベリアの伐採会社は生産の削減と労働者の一時解雇を余儀なくされた。これに応じて、新たに失業した多くの労働者たちはロシアの軍縮の結果、低価格で市場に出回るようになった古い軍隊の積載・輸送機器を使い、私有の伐採会社を立ち上げた。ソビエト時代に比べ、5-10倍の伐採会社が現在、この地域内で操業している。これらの小規模企業は既存の木材会社から割り当てられた携帯用の機材を使って違法に伐採し、木材を取引し、また偽造文書の利用と言う非常に一般的な手段を使って利益を得ている。

製材やその他の加工製品の生産によって、地域社会に職を供給することができるはずだ。これによって多くの収入をもたらす、無駄を減らすことができるだろう。しかし、伐採業者らは、中国の卸売業者から不正行為や脱税などで利益をあげる誘惑に駆られる。求人が容易で人件費の安い中国への加工現場の移転が進むに連れて、ロシアの地元の労働者たちは自らの加工技術を失っている。さらに、設備は壊されたり、解体用に盗まれることも多い。そのため、地元で加工できる見込みはさらに遠のいているのである。

汚職や資本の流出、その他の問題

法律の上では、ロシアの伐採方法に関する基準は非常に厳しい。しかし、森林局の腐敗により、市当局や警察、木材会社はあらゆる規制を容易に回避することができ、その結果、違法伐採が蔓延している。森林局のシステムや国家環境保護委員会が権限を持っていた間ですえ（2000年5月の撤廃以前）、無数の小規模木材会社をコントロールするのは非常に難しかった。このような会社は、越境して輸送をし、自らの違法伐採や取引活動を迅速に進め、当局により取り締まられる前に撤退するために存在していた。伐採規則・規制は日常的に無視され、違法伐採は自然保護区や禁猟区、保護森林において記録されている。

公式な統計データは信頼できるものではないことが多いため、どれほどの木材が実際に輸出されているか予測するのは難しい。公式統計によれば、1999年にはイルクーツク地域で810万 m^3 の木材が伐採された。森林局は、実際に伐採されたのは1580万 m^3 であると報告している。

森林局の予算削減により、森林査察を継続するための資金が不足するようになった。森林局の腐敗はひどく、職員たちは押収された違法伐採木材の売却に関わることで日常的に利益を得ていた。政府の財政難や管理不足により森林局の制度は行き詰り、2000年5月、独立した組織としては撤廃されたのである。

イルクーツク州における状況

イルクーツク州はバイカル湖の北西に位置し、ロシアで最も森林の豊かな地域のひとつとされている。ソビエト時代、この地域は年間約1200立方メートルの木材を産出していた。イルクーツク地域はロシアにおける針葉樹林の半分、一人あたりにすると約21ヘクタールを保有している。この豊かな資源は法的には国家と一般市民の所有物だが、大半は犯罪的な企業主グループによって支配されている。イルクーツク警察のバルハートフ大佐によって報告されたデータによれば、年間1500万 m^3 の木材が日本と中国に輸出されている。しかし公式な統計ではその数字のおよそ半分しか計上されていない。木材輸出に絡む業務は非合法的な場合が多いが、場合によっては暴力的になることもある。チェチェンの犯罪者たちがイルクーツクから15キロの場所にあるオクスコイエ林業ステーションへとやってきて、現地の森林労働者に対し、奴隷同様の状態で伐採を強制した。1999年にはこの州で4人の森林管理官が殺害され、数軒の住宅が放火された。

イルクーツクの東シベリア関税局のオレグ・グラディシェフ副局長によれば、鉄道には報告されているよりも量が多く、価格の高い木材が積まれているという。現在イルクーツク州で操業中の2600もの伐採企業をコントロールするのはまったく不可能である。政府が自由市場経済戦略を重視するのに刺激され、元パイロットや教師、警察官や運動選手が時に違法伐採者へと転向している。政府の役人は定期的にこの行為を止めようと法案を可決するが、それを実施することができずに手をこまねている。99年、イルクーツクでは木材輸出関連の法律違反について1,362件の告発があった。告発されたにもかかわらず、不正行為に関する裁判が実施されることはなかった。同時に、資源の輸出に関わる20以上の組織犯罪グループがイルクーツクにおいて確認され、約300の企業がこの20グループの行動に明らかに関わっているのである。

密輸産業の結果としての社会に対する損失を金額に直すと年間数億ドルにもなると推定される。そしてそれはうまく操業している密輸産業の関係者を豊かにしているのである。中国人の木材「マネージャー」はクラスノヤルスクからウスルースクまでのシベリア鉄道の全線を熟知し、頻繁に姿を現す。彼らは米ドルで支払って木材を買い付け、さらに加工するために素早く列車に積み込み自国へと運ぶ。そしてこの過程でかなりの稼ぎを得るのである。密輸活動の重要かつ深刻な点は、いわゆる偽造あるいは盗難パスポートの利用によって登記された「一日企業」にある。その例として、ある定年退職者がこの陰謀の被害者となった。彼は自分のパスポートを紛失し、最終的には40万ドル相当の木材を中国へ輸出したとして告発されたのである。

一方、この地域の森林総局のウラジミール・チャーホフ局長は「伐採用として分配された林地はほとんど伐採された。高級樹種であるシベリアマツの森(保護されている)は直ちに伐採されるべきである。さもなければ老齢樹林になってしまうだろう」と言う。民間の木材会社の5倍の木を伐採する森林機関については、その機関の伐採活動は推し進められなければならない、少なくとも人々が職を持つようにならなければならない、としている。貧しい人々は木材産業内で職を与えることによって保護されるべきであると言うのが彼の持論である。また、イルクーツク地域行政の森林省のカラクツァ氏もそれまで以上に木を切り、売る必要があるといている。今のロシアでは経済的必要性が優先される。地方の村々はそれぞれ利益を得るための伐採方法を模索し、同時にそれが破壊の原因とならないように取り組まなければならない。小さなシベリアの町や村の周辺の森林は急速に姿を消そうとしている。鉄道や道路の沿線では山のように積み上げられたマツを見ることができる。状況は日に日に悪化しているのである。

イルクーツク州の警察官は森林保護に関する地域検査官システムの再開を、特に州北部で検討している。検査官一人について年間1100ドル前後の費用がかかるだろう。この額はせいぜいトラック一台分の木材にしか相当しないし、その検査官は盗まれた木材よりも多くを予算にもたらず可能性もある。しかし、森林管理官の間で日常的であるように、それほど少ない給料しかもらえない検査官が賄賂を送られる危険性は常にあるのである。

コラム：中露貿易の現状

中国の年間木材需要は1億4千万 m³ 以上で、日本の1.5倍の木材消費国である。以前は国内の天然林から大半が調達されてきており1990年代における中国の木材輸入量は、1994年ごろまでは微増傾向であったが、1996年以降増加に転じ、1998年以降ロシア材への依存度を高めながら急速に伸びた。2002年には2433万 m³ にまで達して、世界の木材市場に大きな影響を及ぼすようになっている。(図1-9)



図1-9. 中国のロシア材輸入量の推移¹²

とりわけロシア材輸入量は95年以降毎年平均40%以上の増加であり、2000年度は1995年に比べ17倍の増加となった。この結果中国の木材輸入に占めるロシア材の比率は、1995年の13.9%から2000年の43.6%へと大幅なものとなった。2002年のロシア材輸入量は1481万 m³、シェアは6割に達し、日本の輸入量の3倍以上になった。

中国が輸入しているロシア材は、アカマツやカラマツなどの針葉樹、タモやナラなど広葉樹である。輸入木材の生産地は、東シベリアと沿海地方、ハバロフスク地方を中心とする極東ロシアであり、その多くは丸太のまま鉄道やトラックの陸上輸送により国境を越えている。主な通関地点は、黒龍江省の綏芬河、内モンゴル自治区の満州里およびエレンホトである。最大の通関量である綏芬河は、国境を接しているロシア・沿海州からのナラやタモなどの広葉樹材輸入が多い。

輸入材は通関地点で業者が買い付け、木材産業が発達している沿岸地域に輸送後、製材や集成材、合板、家具、建具、フローリングなどに加工されて付加価値をつけて欧米や日本にも輸出されている。しかし最近では、国境近辺に製材工場が急激に増加しており、通関後すぐに一次加工をすることで、輸送効率が向上されるようになってきている。

中国が輸入するロシア材にも、相当量の違法材が含まれており、とりわけタモやナラ、チョウセンゴヨウなどの高級材は、国内産が伐採制限で不足していることから、犯罪組織が違法伐採・輸出に関わっているとみられる。これらの樹種は、ロシア国内でも資源減少が進み森林の質的劣化を招くとして伐採が制限されている。

¹² “ロシア森林劣化加速の恐れを孕む中ロ木材貿易の拡大”, 山根 正伸, フェアウッドマガジン第2号, 2003年



図 1-10. 極東から中国への木材輸送ルート¹³



図 1-11. ロシアから中国に輸入されるロシア材
(中国・綏芬河、2004年7月撮影)

¹³ "The Russian Far East", Josh Newell, April 2004

1-2-3. 違法伐採問題に対する国際社会の動き

近年、国際社会でも違法伐採問題に対して対応が求められるようになってきた。

1998年、G8 バーミンガム・サミットにおいて、G8 諸国は「違法伐採は、国及び地方政府、森林所有者及び地域社会から重要な収入と便益を奪い、森林生態系に被害を与え、木材市場と森林資源評価を歪め、持続可能な森林経営を抑制する因子として機能する」とし、「G8 森林行動プログラム」に位置付けた¹⁴。

バーミンガム会合合意事項

10. 違法伐採は、国及び地方政府、森林所有者及び地域社会から重要な収入と便益を奪い、森林生態系に被害を与え、木材市場と森林資源評価を歪め、持続可能な森林経営を抑制する因子として機能する。振替価格操作、インボイスのごまかし及びその他の違法な行為を含む、違法に収穫された木材の国際貿易は、違法伐採の問題を悪化させる。問題の程度に関するより良い情報は、実際的で効果的な対策の開発のため前提条件である。

11. G8 メンバーは:

- ・ 実際的で効果的な対策開発のための基礎として、違法に収穫された木材の国際貿易の性格と程度に関する情報と評価の共有を奨励する。
- ・ 例えば森林に関する政府間フォーラムと ITTO を通じて、国際的な木材貿易に関する経済的情報と市場透明性の改善のための実施措置を確認し支援する。
- ・ 違法伐採と違法に収穫された木材の国際貿易をコントロールする国内措置の効率性を確認し評価し、改善が必要な分野を確認する。
- ・ 木材の貿易に関係する国際商取引における贈収賄と腐敗防止を目的とする国際協定の下での義務履行のための措置を講ずる。
- ・ 違法伐採と違法に収穫された木材の国際貿易の性格と程度の評価とその対策の策定と実施の能力開発のため、関心あるパートナー諸国と協力し、ITTO を含む国際機関を通じた取組を行う。

2000年7月のG8九州沖縄サミットでは「違法伐採との闘い」がコミットされ¹⁵、「輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処する最善の方法についても検討する」とし、違法伐採問題に対して国際的に取り組むことへのコンセンサスができた。

この結果を受け、「森林法の施行に関する東アジア閣僚会合(FLEG)」が2001年9月にインドネシアで開催され、インドネシア、中国、タイ、フィリピン、ラオス、ベトナム、カンボジア、G8 から日、米、英、独、EU、その他豪州の代表と、世銀、ITTO、FAO など国際機関、環境 NGO が参加して違法伐採問題について話し合い、この問題に積極的に取り組む旨の閣僚宣言が採択され、以下の項目が確認された¹⁶。

- 違法伐採問題に輸出入国双方が取組む。2国間・多国間協議、協力が必要。
- 違法材の輸出入を排除する方策追求。

¹⁴ G8 森林行動プログラム実施進捗状況報告書より(外務省仮訳)

¹⁵ 「G8 コミュニケ・沖縄 2000, Para67」、G8九州・沖縄サミット首脳会合、2000年7月23日

¹⁶ 「プレスリリース 森林法の施行に関する東アジア閣僚会合結果(概要)」林野庁、平成13年9月17日

- 政策決定に利害関係者の参加促進と透明性を高める。
- 持続可能森林経営のため森林資源に依存する人々の経済面を改善。
- 森林資源のモニタリングと評価の取組。
- NGO、企業等にアドバイス要請。
- G8 諸国等へ支援や問題への取組み要請。
- WSSD 等で違法伐採問題等が扱われるよう努力。

2002年6月、カナダで開催されたG8外相会合では、G8森林行動プログラムの最終報告書が公表され、この中で、G8各国は違法伐採木材に対して輸出入を排除する為の行動を約束。首脳会談において小泉総理も「違法伐採問題への取組みを強調したG8森林最終報告書を歓迎し、その実施も重要である」との発言をしている。

2002年8-9月に南アフリカで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)では、森林法規の実行、林産物の違法な国際貿易への対処等、違法伐採への国際的取組の必要性を協調した実施計画が採択された。また、日本とインドネシア政府は「アジア森林パートナーシップ」を正式に発足させた。

FLEG東アジアでの成果から、2002年は2国間・多国間での具体的協力体制も構築されるようになった。まずは4月、英国とインドネシアがMOUを締結¹⁷、8月にはノルウェー-インドネシア間で¹⁸、さらに12月には中国とインドネシア間でも同様のMOU¹⁹が締結された。法の実施体制や取引の監視体制強化、合法木材の識別などを旨とし、各国間での協力支援体制の構築を目指す内容である。日本とインドネシア間でも2003年6月に小泉首相とメガワティ大統領の間で同様の2国間共同宣言とアクションプランが締結されており²⁰、国際社会に対して違法伐採への闘いを公約している。

2005年3月には、英国ダービシャーで開催されたG8環境・開発大臣会合で、世界的に蔓延する違法伐採と国際市場に流れる違法木材が、持続可能な開発にとって深刻な問題であるとの認識から、G8各国が協力してこの問題に取り組む旨合意がされた。輸出国側でのガバナンスの改善や法施行の強化のためにG8が支援を強化することを約束。同時に、輸入国側の責務として、違法木材の輸入や取引を停止するための施策や、公共調達において合法な木材のみを調達する施策を講じるよう推奨している。また、木材取引に関係する民間企業に対しても、合法木材の取引を促すとともに、自主的な行動規範の実施や木材取引の透明性を高めるよう働きかけていくとしている。

¹⁷ "Memorandum of Understanding Between The Government of the Republic of Indonesia and the Government of Great Britain and Northern Ireland on Cooperation to Improve Forest Law Enforcement and Governance and To Combat Illegal Logging and the International Trade in Illegally Logged Timber and Wood Products", 18 April 2002

¹⁸ "Letter of Intent between the Government of the Kingdom of Norway and the Government of the Republic of Indonesia regarding Cooperation to Improve Forest Law- Making and Law Enforcement to Combat Illegal Logging", 30 Aug. 2002

¹⁹ "Memorandum of Understanding between the Government of the Republic of Indonesia and the Government of the People's Republic of China Concerning Cooperation in Combating Illegal Trade of Forest Products", 18 December 2002

²⁰ 「違法伐採及び違法に伐採された木材と木製品の国際貿易に取り組むための協力に関する日本国政府及びインドネシア共和国政府との間の共同発表」およびその実施のための「行動計画」

1-3. 合法であるが非持続的な森林管理の問題

1-3-1. 合法性の水準について

輸入国側の対策が必要であることはいまでもないが、輸入国側が一方的に合法材を要求することで起こりうる影響についても注意しなければならない。

ひとつは生産国側が、伐採許可をむやみに増やしたり、法律を緩めて合法性のレベルを引き下げたりすることだ。インドネシアでは、ここ数年伐採割当を段階的に引き下げてきたことで合法的な国内需要が慢性的に不足していたが、2005年に入ってから新林業大臣が年間の伐採割当量を増加させる方針を出している。

林業相自然伐採割当を引き上げ！

カバン林業相は6日、近く今年の自然林伐採割当を当初の545万6,000立方メートルから2,000~3,000万立方メートルに引き上げる案を、国会で審議する方針を明らかにした。地元各紙が伝えた。政府は、自然林の持続的管理を目的に2001年の2,250万立方メートルから昨年の574万立方メートルまで割当量を段階的に縮小していた。²¹

また、どの国においても、森林利用や保護に関するなんらかの法規制を持っているが、これらの森林法の現状がどのようになっているのかの評価もしなければならない。これらの法律には、人権や環境、貿易に関する国際法、土地利用権、人権、環境保全、野生動物に関する国内法、先住民の慣習法、も含まれるべきだが、先住民や地域住民による森林の所有権や利用権は森林関連法とみなされない場合も多い。

違法伐採には、木材業者が保護区内などで組織的に違法操業している例から、必要な許可を持たずに生活に必要な木を切る貧しい地域住民の伐採まで、様々なレベルで行われている。現行の森林法や森林政策は、往々にして大規模な森林事業を推進しつつ、しばしば地元住民を排除して森林資源から遠ざけてしまう。この不公平が土地利用をめぐる対立を各地で生みだしているのだ。

違法伐採対策のための森林法の施行を強化しながらも、組織的なプレイヤーが無傷のまま、地域住民による森林利用ばかりを制限し、生活の苦しい地域住民を取締りの対象としてはならない。そのため、警察や司法当局内の腐敗が蔓延し組織的な違法ビジネスに加担しているような国々では特に慎重に考慮しなければならない。

従って、生産国との協議を行い、森林セクターの改革や透明性の向上、住民の土地利用権や森林アクセス権の確立、汚職の追放についても支援を行う必要がある。

²¹ The Daily NNA 2005/1/10

1-3-2. 先進国での森林伐採における問題

上記の問題とは別に、合法的伐採と持続可能な伐採とは同等ではないことにも注意しなければならない。とりわけ、天然林資源の豊かな先進国において、法的には問題が無いが大規模な伐採によって地域住民との対立を生じている例も見られる。日本への木材の主要輸出元である北米やオーストラリアでは樹齢 2~300 年以上のオールドグロスあるいは原生林と呼ばれる森林が、商業用として伐採されており、しかも数十ヘクタール以上の大面積の皆伐による施業がいまでも主流である。このような施業は当該地の法律に基づいて行われているものであるが、そもそも法律が緩いことが問題となっている。住民や環境団体と激しく対立している所もあるが、林産業が当該地の経済にとって大きなシェアを占めているところでは、林産業界が政治的に強い発言力を有しており、住民や環境団体の意見は行政には反映されにくい社会構造になっている。

カナダBC州のケーススタディ

ここでは、カナダの林産物生産の 4 割を占め、我が国にとっても製材品輸入先の 4 割近くを占め主要な木材供給源となっている BC 州の状況を見てみよう。

BC 州の総面積 95 百万 ha のうち、森林面積は 60 百万 ha である。森林種別では針葉樹林が 89% を占め、混交林が 8%、広葉樹林は 3% のみである。同州には、地上の 0.2% しか存在しない温帯雨林と呼ばれる世界的に貴重な原生林の 1/4 が広がっており、世界的に最も古い木々が残っている。スピリットベアーやマウンテンカリバーなどの貴重な動物も生息し、先住民たちも 1 万年前からこの森林に依存して生活してきた²²。

BC 州では 95% が州有林となっており、林産業の大部分もこの州有林で行われていることになる。州有林における伐採権は Tree Farm Licences または Forest Licences として付与され、87% は大手林産企業により利用されている。これら伐採権による伐採活動は 95 年に制定された森林施業規範 (Forest Practice Code) が適用されることになる²³。

しかしながら現状の BC 州の法規制 (Forest Practices Code および新たな Forest and Range Practices Act) では、川岸の林地の保護は要求されていない²⁴。川岸における伐採は、侵食や堆積、林地残材、土砂などが遡上する鮭などの移動を制限し、森林への窒素供給や水量・水温の調整に悪影響を及ぼす。

州内の保護地は 1200 万 ha を超え (州面積の 12%)、一切の林業、鉱業、産業開発が禁止されているが、保護価値の高い沿岸温帯雨林の約 1/2 (53%) はすでに伐採されてしまった²⁵。

²² <http://www.marketsinitiative.org>

²³ British Columbia's Endangered Forest, ForestEthics, 2003

²⁴ Canada's Rainforest Status Report 2004, David Suzuki Foundation

²⁵ <http://www.focs.ca/1clayoquot/facts.htm>

これは、高地ツンドラ地帯などが州立公園として保護される一方で、生態的に重要な森林が林産業に開放されているためである。例えば、沿岸ダグラスファー林の保護率はわずか 2.7%、

ボンデローサマツ林は 4.4%、内陸部ダグラスファー林は 4.8%、準北方スプルース林では 6%しか保護されていない²³。

90%の伐採は原生林からのものであり、温帯雨林での伐採の 97%は皆伐施業による。州森林省のデータによると、同州の伐採速度は持続不可能であることを示している。また、州環境省によると同州の動物種の 1/8 が絶滅の危機に瀕しており、森林伐採が最も大きな要因の一つとなっている²²。

絶滅危惧種を保護する法律は、連邦レベルで新法ができたが、これはわずかな国有林にのみ適用され、大部分を占める州有林に適用できる法規制は無い。したがって、絶滅が危惧されているマウンテンカリブーやニシアメリカフクロウが生息する森林でも伐採許可が出されている²³。



図 1-12. カナダ BC 州中部沿岸域の Kalum 地区にある皆伐跡地 (2003 年) 66ha の伐採地の中には鮭の遡上する小川が 6 つあったがいずれも保護されていない (Canada's Rainforest Status Report 2004, David Suzuki Foundation)

グレートベア温帯雨林をめぐる林産業と先住民・環境団体との対立

大規模皆伐による森林伐採が続くなか、90 年代に入ると、先住民や環境団体との対立が鮮明になってくる。93 年、バンクーバー島の辺境の小村であるクラクワットサウンドにおいて、カナダ史上最大の市民抗議運動が行われた。1 万人もの市民が集結し、900 人が逮捕されるというこの事件により、BC 州の森林伐採が世界の注目を集めることとなる。

95 年には BC 州北・中部海岸林の森林破壊を止めるために、環境保護団体 (ForestEthics、Greenpeace、Sierra Club of Canada BC) がグレートベア林産物をボイコットする、グレートベア温帯雨林保護キャンペーンを開始する。キャンペーンは国際的な規模にまで拡大し、環境保護団体はこの“マーケット・キャンペーン”の成功をうけ、主要伐採企業 (Interfor 社、Western Forest Products 社、Weyerhaeuser 社、WestFraser 社ら) との交渉を開始、保護価値の高い渓谷沿いの森林伐採を停止するように要求を始める。

2000 年 5 月、主要伐採企業と環境 4 団体は Peace Agreement を作成、伐採企業は伐採の停止、環境団体はマーケット・キャンペーンの停止を合意した。しかしその直後の 6 月、は Interfor 社と WestFraser 社がこの交渉から脱退したため、環境団体はこの 2 社を対象とする国際的なマーケット・キャンペーンを再開した。

2001年4月4日、環境団体らのマーケット・キャンペーンの成功を受けて、州政府と環境団体、伐採企業、地域社会、先住民の間で歴史的な合意(Great Bear Rainforest Agreement)がなされた。この合意はグレートベア雨林の68の手付かずの渓谷を一時的に保護すること、州政府が先住民と土地利用計画の策定に関して先住民と直接交渉することを約束している。また、土地利用計画の策定において、新たなエコシステム・ベース・アプローチを採用することとしている。科学者と経済学者からなる独立専門家チーム(CIT: Coast Information Team)が組織され、土地利用計画の策定に対して信頼できる情報を提供することとなった^{26,27}。

合意の後、伐採の現状

グレートベアでの歴史的な合意は、しかしながら、持続的な森林管理が達成されたことを意味するものではない。一時的な保護下にある68の手付かずの渓谷のうち、永久的に保護が約束されている所は無い²⁵。

CITは、グレートベア雨林地域とハイダグワイ地域の環境、社会、文化の保護を目指し、土地利用計画策定プロセスに対してエコシステム・ベース・マネジメントの枠組みと経済的な補償策を提言することになっている²⁴。

沿岸中央部や北部で施業する企業は、生態系に基づいた最新の森林経営を導入し、CITの情報を土地利用計画に生かし、生態系の保全と人類の福祉の実現に努力していると述べている²⁸。

David Suzuki 財団は、現在のグレートベア地域の施業状況について、最新の調査結果を公表した²⁹。協定で対象となっている北部沿岸、中部沿岸、およびハイダグワイ地域において、2002年1月15日から2003年2月24日までに許可が与えられた185の伐採現場を調査し、CITによるエコシステム・ベース・マネジメントの基準と比較した。

その結果、伐採方法においては皆伐施業(伐採地の85%以上を伐採)が圧倒しており、全調査地の57%が皆伐、中部沿岸に限っては83%が皆伐によるものであった。

川岸での施業についてみると、伐採地の中を通る小川(S4という鮭などが遡上するクラス)のうち、完全にバッファゾーンを設けているのは1%しかなかった。42%の小川では川岸まで伐採が行われており、S4の支流となると、保護されている所は皆無であった。CITは生態系を保護するため最低限バッファゾーンを基準樹高の1.5倍設けるなどの基準を示している。

以上のように、グレートベア地域ではエコシステム・ベース・マネジメントによる森林管理は、いまだ十分に定着していないことが窺える。

²⁶ <http://www.savethegreatbear.org>

²⁷ <http://bc.sierraclub.ca>

²⁸ <http://www.bcforestinformation.com/jp/>

²⁹ Canada's Rainforests: Status Report 2004

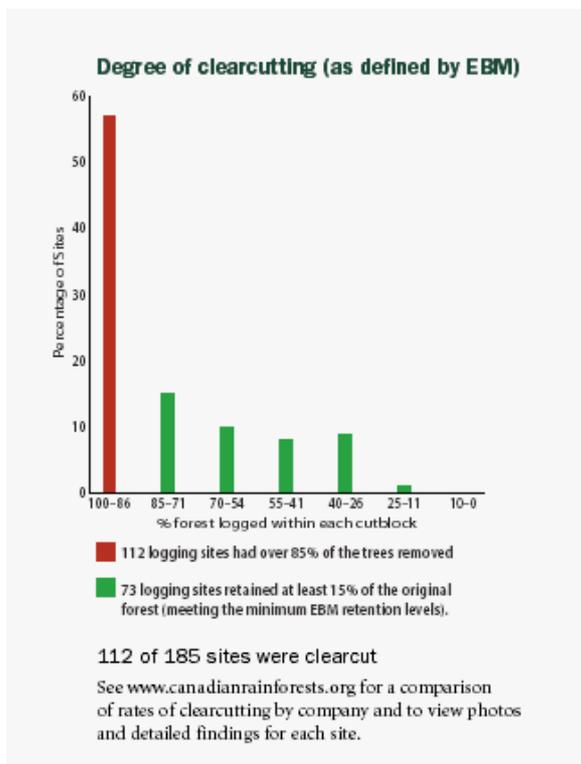


図 1-13. 皆伐の程度 伐採率 85%以上が 60%

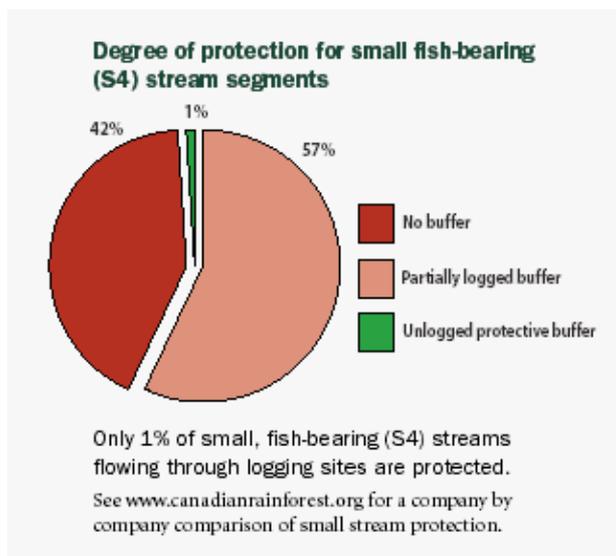


図 1-14. 魚の居る小川の両岸に緩衝林が残っているのは 1%程度

オーストラリア タスマニア州のケーススタディ

オーストラリアのタスマニアでも、同様に合法であるが天然林の大規模な伐採により地域住民との対立が生じている。これについて、2004年12月に東京で開催したフェアウッド推進フォーラムでオーストラリアのNGO Wilderness Society が発表した内容から以下に紹介する。

タスマニアはオーストラリアの東南部に位置する、北海道と同じくらいの面積の小さな島で、島ごと州になっている。非常に美しい島で、広大な原生林、手つかずの川が残っている。ユニークな生態系が残る「タスマニア原生地域」は世界遺産として保護されているが、広大な原生林はそこからはずされており、商業伐採が行われている。

タスマニアには世界で一番高い広葉樹林が残されている。これはカリフォルニアのセコイアスギに次いで背の高いセイタカユウカリと呼ばれる樹木で、樹齢400年以上、高さは90メートル、幹の周囲は20mにも達する巨木だ。

タスマニアの北西部のターカイン地域は世界でも希少な温帯雨林の一つで、樹齢3,000年といわれる先史時代からの樹木が多く見られる。そこには体長1メートルに達する巨大なロブスターやタスマニアデビルと呼ばれる固有の野生生物が生息しているが、これらの生物は現在、絶滅の危機に瀕している。

タスマニアは世界でも最も深刻な森林伐採が急速に進められている地域だ。急峻な山間部で伐採が行われ、一日にサッカー場40個分に当たる広さの天然林が伐採されている。伐採企業であるガンズ社は、伐採跡地にヘリコプターから火を放って焼却を行っている。これによって、そこに生息する野生生物の生命も奪われている。焼却地からは巨大な煙が大空に向かって立ち上り、2004年の秋だけでも400カ所以上で焼却が確認されている。

ガンズ社は原生林を皆伐した後に産業向けの植林を行っているが、植林した樹木が芽を出す頃、植林の苗を食べる野生生物を駆除するために、毒薬「1080」を浸したニンジン等を撒いて希少な野生生物ペトンを含む沢山の野生生物を死に追いやっている。

タスマニアの森林公社やメルボルン大学の調査報告書によると、タスマニア北東部で、たとえ森林伐採が進まなくても絶滅危惧種オナガイヌワシが絶滅する恐れは62%であるが、森林伐採が進められると、その値は75%~97%に高くなるとされている。このように、予定されている伐採計画により森林の生物多様性が急速に失われる恐れがある。

オーストラリアでは100人の科学者たちが集まって、このような伐採をやめるよう緊急呼びかけを行った。タスマニアでは地域森林協定(RFA)が制定されているが、現状(現在のRFAの基準)ではタスマニアの貴重な、生物多様性の価値の高い生態系を保護することができていないと指摘している。提言された科学的基準が実際にRFAに完全に適用されれば、タスマニアのすべての原生林や保護価値の高い森林は国立公園などの保護地で保護されているはずだと彼らは指摘しており、RFAの失敗によって、タスマニアの景観、森林、生物多様性の深刻な悪化が起きているという。すべての政府や政治家に対して、タスマニアの原生林、保護価値の高い森林を保護するために必要な行動を早急にとることを呼びかけている。

タスマニアで伐採される森林のうち90%以上は、木材チップとなって日本に輸出されている。オーストラリアの木材チップ輸出量は年間約700万トンで、このうち550万トンはタスマニアから産出され日本に輸出されている。日本が輸入する広葉樹チップの3分の1以上をオーストラリア産が占め、その半分以上はタスマニア産である。

オーストラリアの自然保護団体ウイルダネス・ソサイエティは、他の NGO や住民の声を反映して、保護されるべき森林を示す地図を作成し、国立公園や保護地を確定することを求めている。タスマニアの原生林を守れという声はオーストラリア全土で高まっており、2003 年 4 月にはタスマニアのスティックス渓谷で 4,000 人以上が原生林保護を求めてデモ行進に参加した。

タスマニアの住民は原生林と野生動物を伐採から保護することを求めている。この声はオーストラリア全土にも広がり、2004 年 6 月にも 15,000 人がデモに参加した。

独立機関の調査によれば、オーストラリアの 85% の人がタスマニアの原生林保護を支持しており、これら世論に押されて政治家も動き出した。2004 年 10 月に行われたオーストラリア総選挙ではタスマニアの原生林保護が最も注目すべき環境問題として争点となり、現オーストラリア首相：自由党党首のジョン・ハワード氏は「おそらくオーストラリアの多くの人がそうであるように、私は原生林での伐採が終焉を迎えることを望む」と述べ、労働党党首のマーク・レイサム氏は「もし労働党が当選すれば、タスマニアの森林を保護するつもりだ。これ以上タスマニアの森林が木材チップと切り株へと姿が変えられるべきではない」と言っている。最終的には現職のハワード氏が勝ち、タスマニア 17 万 ha の森林を保護すると公約している。

1-4. 日本の森林・林業の問題

1-4-1. 日本の森林資源

日本の場合、違法伐採や原生林伐採による世界の森林劣化とともに考慮しなければならない特有の問題がある。それは、国内の森林資源の問題である。日本は国土の 2/3 を森林に覆われる世界屈指の森林国である。そのうち半分近くが人工林であり、その毎年の蓄積量は約 8000 万 m³ 以上、国内の木材需要が 9000 万 m³ 程度であるからそのほとんどをカバーすることが出来るほどである。しかしながら、その利用率は極めて低く、年間の伐採量はわずかに 1500 万 m³ に留まっている。1960 年台からの木材貿易の自由化により、海外からの安価な木材が大量に流れ込むようになり、現在では国内需要の 8 割以上が外材という極めて歪な木材市場となってしまった。森林率が 10% の英国でさえ自給率は 25% もある。

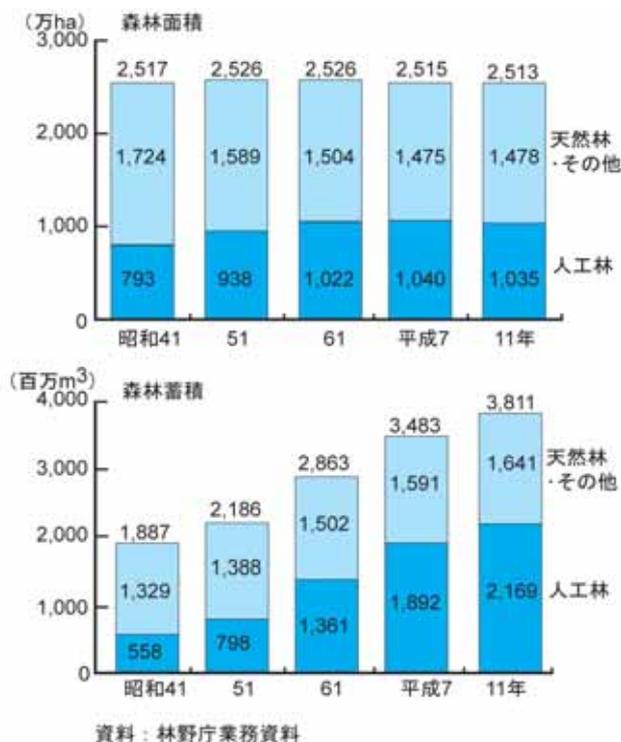


図 1-15. 日本の森林面積・蓄積



図 1-16. 木材自給率の推移

1-4-2. 日本の林業不振と森林の荒廃

このように木材貿易自由化は、日本の伝統的な森林経営を衰退させてしまった。林業の担い手は減少し、保育のための資金がなく、採算が取れないため伐採さえされない森が各地で広がっている。間伐が遅れ、下層植生の無い森は生態的に貧弱であるだけでなく、土壌の流失や土砂崩れの原因ともなっている。また、たとえ伐採しても、再生林のための資金がなく、皆伐後に放置されたままの禿山も各地で増加しつつある。このような状況では、京都議定書の日本の目標である3.9%の森林吸収量を確保することは出来ない。林業が衰退した山村では、急激な高齢化と人口減少が深刻であり、伝統文化や技術の伝承も途絶えてしまいかねない。

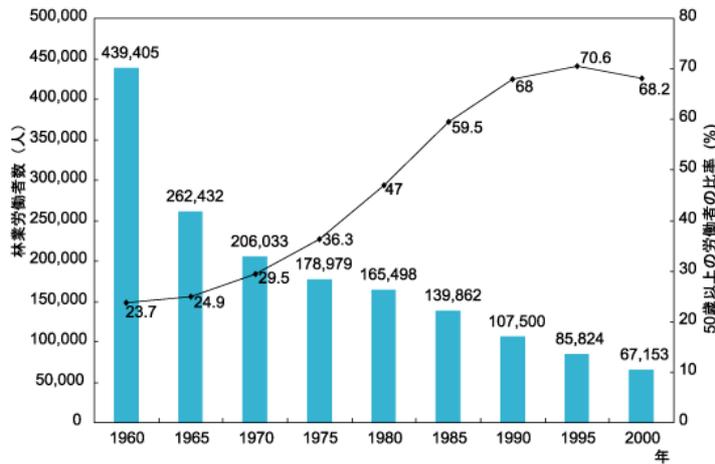
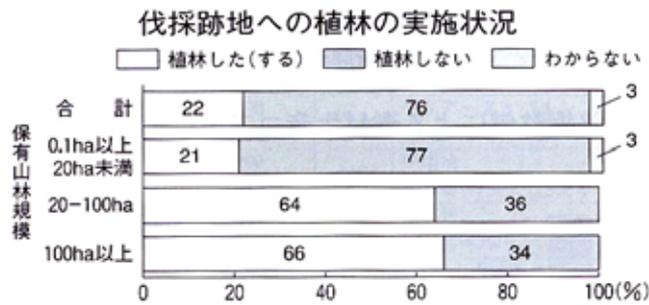


図 1-17. 林業の担い手の減少と高齢化 (資料：厚生労働省 平成 12 年度林業労働者職種別賃金調査結果概要、国勢調査 15 歳以上男女就業者数 より作成)



資料：農林水産省「山林保有者の林業生産活動に関するアンケート」
(1997(平成9年)11月)
注：対象は、林家、会社、各種団体・組合

図 1-18. 伐採跡地への植林の実施状況



図 1-19. 荒廃した森の写真
(左：間伐が遅れ土砂崩れが起きた森林、右：皆伐後に放置された山)

こうした問題を改善するためにも、日本に大量にある人工林資源を有効活用していくことが求められている。しかしながら、活用すべき国産材の需要は落ち込みを続けており、1991年から2001年までの10年間で外材の需要は12%の低下に留まっている一方、国産材需要は40%も減少している。(表 2-6. 参照)

1-5. 持続可能な森林管理への動き

1992年ブラジルのリオデジャネイロで開かれた地球サミットにおいて、「持続可能な森林管理」の理念をうたった「森林原則声明」が採択され、これ以降、「持続可能な森林管理」を目指した取り組みが国際的なレベルで行われるようになってきた。持続可能な森林管理の概念は、経済的な価値だけでなく、環境や社会的な点も含めて(いわゆる森林の多面的機能)適切な森林管理が行われることを目指したものだ。

持続可能な森林管理を判断するためには、管理の水準を評価するための基準や指標が必要となる。各地域ごとの生態系や気候条件、経済・社会条件等の特徴を考慮して、それぞれの基準と指標が開発されている。熱帯地域でのITTO基準・指標、欧州でのヘルシンキ・プロセス、北米や東アジア、太平洋地域の温帯林を対象とするモントリオール・プロセスなどがある。

日本に関係の深いのがこのモントリオール・プロセスであり、日本のほかに、中国、米国、カナダ、ロシアなど全12加盟国とともに、森林管理の持続可能性をモニターするための7つの基準と67の指標を作成、定期的にこれら基準・指標に基づいた報告を行うことになっている。

モントリオール・プロセス7基準67指標

基準1 生物多様性の保全

- ・ 全森林面積に対する森林タイプごとの面積
- ・ 森林タイプごと及び年齢級又は遷移段階ごとの面積など

基準2 森林生態系の生産力の維持

- ・ 木材生産に利用可能な森林の面積、年間伐採量
- ・ 木材以外の産物の収穫量など

基準3 森林生態系の健全性と活力の維持

- ・ 被害の発生面積・率
- ・ 被害物質の量、濃度など

基準4 土壌及び水資源の保全

- ・ 土壌浸食された森林面積
- ・ 水資源の保全のための森林面積など

基準5 地球的炭素循環への寄与

- ・ バイオマス及び炭素貯蔵量
- ・ 地球上の炭素収支への寄与など

基準6 社会の要請への対応

- ・ 木材及び木材製品の生産額および量
- ・ 非木材製品の生産額及び量など

基準7 法的、制度的、経済的枠組み

- ・ 土地保有制度の適切さ
- ・ 国民の参画活動や公的な教育・普及プログラムの規定、及び森林関連情報入手の可能性
- ・ 森林生産物の非差別的貿易政策など

1-5-1. 世界における森林認証制度の普及状況

このような流れの中で民間ベースの取組みとして生まれきたのが森林認証制度である。持続可能な森林管理が行われていることを第三者機関が評価し、これを認証する森林管理認証 (FM 認証) と、認証された森林から産出された木材を消費者がわかるように木材流通側を認証して製品にラベリングする CoC 認証とがある。

他に先駆けて生まれたのが 1993 年に設立された FSC (森林管理協議会) であり、経済、環境、社会の 3 つのセクターから 3 者ずつメンバーを選出して運営に当たるなど、中立公平性に配慮されている。森林管理の持続可能性の審査については、10 の原則と 56 の基準に基づいて、世界で FSC に認定された認証機関が審査を行う。FSC は世界レベルでの森林認証として主として先進国の森林において認証が進んできているが、当初目的としていた途上国の熱帯林においては、認証にチャレンジできる森林管理者がならず、FSC 認証ほとんど広がっていない状況である。また、先進国においても、林産業界が FSC の厳格性に反発する動きが広がった。

特に木材の主要な生産国である北欧や北米を中心に、林産業界が中心となって各国独自の認証制度を開発、フィンランドの FFFC、アメリカの SFI、カナダの CSA などが生まれた。また、熱帯地方でも、マレーシアで MTCC、インドネシアで LEI という認証制度も生まれた。これらの認証制度は、認証面積を増やして製品供給を増やし、マーケットでの認知とシェアを確保しようとの意図が強く、後発でありながらも認証面積を急激に拡大していった。

そのような中、欧州各国の認証制度が、国際市場においても FSC に対抗しようと共同で PEFC (Pan European Forest Certification) を設立した。PEFC から認定された加盟認証制度は、PEFC の認定を得ることで、PEFC の名称で国際市場に製品を供給できるようになるとともに、PEFC 全体の認証面積は FSC を追い越すこととなった。現在では PEFC のメンバーは世界に広がり、正式名称を Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes と変更、カナダやオーストラリアの認証制度も PEFC の認定を受けている。

日本においては、2000 年に三重県の速水林業が初めて FSC 認証を取得した後、徐々にではあるが認証が広がってきている。2003 年 6 月には林業関係団体や環境 NGO が日本独自の森林認証制度「緑の循環認証会議 (SGEC)」を設立、こちらも認証面積を増やしてきている。

SGEC は、7 つの規準と 35 の指標により持続可能な森林経営であるかどうか審査し、第三者認証機関が認証する。

表 1-4. 世界の主な森林認証の概要

森林認証の名称	概要
F S C (Forest Stewardship Council) ³⁰ 	<ul style="list-style-type: none"> 1993年にWWF(世界自然保護基金)を中心に発足 10の原則と56の基準に基づき、独立した審査機関が認証審査を実施 国別、地域別基準の設定が可能 認証面積は53,083,912 ha(2005/4) 日本国内では、200,046 ha(2004/4)
PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes) ³¹ 	<ul style="list-style-type: none"> 1999年にヨーロッパ11カ国の認証組織がPan European Forest Certificationとして設立。2003年に改称。 汎欧州プロセス等の基準・指標に基づく各国独自のスキームを認定する仕組み。 現在、ヨーロッパ14カ国の認証スキームが認定され、傘下に入っているほか、アメリカ、カナダ等12の認証スキームが加盟。 認証面積は58,396,291 ha(2005/4)
SFI (Sustainable Forestry Initiative) ³² 	<ul style="list-style-type: none"> 1994年、AF&PA(全米林産物製紙協会)が原則・目標を策定し、会員企業に実施を要求。 1999年、第三者による審査システムを創設。 認証面積はアメリカとカナダに45,566,968 ha(2004/12) PEFCに加盟
CSA (Canada Standard Association) ³³ 	<ul style="list-style-type: none"> 1996年、CSA(カナダ標準化協会)がカナダ版基準・指標から、独自の認証規格を開発。 認証森林面積は約63,761,595 ha(2005/4) PEFCに加盟、認定

³⁰ <http://www.fsc.org>

³¹ <http://www.pefc.org>

³² <http://www.aboutsfb.org>

³³ <http://www.sfms.com>

<p>LEI (Lembaga Ekolabel Indonesia)³⁴</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 1998年、LEI(インドネシアエコラベリング協会)が独自の基準・指標を策定し、森林認証制度を創設。 LEIの基準・指標は、ITTOの基準・指標、FSCの原則・基準等を参考として作成。 認証森林面積は91,767 ha(2005/4)
<p>MTCC (Malaysian Timber Certification Council)³⁵</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 2001年、木材業界等からなるMTCC(マレーシア木材認証協議会)が独自の森林認証制度を創設。 マレーシア版持続可能な森林経営の基準・指標(MC&I(2001))を適用。 認証森林面積は約4,670,000 ha(2005/4)
<p>SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)³⁶</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年、我が国の林業団体、環境NGO等により、SGECが発足。 人工林のウエイトが高いことや零細な森林所有者が多いことなど我が国の実情に応じた制度を創設。 認証森林面積は約28,742.0 ha(2005/4)

1-5-2. 森林認証への移行システム:TFTのシステム

FSCの森林認証制度が元々意図していた目的は、ガバナンスに問題のある途上国において、無秩序に伐採された木材と、適切な管理の元で生産された木材を区別することで、森林管理のレベルを向上させようとするものであったが、実際には伐採業者(または森林管理者)にとって森林認証はあまりにも高いハードルで、取得はほとんど進んでおらず、あいかわらず違法伐採が横行している状況である。

一方、欧米を中心に、認証木材への需要は確実に増えてきているが、その供給はほとんど北欧や北米などの針葉樹が中心である。大手DIY等では、消費者からの要求もあり、熱帯広葉樹のFSC認証材製品の調達を求めているが、供給量が極めて限られており、調達が困難な状況にある。

³⁴ <http://www.lei.or.id/english>

³⁵ <http://www.mtcc.com.my>

³⁶ <http://www.sgec-eco.org>

このギャップを埋める画期的な取り組みが、スイスに本部のある熱帯林トラスト(TFT)という民間の非営利機関の行っている事業だ³⁷。TFTは、欧州の熱帯材ガーデニング家具の調達販売企業らが集まって1999年3月に設立した非営利機関である。熱帯材調達において、違法材が氾濫し認証材も得られないが、しかし何も対策を取らずにいては、NGOから非難され投資家からも見放されて企業価値を損なうことになるという難しい状況におかれた企業らが集まったのだ。

TFTは、会員企業が調達している木材製品のサプライチェーン調査と、木材生産業者の森林管理状況のモニター及び改善支援を実施している。TFTの会員企業は、製品価格の2%をTFTに支払っており、TFTはそれを用いて活動を行っている。

まず、会員企業のサプライチェーンを調査では、製品の製造業者や、伐採業者、伐採地まで突き止める。現場において伐採業者や加工業者のオペレーションが合法にかつ適切に行われているか、問題があるとしたらどのような点か(通常問題があるのが普通であるが)を判断し、これらの業者が改善の意欲と能力があるかどうかまで確認する。必要であれば、適切な供給業者を探すことも行う。改善の可能性がなければ、取引は停止することになるが、改善の可能性があれば、FSCの取得を目指して改善するためのアクション計画を作るのを手伝い、かつこのアクション計画の確実な実施をモニターするのである。

TFTが支援をしながら改善をしている供給業者からの製品は、独自のトレーサビリティシステムでTFTのマークが記され、他の出所不明の木材と混じることなく確実に会員企業に供給される。会員企業は、このようにして調達した製品であることを消費者に対して積極的にPRしながら販売する。供給業者は、TFTの支援を受けながら改善して行くことで確実に買い手との取引を続けることができ、それによってFSC取得へむけて意欲を持って取り組むことになる。

TFTのこのような仕組みによって、熱帯地方の森林においても確実にFSCの認証を推進し、かつ買い手企業に対して安心の熱帯材製品を供給できることになるのである。

1-5-3. 合法性証明システム・トラッキングシステム

インドネシアにおける合法性証明システム・トラッキングシステムの開発状況

インドネシアでは、英国政府の支援を受けて、木材の合法性証明システムの開発事業が進められている。2002年に結ばれたインドネシアと英国の違法伐採対策のためのMOU(合意書)に基づき英国DFID(国際協力省)が資金を拠出している。また、USAIDや米ホームデポ社も資金提供をしている。事業は、インドネシア林業省が国際NGOのTNC(The Nature Conservancy)と共同で進めており、SGS社とURS Forestry社の国際コンサルタントがこれに関わっている。

事業では、まず合法性を審査するための共通の定義を作るため、インドネシアの各地でコンサルテーション・ワークショップが実施され、2003年の5月に合法性定義のドラフト版が公表された³⁸。このドラフト版は7つの原則、18の基準、49の指標で構成されている。

³⁷ Tropical Forests Trust 本部でのヒアリング調査(2004年) 参考 <http://www.tropicalforeststrust.com>

³⁸ Principles, Criteria and Indicators of Legality for Forestry Operations and Timber Processing in Indonesia

インドネシアの林業および木材加工業のための合法性の原則

原則1:土地の所有権及び利用権

森林管理ユニットの法的地位及び所有権が明確に定義されており、その境界が適切に官報に告示されていること。事業体は書類により証明すること、これらの境界内における木材伐採の権利を法的に確立していること、これらの境界内においてのみ木材を伐採していること。

原則2:物理的・社会的環境インパクト

事業体は、規定された手法で作成され、環境影響評価(AMDAL)に記載された全ての法的、物理的、社会的、環境的要求事項、また、AMDALの実施におけるモニタリングと関連する報告に対する法的要求事項を遵守していることを示すことの出来る、森林管理ユニットをカバーするAMDALを行っていること。

原則3:地域との関係、労働者の権利

事業体は、森林管理ユニットにおける活動により影響を受ける地域社会の福祉、地域社会へのサービスの提供、森林管理ユニットにおいて雇用された労働者及び契約者の福祉と安全、を確保する全ての法的責任を遵守すること。

原則4:伐採に関する法と規制

事業体は、森林管理ユニットにおける全ての森林計画、伐採、その他の活動を、関連する政府の規制に従って行っていること。

原則5:森林に関する税

事業体は、森林管理ユニットと伐採する木材の利用に関連する、全ての法に定められた料金、課徴金、税、その他法的料金を支払っていること。

原則6:丸太の特定、移送、引渡

事業体は、森林管理ユニットから移送されてくる全ての丸太が、必要とされる物理的IDを有していることを確保していること。

原則7:木材加工、出荷

木材加工施設及び出荷会社は正当な免許を保有しており、関連する政府の規制に従って操業していること。

伐採時の合法性が確認されただけでは、木材製品の合法性が担保されるわけではない。木材が加工・流通されるサプライチェーンの各過程で、他のもく木材と混ざることの無いように、分別管理をしなければならない。そのためには、サプライチェーンをトレースするためのトラッキングシステムが必要となる。

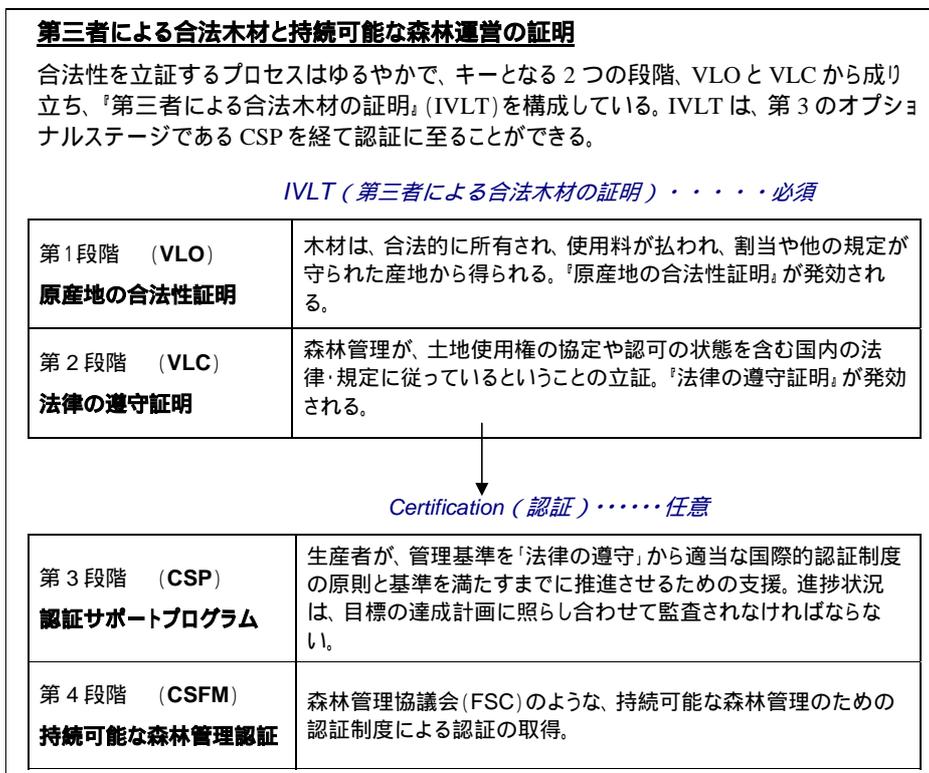
TNCでは、東カリマンタンにあるPTスマリンド社と共同で、木材のトラッキングシステムを開発し、パイロットテストも行っている。伐採地で黄色いバーコードタグが原木に貼付され、同時に原木のデータを現地ですぐにPCに入力する。原木は次に船舶やトラックによって工場に運ばれ、加工される。加工後の製品には新たな赤いバーコードタグが貼付され、インドネシアの港に運搬される。そこで、タグの情報を基に各種の税金や手数料が計算・徴収されるという仕組みだ。

ハバロフスクの合法性証明システム

ロシア・ハバロフスク州は林業生産が盛んなところであるが、違法伐採問題への国際的関心の高まりから、州レベルでの独自の合法性証明システム (IVLT: Independent Verification of Legal Timber) を開発中である。このシステムは民間のコンサルタント企業で FSC の審査等も行っている SGS 社のサポートにより開発が進められている。

IVLT は、『合法生産地の証明 (VLO: Verification of Legal Origin)』から始められる、森林管理の向上のための 2 段階のプロセスとして推奨される。VLO は木材と木材製品が合法的な原産地から得られ、サプライチェーンのすべての業者で合法的に取得されていることを証明するものである。VLO が達成されれば、生産された木材と木材製品それぞれに対して『合法原産地の証明』が発行される³⁹。第二段階は、『法律の遵守証明 (VLC: Verification of Legal Compliance)』で、木材が森林法とその他の関連法を遵守して管理されていることが証明される。この段階では、伐採権の契約規則や条件、そして『森林法典』に従っているかどうかが評価される。VLC が達成されると、『法律の遵守証明』が発効される。

このように合法性の達成を 2 段階とすることで、柔軟性をもった制度としており、最終的には森林認証の取得までをサポートする制度を目指している。



³⁹ 証明はサプライチェーンのどの業者にも発行されるが、特に輸出業者を意識して発行される。VLO を取得した組合が使用するバーコードタグは、国内に出回る木材商品が合法的な原産地から得られたことを保証するものでなければならない。

合法性の定義

木材が合法であることを証明するために、法律が遵守されているかどうかを明らかにするのは簡単な作業ではない。IVLT 制度が国内で実行されるために制定される関連法は、環境、森林、税金、関税に関する法律を含んでいることが望ましく、また、政府や業界だけではなく市民社会が協働して決めるべきである。IVLT で遵守されるべき法律が決まるまでの間は、原産地が合法かどうかを確認するための最低限の基準を設けている(下表 1-5)。

いずれにしても、どの法律が遵守されているのかを明確にするために、発行された全ての VLO および VLC には、遵守されている法のリストを含んでいなければならない。

表 1-5. VLO を満たすための原則と指標

原則		証明となる指標	証明の手段
1. 合法的、正当かつ地域的に認可された原産地から得られた木材または木材製品である	1.1	正当な伐採許可証、伐採免許証、権利証明書、管理者の契約同意書、森林の権利者の文書	森林当局に書類の正当性を確認する
	1.2	森林の所有権をめぐる争いや他者からの権利の主張が無い	土地所有権問題を担当する当局に確認する
	1.3	森林資源は地域の法規に従って分配されている	入札、販売の履歴の確認をする
2. 全ての樹木は地域当局から認可を受けて伐採されている	2.1	必要な伐採許可、許可された管理計画(要求されている場合)がある	許可証の正当性を当局に確認確認する
	2.2	木は、森林当局から得た許可内容に沿って、正しい場所で伐採されている	伐採場所の GPS の記録を GIS に入力し、許可された土地の範囲内であることを確認する
	2.3	報告する義務のあることは全て森林当局に提出されている。	森林当局に確認する
3. 森林に関する全ての料金(地域料金、使用料、輸出税など)が支払われた森林から得られた木材である	3.1	森林に関して課されている全ての料金が支払われている(未払いの料金が無いという証拠、過去の支払いが期限内に納められているという証拠がある)。また、輸出税などがある場合それらが支払われている。	生産者または加工業者が作成した申告書を確認し、当局に支払われた金額を確認する
4. 全ての製品は、直径、伐採禁止種、割当量に関する規制に従って生産されている	4.1	規制の内容は遵守されている	伐採された木材の内容を規制内容と比較する
5. 加工・流通過程で適切に取得され分別管理がされていることが立証できる	5.1	流通過程のすべての段階で、販売の契約が同意され、製品の取得が適切に行われていると立証できる	販売者・購入者からの、販売に関する文書を確認する
	5.2	原産地から輸出業者・最終販売業者に至るまでのすべての流通過程で、製品取得の履歴が記録されている	システムマネージャーによる、定期的なモニタリングと報告。第三者による確認。

アジア森林パートナーシップにおける合法性基準

アジア森林パートナーシップ(AFP)第3回会合において、日本が「AFPパートナー間における合法性、木材トラッキング及び CoC システム、証明システムの最低基準の開発」をワークプランとして提案、外務省が資金拠出をして CIFOR がこの最低基準を作成した⁴⁰。9つの要素、29の指標で構成されている。

アジア森林パートナーシップにおける合法性最低要求基準

(1) 森林管理の合法性

要素1: 土地の所有権と利用権の証明

要素2: 森林に関する法やその他関連する規制の遵守

要素3: 林業計画と施行の承認

要素4: ID とトレーサビリティ

(2) 木材加工産業の合法性

要素1: 木材加工産業の操業

要素2: 原材料の購入と受領

要素3: マテリアル・フローの処理、計画、管理

要素4: 丸太と木材製品の移送

要素5: 販売と出荷

⁴⁰ Developing Minimum Standards of Legality, Timber Tracking and Chain of Custody Systems, Verification Systems Among Asia Forest Partnership (AFP) Partners, Prepared by GFS under the the coordination of CIFOR, 31 Mar 2005

2. 木材の需要サイドの現状分析

2-1. わが国の公共建築における木材利用の現状

2-1-1. 公共建築のプロセスと木材利用の現状

国の行う公共建築は、まず、土地の確保や予算の要求、建設規模などを決定して建設の意思決定がされる。設計段階では、通常複数の設計業者にプロポーザル方式で設計コンセプトを提案してもらい、提案されたものを評価して設計業者を選定する。設計業者の選定の後、詳細設計に入るが、このときに「環境」や「森林」が目的の建築物であれば、木材を多用するといった条件を発注側より付加することができる。続いて、建築工事の請負業者の選定では、通常業者の実績や能力によって参加資格を有する業者が入札に参加、その中から入札価格によって選定する。選定するのは、金額の規模に応じて発注者が行う。工事請負業者が決定した後、契約に移るが、この際の契約図書には契約書、標準仕様書、特記仕様書が含まれる。契約に続いて工事に入る。資材の調達には基本的には請負業者の判断で行われるが、調達資材の報告・承諾は、主要資材や特記仕様書にて指定された資材についてのみ行われる。以下に、これら一連のプロセスにおける、木材の選定や環境への配慮に関する事項を解説する。

公共建築工事標準仕様書、特記仕様書

2003年4月より、国の公共建築工事における標準仕様書⁴¹が統一化された。工事発注に当たっては標準仕様書と、個別の事業ごとに作成される特記仕様書により条件が示されることとなる。

木材に関しては、標準仕様書の「第12章 木工事」において規定されており、含水率やJASの指定など品質面での指示のほか、樹種の指示がされている。公共調達ということから、「国産材」といったように原産地を指定することはWTOに抵触する恐れがあるためできないが、杉、桧、松などの樹種の指定はされている。しかし、代用樹種として米材、北洋材などほとんどのものが対象になっており、実際に使われる樹種は請負業者の判断となる。また、コンクリート型枠用合板は、請負業者の所有物となるため、仕様書では規定されていない(コンクリートの表面仕上げの仕様だけは指定している)。

グリーン購入法の特記調達品目である間伐材等の使用を条件づける場合については、特記仕様書にて指定することになる。特記指定した部材については、請負業者が指定部材であることを報告し、承諾を受けなければならない。(図2-1、表2-1)

⁴¹公共建築工事標準仕様書 http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/toutukijyun/a_kyousi.htm

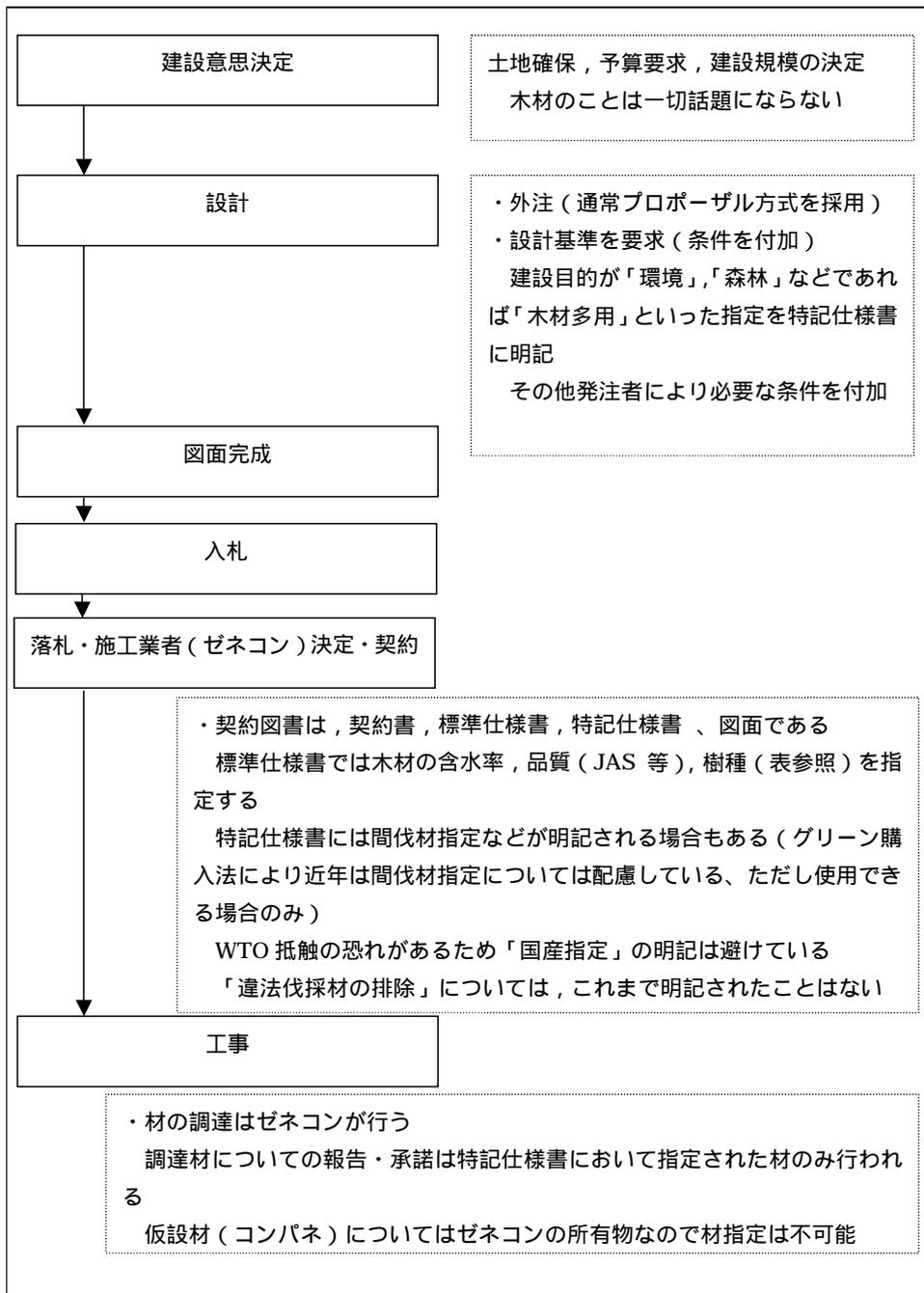


図2-1. 公共建築工事の計画から工事までの流れ

表2-1. 公共工事建築物の木工事の標準仕様書における樹種指定⁴²

区分	樹種	代用樹種
構造材	松	ひのき、ひば、米ひ、米ひば、から松、米松、米つが
	杉	米つが、スプルス、米赤杉、米もみ、えぞ松、とど松
	ひのき	ひば、米ひ、米ひば
造作材	杉	米つが、スプルス、米もみ、えぞ松、とど松
	松	ひのき、ひば、米ひ、米ひば、米つが、から松、米松
	ひのき	ひば、米ひ、米ひば
下地材 壁・天井下地、 屋根野地板、 軒回り材、 置下・下張り用床板等	杉、松	米つが、米もみ、えぞ松、とど松、北洋えぞ松、ひのき、ひば、米ひ、米ひば、から松、米松

出所 公共建築工事標準仕様書(官庁営繕部編)第12章表12.2.3

官庁施設の基本的性能基準

官庁施設が備えるべき主要な性能の項目とその水準を定めた「官庁施設の基本的性能基準」、これに基づき具体的な設計等を行う上で必要な技術的事項等を定めた「官庁施設の基本的性能に関する技術基準」という基準があり、国土交通省が行う官庁施設整備に適用されている⁴³。

「官庁施設の基本的性能基準」は、官庁施設が備えるべき基本的性能の項目とこれに応じた水準を定めたものであり、社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性の5つの大項目と33の小項目から構成されており、各性能項目に関して、官庁施設が備えるべき水準が設定されている。

「官庁施設の基本的性能に関する技術基準」は、具体的な設計等を行う上で必要な技術的事項と、設計内容等が目標とする水準を満たしているか否かを検証する標準的な方法を定めたものである。

⁴²公共建築工事標準仕様書、国土交通省

⁴³官庁施設の基本的性能基準 <http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/perform/perform.htm>

これらの基準の第3編第2章「環境保全性に関する性能」において、「環境負荷低減に関する性能は、長寿命・適正使用・適正処理、エコマテリアル、省エネルギー・省資源についての水準を定めることにより確保する。」として、「低環境負荷材料の採用」が求められており、チェックリストにより検証が行われることとなっている。

公共建築における環境配慮と木材利用

国土交通省が平成16年度より実施する「官庁施設における環境負荷低減プログラム(営繕グリーンプログラム)」では、「環境にやさしい建築資材の活用」として「間伐材等の木材の活用の促進」が施策になっている。このなかで、「適正に管理された森林から供給される木材の使用はCO₂削減に資するほか、間伐材等の低利用材や廃材の使用は省資源や廃棄物削減にも資するものであり、その使用を促進」となっている。しかし、適正に管理された森林についての定義はない。この施策の目標は「木材活用事例集の作成・普及」となっており、毎年木材活用モデル工事を実施し、木材活用事例を収集し、実績把握すると共に、事例集を作成する施策である。

この施策に従い、平成16年6月29日付けで国土交通省の官庁営繕部整備課より各地方整備局宛てに「平成16年度木材活用モデル工事の実施について」とする通知が出されている。このなかで、「木材活用、木材活用モデル工事における留意点」として以下が述べられており、平成16年度に設計予定の全施設において試行する、とされている。

木材活用、木材活用モデル工事における留意点

平成16年度方針

「官庁施設における木材活用の基本方針(案)(以下「方針(案)」という)」を平成16年度設計予定の全施設において試行する。

上記の施設の中で、方針(案)に記載された室、部位以外で使用する、あるいは木材(製品)を比較的多量に使用する等、重点的に木材を使用する工事をモデル工事に選定、実施し、木材活用にかかわる情報収集及び整理を行う。

官庁施設における木材活用の基本方針(案)

(目的)

官庁営繕部においては、(地場木材、木材活用製品の供給体制等の)地域性に配慮した、潤いのある施設整備を行う上で、木材を活用することが有効であるとの観点から、建物に必要とされる耐火性能、耐用性能に配慮しつつ、総合的な検討を行ったうえで、積極的に木材を活用するものとする。

(基本方針)

(1) 構造体まで含めて木材を使用することを考慮する場合

用途上木材活用が考慮される施設

農林水産関連施設、研究施設のうち、用途上木材が考慮される施設については、立地、規模等を踏まえて検討を行い、木造へ向けた計画・検討を含め、可能な限り木材を使用するものとする。

防火無指定地域に立地する施設

防火地区、準防火地区等の指定がない地域に立地する施設については、用途、規模等を考慮のうえ、可能な限り木材を使用するものとする。

木材産地の近くに立地する施設

地域性への配慮、地場産品活用等の観点から、木材産地の近くに立地する施設については、用途、立地、規模等を考慮のうえ、可能な限り木材を使用するものとする。

(2) 構造体以外の部位等において木材を使用することを考慮する場合

仕上げ材、建具等への木材の活用

イ 上級室、会議室、リフレッシュルーム、体育館、武道場、和室、労災介護施設の居室等で、用途上、内装、内部建具、造り付け家具等への木材(製品)使用が考えられる部位には、原則として木材を使用するものとする。

ロ 上記以外の室の内装、内部建具、造り付け家具等あるいは外部建具、外層仕上げで、用途上、木材(製品)の使用が考えられる部位には、可能な限り積極的に木材を使用するものとする。

外構への木材の活用

舗装材、囲障、ベンチ、テーブル等意匠上又は機能上、周辺環境等を考慮の上、木材を使用することが望ましい部位には、原則として木材を使用するものとする。

(3) 環境への配慮

間伐材等の木材の活用

イ 製材については、強度、耐久性、弾力性及び耐摩耗性等の所要性能を確保したうえで、間伐材、林地残材又は小径木の使用が可能な場合、これを積極的に使用する。

ロ 集成材、合板、単板積層材については、強度、耐久性、弾力性及び耐摩耗性等の所要性能を確保したうえで、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の使用が可能な場合、これを積極的に使用する。

室内空気中の化学物質の抑制

建物内部に使用する合板などについては、ホルムアルデヒドの放散量が 0.3mg/l 以下(JIS及びJASのF)の材料を原則として使用する。

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)においても間伐材などの利用推進施策が行われている。工事請負契約図書となる「公共建築工事標準仕様書」の中の1章4節で、「グリーン購入法により環境負荷を低減できる材料を選定するように努める」ことを定めている。また、グリーン購入法の特定調達品目については、各工事の条件に応じて特記仕様書で、木工事の「集成材等」、「床張り用合板及びその他の合板」、内装工事の「せっこうボード その他のボード張り」、植栽工事の「支柱材」等について基準に適合するものであることが明記される。

2-1-2. 公共建築における木材調達事例調査

公共建築工事における実際の木材利用・調達の状況を把握するため、近年建設された二つの公共建築をサンプリングし、サプライチェーンの各段階の業者へヒアリング調査を実施した。サンプリングした建築は国土交通省関東地方整備局営繕部が発注した皇居外苑休憩所新築工事と横浜税関本館増築・改修工事である。また、環境省自然局自然環境整備課の3つの営繕事業についても、電話によるヒアリング調査を行った。さらに、公共建築の事例集からも木材利用状況を調査した。以下にその調査結果を紹介する。

事例 1. 皇居外苑休憩所

皇居外苑内にある休憩所で「楠公レストハウス」と呼ばれる一般市民向けの公共施設で、レストランやみやげ売場、皇居に生息している鳥の剥製や魚の水槽があるミニ展示コーナーも設置されている。

建設地：東京都千代田区皇居外苑 1-1

建築面積：1,115.00m²

延床面積：976.00m²

竣工：平成 14 年



図2-2. 皇居外苑前休憩所

この建築物で木材が使われているのは、外部の軒天および展示室の天井に米スギの縁甲板、下地材として構造用合板、外部のルーバーにタモ無垢材、休憩スペースの造作用に米スギ無垢材、休憩スペース天井にシナ合板である。

1. 軒天・天井 米スギ縁甲板



2. 外部ルーバー タモ無垢角材



3. 柱壁造作用 米スギ無垢角材



4. 休憩スペース天井 シナ合板



図2-3 皇居外苑前休憩所の木材使用部位(上図1~4)

(1) サプライチェーンの概要

この建築物の施主は環境省自然環境局であるが、発注・契約・工事監理を国土交通省に委任している。発注者は国土交通省の関東地方整備局であり、設計はA設計事務所に発注している。工事の元請はB建設で、木工事についてはC社が施工した。工事の監理は同整備局の東京第一営繕事務所が担当している。使用された木材の調達にはC社が関連会社のD木材工業にすべて下請けしている。D木材工業は、木材の種類や加工内容によって、長年の取引関係にある業者に相談して発注している。サプライチェーンはここから樹種・製品種ごとに枝分かれし、様々な加工業者、建材商社、仲介業者や問屋を経て調達されている。

米スギ縁甲板や米スギ造作材、タモ角材はいずれもオーダーメイド品で、中小の加工業者で加工されている。加工された製品は、さらに中小の仲介業者を通して納入されている。小ロットのオーダーメイド品の場合は、樹種や加工の種類によって得意な業者が細分化しており、それぞれの得意な業者に発注することになるため、サプライチェーンの中に多数の仲介業者が入ることになる。

タモ角材に関しては、納入業者が取引記録を保持しておらず、一部は自社加工したものだが、一部は北海道の木材問屋から仕入れたこと、問屋は道内のどこかの加工業者に発注したのだろう、ということまでしかなかった。

自社加工分に関しては、恐らく数年前に名古屋の原木市場で仕入れたタモで、恐らく国有林からのタモ材であろう、ということだ。このような小規模の業者では受注してから原木を調達するのではなく、あらかじめストックしてあるものを製材加工して納入しているということで、ストック材を何処で仕入れたか、生産地はどこかの記録は残していない。また、北海道の加工業者が使用したタモについては、国有林などから生産されたタモを調達しているのかどうかは不明である。タモ、ナラ、シナなどの温帯広葉樹材は国内での生産量は非常に少なくなっており、現在は極東ロシア沿海州産の原木を輸入しているものの方が統計上は多い。

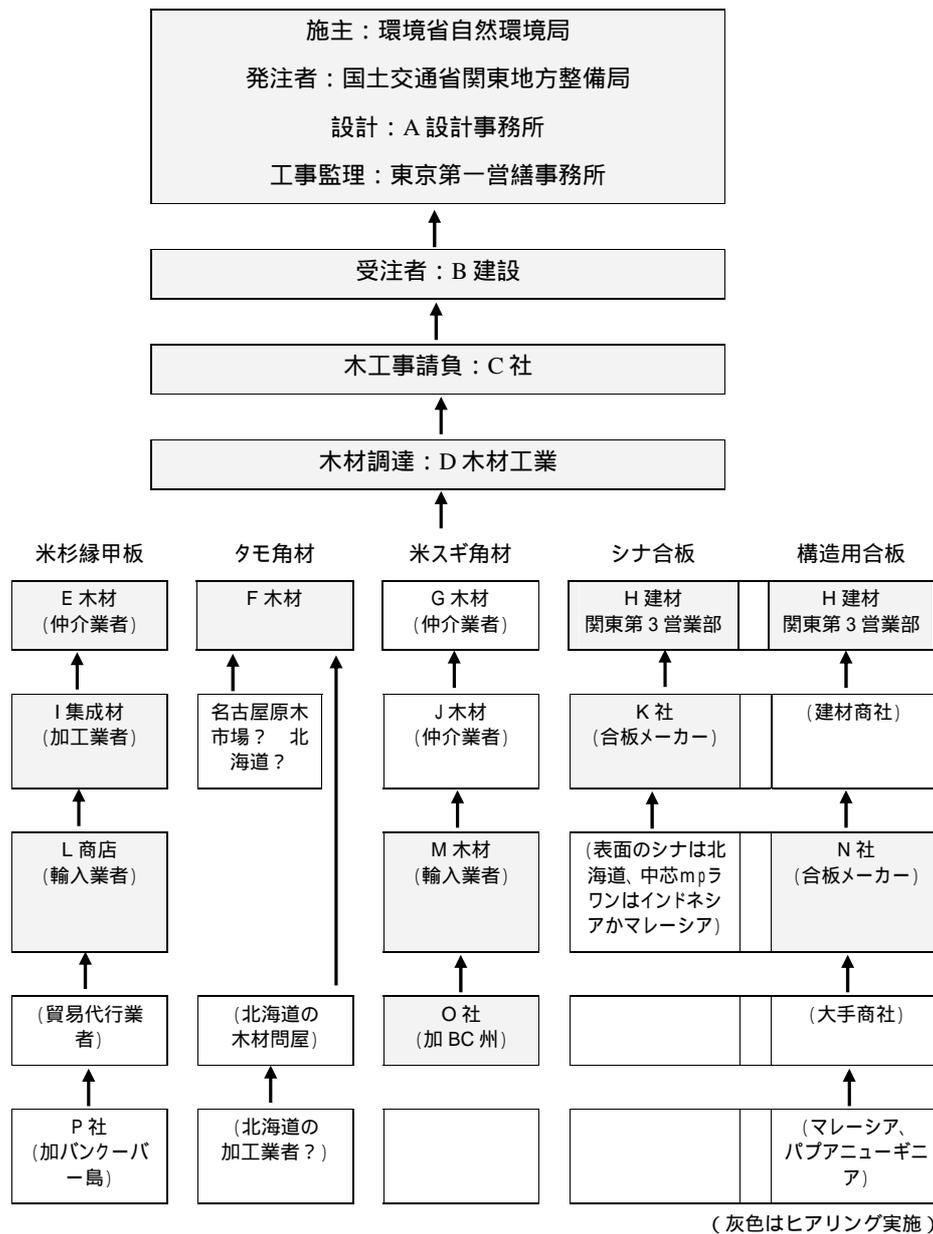


図2-4. 皇居外苑前休憩所に使用された木材のサプライチェーン

2種の米スギに関しては、長いサプライチェーンの先の輸出元までたどることが出来た。どちらもカナダBC州産であるが、別の業者の製品であった。いずれも輸出入に関する書類は全て整っており、書類管理もしっかりしている。どちらの業者も伐採地まで遡ることも可能であろうと話している。

シナ合板と構造用合板に関しては、H 建材(および建材商社)を通して別の合板メーカーから調達されている。シナ合板のメーカーは、表面のシナ材については「北海道産」、中芯のラワンについては「インドネシアかマレーシア産」と話していたが、原木調達時の当時の書類を確認することができないため、一般的な産地ということでの回答であるようだ。構造用合板のメーカーでも、原木調達時の記録を確認することができないため、通常取引として、大手商社を通して原木をマレーシアかパプアニューギニアから調達している、との回答。合板のような汎用品のサプライチェーンは、大手の間屋や建材商社を通しての納入となるため、サプライチェーンは太いが、一品ごとに原産地を確認できる体制にはなっていない状況である。

(2)各業者へのヒアリング調査より

ヒアリングを行った業者は上図の灰色で色付けをした部分である。取引記録が残っていない、取引先を覚えていない、業者が倒産した、などの業者にはヒアリングを行っていない。以下に各業者へのヒアリング結果の概要を紹介する。

なお、当該工事が行われた当時はまだグリーン購入法の製材等の基準は無かったが、グリーン購入法対象物品についての一般的な確認方法や製材等の新基準への今後の対応の考えについて聞き取りを行った。

デザインコンセプト・設計 A 設計事務所(東京)、発注者 国土交通省関東地方整備局

デザインコンセプト段階の仕様検討方法・しくみ・背景
<ul style="list-style-type: none"> 「5社に対してプロポーザルを出すような指名があった。プロポーザルは基本的な考え方・コンセプトを提案するもので文書とイラストで提示。」(A 設計事務所) 「木材利用についての注文は特になかったと思う()。工法についても注文も無かった。使用用途・広さ・景観への配慮と公園休憩所のありかたについての条件のみ。」(A 設計事務所) 木材活用モデル工事の対象となっており、実際には木材活用が求められていた(著者) 「国交省の一般的な施策・環境負荷低減とかコスト縮減についての文書は必ず付いてくる。建設予算も決まっている」(A 設計事務所) 「準耐火建築物の指定だったので木造は難しかった。木造構造物で実現しようとするとかえって木の良さが生きてこないで鉄骨造りとしてルーバーや天井に木を使用した。建物用途グレードによるが国は防災上長持ちするとか安全であるとかの方を重視している。発注者側に木造活用の意識を持ってもらわないと難しい。皇居休憩所は周りが公園だから火災の心配も少ないから比較的木材活用できた。」(A 設計事務所)
基本・実施設計段階の材料仕様選定方法・しくみ・背景
<ul style="list-style-type: none"> 「国産材を使いたいというのは出たが発注側にあまりこだわりが無いのでは？当設計事務所としても国産杉にこだわって節だらけになるよりは無節の外材の方が良いのではと言った、無節については国産杉で調達は量的・コスト的に難しいというようなことになった時に天皇陛下のお膝元ということで意匠的なことにこだわった。」(A 設計事務所) 「上小節といってもどの程度かあいまいなところもある、無節といえばはっきりするから無節指定にした。当設計事務所としては一般的には節はあまり気にしてない、オスモ塗料でやわらげることできるので。」(A 設計事務所) 「ナラがタモに変更になった経緯は工事監理者(東京第1営繕事務所)から問い合わせが来たが”しかたないですね”と了承した。」(A 設計事務所)
原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について
<ul style="list-style-type: none"> 「当事務所としては地場産のものを使うという考えに基づいているので外材をあまり使う気はな

<p>いが、どこ産のどういう樹種が違法性などのリスクが高いかということは考えたことない。発注者も原産地に注意してない。」(A 設計事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「グリーン購入法対応については何か要求されたようなことはまだない」(A 設計事務所) 「樹種・仕上げまでは設計図書(仕様書)で指定できるが、産地指定はWTO上も不可で産地は受注者任せ。仕組みがないと原産地の判別が出来なく契約条件にも記載不可、そのような仕組みが不可欠という社会的認知が必要」(国交省官庁営繕)
<p>基準・ルールなどの取り組み・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 「営繕部で平成 15 年度及び 16 年度に竣工した公共建築工事における「木材活用事例集」を編纂し各出先機関(地方整備局)に配布。各営繕事務所には工事監理業務なので配布してない」(国交省官庁営繕) 「官庁施設の基本的性能基準には建物全体のグレードと部屋ごとのグレードがある。構造体の基本的性能基準は建物全体として適用される。建築非構造部材の性能基準の中には『一般室』の規定がありここでは木造部材の活用上の制約は少ない。官公庁建築において求められる性能の最低基準は建築基準法である。自治体の庁舎は建築基準法のみ適用で良く、木造庁舎も可能。但し庁舎が集合する『一団地:民間施設が入らない区画』の場合は官公庁施設の基準が適用される」(国交省官庁営繕) 「一般室事務室内装材に木材使用は法律基準上は可能でも無機質材の選択になるのは機能的に必要無いものを付加するのにコストかけられなく、国民が利用する施設でない木材活用は困難」(国交省官庁営繕) 「官庁施設として要求される基本的性能は防災(耐震・耐火・防火・耐風水害等)活動機能発揮の要求性能上、木造構造を採用することが出来ないケースが多い。木造構造をRC構造同等の堅固さにするにはコストインパクトが大きく事実上不可能」(国交省官庁営繕)

工事監理 東京第一営繕事務所

<p>発注時の仕様の指示の方法・しくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 『工事設計図内部仕上表』にて『杉羽目板 柱目無節厚 15』と表記されている(著者) 『工事設計図変更図』ではル-ル-部材は『タモ』と表記されている(著者) 『工事設計図内部仕上表』にて『構造用合板 厚 15』と表記されている(著者) 『工事設計図内部仕上表』にて『シ合板 厚 5.5』と表記されている(著者)
<p>納品出荷時現品仕様の証明方法・しくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 『『出荷証明書』にて品名・型番・数量など記入した納品書が納入業者から元請を経て営繕事務所へ提出される』(東京第一営繕)
<p>納品受入時現品仕様の検査方法・しくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 『『施工計画書』、『材料搬入報告書』、『材料搬入検査』において確認する』(東京第一営繕) 『樹種、規格、寸法、仕上、節の有無等を『品質証明書』に記載。JAS 規格確認のため『品質証明書』を受領して現場で JAS マーク確認』(東京第一営繕)
<p>原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 『木材の合法性確認は未実施』(東京第一営繕) 『木材のグリーン購入法(間伐材)への対応は未経験』(東京第一営繕)

元請(ゼネコン) B 建設(東京)

受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「元請、1次下請、設計事務所の立会のもと、納入木材の色合や節の有無を確認し合意を得た」(B建設) 「ルーバー材がナラ タモ変更の件は、仕様材が入手不可で発注者、元請、設計者の合議で決定」(B建設)
納品出荷時の現品仕様の証明方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「『材料搬入報告書』は元請から営繕事務所へ主要資材の搬入報告をするための書類だが内外装用木材は副資材で提出していない」(B建設)
原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について
<ul style="list-style-type: none"> 「ゼネコンは下請に材工発注しており、木材の産地・量等は確認未実施」(B建設)

木工事下請 C社(埼玉)、D木材工業(埼玉)

発注時の仕様の指示方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「営業が元請からの設計図書に基づく仕様を工場側へ提示し一括委託。」(C社) 「発注先にはQCD管理のみ要求。要求木材を揃えることが最重要。」(C社) 「仕様に基づく木材(ムク)は発注書なしで樹種・品質・寸法・数量を示す『木柄明細』を電話・Faxで注文、下請から『木取り明細』が出ることもあり」(C社)
受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「杉羽目板は国産杉から調達量コストの制約で代用樹種の米杉に変更合意取った」(C社) 「材料は設計(北川原)・元請(勝村)が合意したサンプルを国交省に提示し、承諾(サンプルにサインもらう)。今回は国産杉のサンプルも提示したが、柱目無節との仕様から量・コストの点で米杉に決定」(C社)
納品出荷時の現品仕様の証明方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「『出荷証明書』には品名・仕様・数量程度のみ記載、現場へ納品時に下請からゼネコンへ提出」(C社) 「設計事務所から見た目の意匠で樹種を指定してくるが下地材はこちらの判断で決める」(C社)
原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について
<ul style="list-style-type: none"> 「木材の調達は全て下請に発注しており原産地確認は未実施」(C社) 「ゼネコンまでに幾重もの下請を通して材料が納入されるので、木材出所はほとんど分からない」(C社) 「仕入材の産地は経験で大体分るが納品書には記載なし(樹種 = 産地の慣習取引)」(D木材) 「G法対応は未経験」(C社)



図2-5. D 木材工業の工場の様子

米杉縁甲板納入の木材仲介業者・E 木材(川崎)、加工業者・I 集成材(静岡)

発注時の仕様の指示方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「D 木材より『木柄明細』に基づき仕上げの図面(加工寸法)とサイズ・数量を手書きFaxでI 集成材へ発注」(E 木材)
受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「『注文請書』をD 木材へ返信。I 集成材からはサイズ(幅・厚・サネ加工寸法)と枚数の指示(『木拾い』)を受領」(E 木材)
納品出荷時の現品仕様の証明方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「『納品明細書』をE 木材からC 社(D 木材)へ発行、現品はI 集成材 D 木材へ直納(I 集成材からの納品書はE 木材で受領)」(E 木材)
原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について
<ul style="list-style-type: none"> 「樹種は記載するが産地は指示なし(業者間では樹種から自ずと産地類推)」(E 木材) 「エンドユーザーは見た目重視で産地のこだわりなし(JAS規格取得あれば輸入材でOKだからと半額くらいの値段を要求してくる)」(E 木材) 「違法伐採防止は信頼できる取引先(商社等)に頼るしかない」(E 木材)

米杉縁甲板用木材の輸入業者・L 商店(東京)

発注時の仕様の指示方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「入荷木材の品質は毎回毎回違ってくるので、間違いのない信頼できる工場から購入している(原木も含めて工場間の品質管理の差がでる)」(L 商店) 「現地のシッパー(輸出代行業者)から直接買付の場合と商社にペーパーワーク(決済、輸入信用状 L/C 等)を委託する場合がある。一般的には、北米材は大手商社が輸入する 경우가多く問屋が直接買付することは少ない」(L 商店)
受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ

<ul style="list-style-type: none"> 「客からの注文は通常電話1本で受注」(L商店) 「要求される項目は樹種・サイズ・製材工場名・値段等。売買契約というものは無い」(L商店) 「取引は通常梱包パッケージ単位で、中身の明細書(Discription Order Mark:カナダ製材工場からの樹種・サイズ・数量等が記載された書類)及び値段で取引に合意する」(L商店)
納品出荷時の現品仕様の証明方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「納品書を梱包パッケージに添付して出荷」(L商店)
納品受入時現品仕様の検査方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「ミルサーティフィケート(原産国、目的地、船名、コモディティ(ここに樹種名 Western Red Cedar 記載あり)、工場証明)が入荷品毎に添付されている」(L商店) 「税関ではミルサーティフィケート&シッパーからの書類を提出。手続きは通関代行業者へ委託」(L商店)
原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について
<ul style="list-style-type: none"> 「原産地の確認要求があれば製材工場の把握は可能で、更に伐採地までのトレースもある程度できる(丸太毎の各林区固有のハンマーマークより)」(L商店) 「北米材に関しては税関でCITESなどの違法木材の確認はしない」(L商店) 「森林認証の製材は入荷してない。認証材かどうかは不明、又顧客からの要求もない」(L商店)



図2-6. L商店の倉庫にてカナダからの米杉バンドル

タモ角材納入の木材仲介・加工業者 F木材(東京)

受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「D木材からの発注は樹種、サイズ、量で、発注書のようなものはない」(F木材) 「一部は自社工場加工、一部は北海道の間屋に委託した。どの間屋 加工業者かは今となっては記録も残ってなく不明」(F木材)
納品出荷時の現品仕様の証明方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「自社加工分と北海道の木材間屋からの分を一纏めにしてD木材へ納入」(F木材) 「一般の納品書(品名、数量、単価、金額)を添付、納品書には樹種名は記載するが産地は入れない」(F木材)

<p>原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ナラやタモの原木は木材市場で入札して購入か、原木問屋で買う。当時納入品をどこの市場で入札したかは記録なく不明。受注してから原木調達するのではなく、製材してストックしてあるものから注文に応じて製品加工する。おそらく名古屋広葉樹共同組合市場から入札したものでしょう」(F 木材) 「昔はナラ・タモも多く取引したが今はチークを主体にやっている」(F 木材) 「チークはミャンマーへ現物買付に行くが手続は木材専門商社へ委託している」(F 木材)
--



図2-7. F 木材でストックしているチークの製材

米スギ角材用木材の輸入販売業者 M 木材(東京)・O 社(カナダ)

<p>発注時の仕様の指示方法・しくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「米杉は O 社から調達して、貿易業務手続は全て WH 社が代行してくれる」(M 木材)
<p>受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「受注は口頭(電話など)で受けるのが普通」(M 木材) 「バンドル単位で取引をしている(このケースはストックしていたものを納入)」(M 木材)
<p>納品出荷時の現品仕様の証明方法・しくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「バンドル毎に明細書(ミルサーティフィケート)の樹種、サイズ、本数を客先に確認してもらい OK なら荷渡指図書を送付しそれを持参したトラックに乗せて出荷する」(M 木材)
<p>納品受入時現品仕様の検査方法・しくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「バンドルパッケージのラベルに B/L (Bill of Landing 船荷証券) の番号・船名・搬入月日が記載されている」(M 木材)
<p>原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「カナダは製材輸出のみで丸太輸出はない」(M 木材) 「『ミルサーティフィケート』で工場・伐採地を確認可(工場の林地伐採権から容易に特定可)だが、客からの産地提示要求はない」(M 木材)

その他
<ul style="list-style-type: none"> カナダの森林は全て森林管理認証が整備済との認識持ってる様子であった(著者) 「国産材は補助金漬けで価格を下げていて外材が安いとは限らない」(M 木材) 「国内の木材流通は沢山の問屋が複雑に介在しコスト高の要因」(M 木材)



図2-8. M 木材の倉庫にあった輸入米杉のバンドルパッケージ

シナ合板、構造用合板納入の木材問屋 J 建材(埼玉)

発注時の仕様の指示方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「当方から下請への発注は電話、Fax等で決まったフォームはない(例:シナ合板 F**** JAS 認定A品サイズなど)」(J 建材)
受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「先方からの発注は手書きの場合が大部分」(J 建材)
納品出荷時の現品仕様の証明方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「出荷証明は D 木材に渡したので持っていない」(J 建材) 「当時の会社はその後 J 建材に吸収合併されて当時の伝票ない」(J 建材)

シナ合板製造メーカー K 社(北海道)

受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「シナベニヤは汎用品で仕入先も何社があるのでこのケースをすぐ特定は不可」(K 社)
納品出荷時の現品仕様の証明方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> サンプルとして頂いた出荷依頼書では品名、サイズ、数量のみが記載されていた(著者)
原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について
<ul style="list-style-type: none"> 「シナは北海道産、中芯のラワンはインドネシアやマレーシアからの輸入」(K 社) 近年、北海道産の広葉樹生産量は極めて少なく、極東ロシアからの輸入が多い(著者)

構造用合板製造メーカー N社

発注時の仕様の指示方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「当社からの調達発注は全て大手商社経由」(N社)
受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「受注の仕方は3通り(電話・Fax・営業マン)あるが構造用合板はJAS規格あり詳細仕様の指定はない」(N社) [例: 15(厚)XX枚の注文が来る] 「下記のような仕様が合板に標準で表示されている」(N社) 例: 構造用1級1類(JASマーク) サイズ:910WX1820LX15Tmm メーカー名:N社
納品出荷時の現品仕様の証明方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「一般的な納品書(品名・数量・単価・金額)を添付」(N社)
納品受入時現品仕様の検査方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「商社との取引は荷動き通りに商流上は月次〆切で清算」(N社) 「現物(原木)の輸入物流上の書類(通関手続等)は商社に一任してある」(N社) 「木更津工場で合板加工(1部は単板で輸入)をしている」(N社)
原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について
<ul style="list-style-type: none"> 「当社はラワン材のみ扱い(針葉樹合板なし)」(N社) 「発注元からの樹種指定はない」(N社) 「ラワン材原木輸入先はマレーシア、パプアニューギニア」(N社) 「原産地明記要求あれば対応することできる(樹種で原産国は特定できる)」(N社) 「原材料(原木)の確認に現地(伐採地)に行くことはなく全て商社任せ」(N社)

事例2. 横浜税関

現在の横浜税関の庁舎は関東大震災で前庁舎が倒壊したために昭和9年に建設された。西欧建築様式が取り入れられた歴史的建造物で、緑青色の「クィーンの塔」は、横浜のシンボルとして親しまれてきた。そのため、現庁舎の外観デザインを出来るだけ保存したまま、通関業務のOA化・多様化・高度化に対応するために増築とともに大規模な改修がおこなわれた。

建設地：横浜市中区海岸通1 - 1

建築面積：4,012 m²

延床面積：16,049 m²

構造規模：SRC造地上5階塔屋付（改修部分）

S造一部SRC造地上7階（増築部分）

竣工：平成15年



図2-9. 横浜税関

この建築物では、エントランスホールの床にカリンの無垢フローリング、資料室の床にナラのフローリングが使われている。

1. エントランスホール床 カリン・フローリング



2. 資料室床 ナラ・フローリング

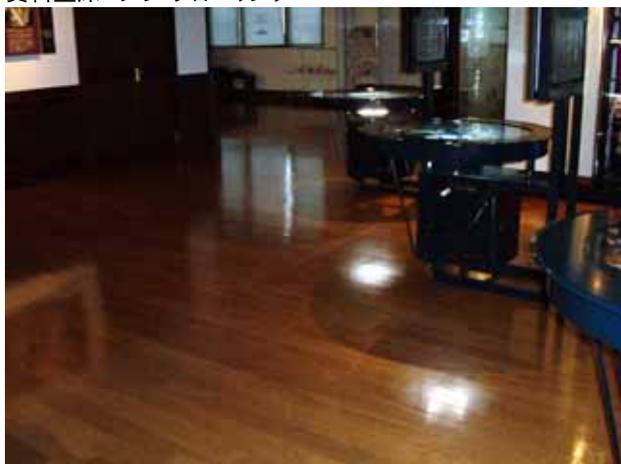


図2-10. 横浜税関の木材使用部位（上図1～2）

(1) サプライチェーンの概要

発注者は国土交通省関東地方整備局である。受注者はA建設-B建設の共同企業体で、工事監理は横浜営繕事務所が担当している。木工事の請負業者はC社と言う内装業者で、この業者が、カリン・フローリングとナラ・フローリングを建材問屋から仕入れている。建材問屋の調達先は、カリンがD商事と言う輸入業者で、ナラが大手木質建材メーカーのE社である。D商事では、ラオスのF社という加工業者からカリン・フローリングの製品を購入しており、タイの港から貿易会社を使って輸出させている。一方、ナラのフローリングは、表面に0.9mm厚のナラの突板を貼ったもので、基板にはMDFを使っている。突板用のナラがどこからどのように調達されているかの回答を得ることは出来なかった。

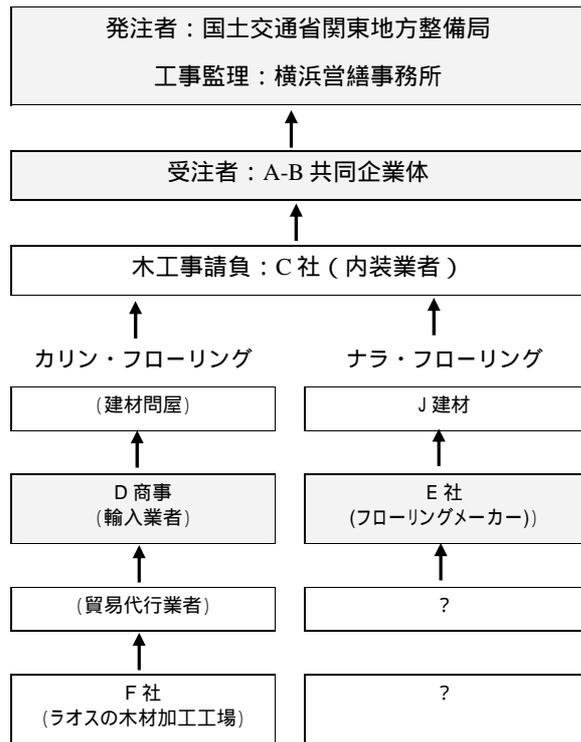


図2-11. 横浜税関に使用された木材のサプライチェーン

(2)各業者へのヒアリング調査より

以下に各業者へのヒアリング結果の概要を紹介する。

なお、当該工事が行われた当時はまだグリーン購入法の製材等の基準は無かったが、グリーン購入法対象物品についての一般的な確認方法や製材等の新基準への今後の対応の考えについて聞き取りを行った。

工事監理 横浜営繕事務所

発注時の仕様の指示の方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none">『工事設計図内部仕上表』にて『カリンフローリングT15(厚 15mm)』と表記している(著者)
受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none">「請負業者(共同企業体)からの『施工計画書』にて内装・木工部分の材料記入欄を標準仕様書でチェックする」(営繕事務所)
納品受入時現品仕様の検査方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none">請負業者(共同企業体)からの『工事材料搬入報告書』(主任監督員宛)には品名・材料名に関する記入欄がある(著者)「工事写真や監督職員による立会い等で確認する」(営繕事務所)
原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について
<ul style="list-style-type: none">「原産地表示及び合法性の確認は未実施」(営繕事務所)木材の原産地明確化の意識は無い

受注者 A-B 共同企業体

受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none">「サンプルを提示し、承認を得る」(A 建設)
納品受入時現品仕様の検査方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none">「現場受け入れ時に材料及び規格の確認をしている」(A 建設)
原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について
<ul style="list-style-type: none">「木材材料の樹種までは明示・確認しているが産地までは見ていない」(A 建設)

カリン・フローリング輸入販売業者 D 商事(大阪営業部門・名古屋輸入部門)

発注時の仕様の指示の方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none">「現地仕入先への発注調達に関しては現地買付け人(業務委託日本人)へ指示出してメーカー選定(品質・コスト・納期と安定供給能力が選定のポイント)」(D 商事)
納品受入時現品仕様の検査方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none">D 商事から提供いただいた『Packing List 日付'02.9』の記載項目・内容は以下の通り(著者) 商品概要(Praud(=カリンのこと)幅1枚もの、長さ継いだもの、フローリング、塗装無し), サイズ(15x90x1820mm), 個数(290carton), 数量(2900ヶ), 体積(7125m³), 重量(3780kg)

原産地確認、合法性確認、グリーン購入法適合、などの有無
<ul style="list-style-type: none"> 「メーカーに入る原木の出所確認はしてはいし、合法材か違法材かは当社側では分からない」(D 商事) 「相手先工場には近隣諸国から原木入ってきて確認は無理、輸入手続上は正規のものだが但し原木まで溯っては見ていない」(D 商事)
その他
<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採への配慮に関してはノーコメントだった(著者) 「L/C(輸入信用状)開くの大変なので商流上は建材商社(丸紅、伊藤忠などの子会社)経由で取引している」(D 商事) 「ラオス Nong Khai 市(タイ国境)のメーカーから陸路バンコック港経由で名古屋港に入る」(D 商事) 「輸出窓口はタイ BH 社」、輸入L/C窓口は商社(J木材)に委託」(D 商事)

ナラ・フローリング製造メーカー E 社

受発注契約時の仕様の確認方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「1次問屋経由でサンプルを提示して承認を得ている」(E 社) ナラの突き板の仕様は厚 0.9mm + MDF + クッション 2mm = 12mm厚さ、幅101mm(著者)
納品出荷時現品仕様の証明方法・しくみ
<ul style="list-style-type: none"> 「『納品書』には型番とケース数程度の記載で、原産地などの情報は記載なし」(E 社)
原産地確認、合法性確認の有無とグリーン購入法新基準への対応について
<ul style="list-style-type: none"> 「ナラの突き板については営業担当なので仕入先については把握してない」(E 社) ナラの突き板は年間何万坪分の量で仕入先も多岐のはず。フローリング加工工場の調達部門で分かると思われるが、回答を得られなかった。(著者)
その他
<ul style="list-style-type: none"> 「客から国産がいいとか外材がいいというような要望は全く無い。価格とデザイン(見た目、色合い)、機能が中心。」(E 社)

事例3. 環境省自然環境局自然環境整備課の整備事業についてのヒアリング調査

環境省自然環境局自然環境整備課では、各地の国立公園などの施設の整備事業を担当している。平成16年度では、年間の事業費約140億円の内、45億円が補助金で残りが直轄事業である。直轄事業には直営事業と委任事業がある。直営事業は全国11の自然保護事務所と新宿御苑、皇居外苑、京都御所が対象で、委任事業は都道府県などが委任先になる。

自然環境局が担当する建築物は、90%が木造である。「技術指針」(設計の際の参考資料)のなかで、できるだけ自然の材料を使うよう推奨している(擬木では無く木材を、など)。また、国産材の比率は9割に達する。

グリーン購入法については、基準改定の内容は、年一回担当者を集めた説明会(自然公園施設課長会議や施設整備担当者会議)によって指導している。

グリーン購入法の特定制産品目基準となっている間伐材は、特記仕様書で要求をしている。間伐材の供給量が少ないことがネックになっている。間伐材であることの確認は、出荷証明書など納入業者の自主証明を現場事務所で確認するのみである。林野庁から間伐材の確認方法について指示は無い。

同課の地方事務所のうち、東北、北関東、中部の3事務所が最近担当した整備事業における木材利用・調達の状況について、とりわけ、国産材、地域材の利用比率が高いことについて、その指示方法と確認方法についてヒアリングしたので、その結果を以下に紹介する。

東北地区自然保護事務所

(1) 網張ビジターセンター新築工事(岩手県の網張温泉)

当該案件の概要
<ul style="list-style-type: none">木造一部鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 616.66m²
木材の使用部位、使用量、樹種、産地
<ul style="list-style-type: none">木材使用量は 159m³(構造用 130m³、仕上げ用 29m³)壁と床に板材、構造材には、集成材で一部に間伐材の集成材も使用している天井は不燃仕上げが要求されているので、そこには間伐材は無理間伐材は県産カラマツを使用カラマツが 100m³、松が 16m³、スギが 40m³ でいずれも国産材

(2) 酸ヶ湯野営場管理棟等新築工事(青森県青森市)

当該案件の概要
<ul style="list-style-type: none">木造一部鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 280.04m²
木材の使用部位、使用量、樹種、産地
<ul style="list-style-type: none">木材使用量は 60m³マツ 33.84m³、スギ 22.69m³、ヒバ 3.72m³ でいずれも国産材

当事務所での木材調達に関する取組状況

間伐材(グリーン購入法)の指定と確認
<ul style="list-style-type: none"> 「特記仕様書にて指定し、出荷証明書、森林組合など納入業者からのものを建設会社を通して確認している。出荷証明書には材質、樹種、一等、含水率、などが記されている。また、間伐材である旨が記載されているが原産地等は書いていない。フォーマットは決まっているものではない」(東北事務所)
地域材の要求は？
<ul style="list-style-type: none"> 「工期的にそろわないなどの理由が無い限り“使える場合はなるべく使ってください”と口頭ベースで要求する」(東北事務所) 「木材利用の推進の取りまとめで本省で国産材の使用比率を計算している。また地域の木材利用推進協議会(東北6件担当)からも要請されている」(東北事務所)

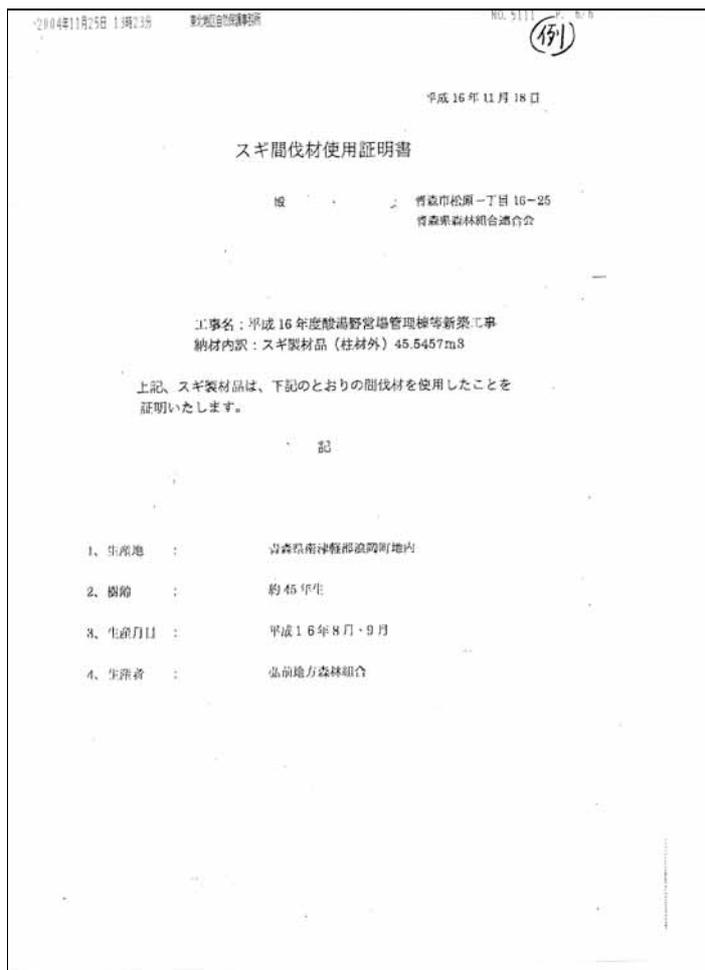


図2-12. 酸ヶ湯野営場管理棟等新築工事に納入されたスギ間伐材の証明書

北関東事務所

尾瀬沼園地整備工事

当該案件の概要
<ul style="list-style-type: none">尾瀬の木道、土留め、水路、標識など(著者)
木材の使用部位、使用量、樹種、産地
<ul style="list-style-type: none">木材使用量は 84.57m³木道 55.10 m³ カラマツ 福島県産進入防止柵 0.45 m³ カラマツ 福島県産侵食防止土工土留め 4.94 m³ カラマツ 福島県産土留工 7.15 m³ カラマツ 福島県産水路 11.23 m³ カラマツ 福島県産側溝 2.10 m³ カラマツ 福島県産集水枡 0.84 m³ カラマツ 福島県産標識 2.76 m³ カラマツ福島県産
間伐材(グリーン購入法)の指定
<ul style="list-style-type: none">「指定方法は特記仕様書や図面に表記する。確認方法は 工事の提出書類である『使用材料承認願』において確認、 『出荷(産地)証明書』を施行業者に提出させ確認する」(北関東事務所)
地域材の要求は？
<ul style="list-style-type: none">「県産材を使用するよう工事・納入業者に口頭で指示を行っている」(北関東事務所)

中部事務所

平湯野営場整備工事

当該案件の概要
野営場(テントサイト)の標識類に、小径丸太材として間伐材を利用
木材の使用部位、使用量、樹種、産地
<ul style="list-style-type: none">方向指示標識 H=1300 150 10本 スギ小径丸太材 岐阜県産注意標識 H=1100 150 10本 スギ小径丸太材 岐阜県産案内標識 H=1950 200 10本 スギ小径丸太材 岐阜県産案内標識 W=1400 100 10本 スギ小径丸太材 岐阜県産車止め H=600 100 7本 スギ小径丸太材 岐阜県産
間伐材(グリーン購入法)の指定と確認
<ul style="list-style-type: none">「特記仕様書に『グリーン購入法に基づいて』と記載。『間伐材』とは記載していない。図面上に標識の絵をおこしているが、そこに、『杉の削り丸太 径150 の間伐材』と書いている」(中部事務所)「指定どおりかの確認は、『出荷証明書』で行う。発行者は岐阜県の森林組合連合会、名称、規格寸法、数量、「木材は岐阜県内で間伐されて出荷した材」である旨を明記」(中部事務所)

地域材の要求は？

- 「図面の中に『岐阜県産材』と指示。ボリュームが小さいので問題ないだろうと判断。また、工事業者からの『施工計画書』の木工事のところに使用材料が明記されており、そこで県産材が使用予定かを確認している。もう少しまとまったボリュームの際には、業者との打合せのなかで地域材利用をお願いする」(中部事務所)

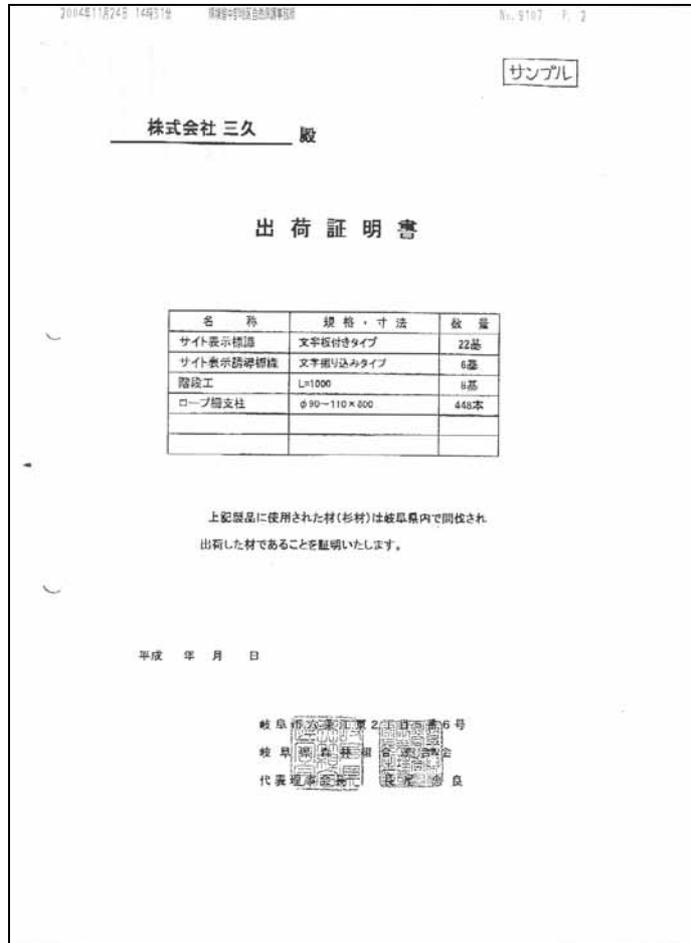


図2-13. 平湯野営場整備工事に納入されたスギ間伐材の証明書

2-1-3. ヒアリング結果および考察

発注者、設計者、工事監理者レベルにおける合法性、原産地確認の状況

- 発注者、設計者、工事管理者とも違法材について注意するとの意識は現状ではほとんど無い。したがって、木材の合法性を確認するようなことはしておらず(その他の資材についても同様)、木材の原産地について、要望や区別することはなされていない。しかし、環境省自然環境整備課の工事においては、調達木材について業者に対して口頭ベースで要求するなどして地域材を積極的に採用していた。
- 発注者は、設計図書(仕様書)において樹種までは指定することができるが、産地を指定することはWTOルール上困難であるとの理由から、現状、調達木材の産地確認は受注者任せになっている。
- 木材(素材・製品)は通常の工業規格製品とは異なり、品質のバラつきが各々で出るため、全て現物サンプルの提示による確認・承諾が前提となっている。発注・設計者側は基本的にはデザインとコストに応じて、使用する製品を確認・承諾している状況である。
- 工事監理において、木材の品質に関しては樹種・規格・寸法・仕上げ・節の有無などが設計仕様に合致しているかについて、納入業者が品質証明書を提出している。また、主要資材には工事材料納入報告書(搬入年月日、品名、材料名、規格、形状、寸法)の提出が必要になるが、内外装に使われるような木材の場合には主要資材ではないので提出の必要はない。
- 以上のことから、発注、設計、工事監理において調達木材の原産地や合法性・森林管理を確認するようになるためには、1)問題に対する認識を高めること(情報の提供)と、2)確認を義務化(法制度の整備)すること、3)確認のための仕組みを構築すること、が必要であると考えられる。

木材流通取引における合法性、原産地確認の状況

- 受注者は、木工事の下請け業者に加工・施工を委託した木材について、コスト・品質・納期の管理以外の要求はしておらず、木材の調達も全て任せており、原産地などの確認はしていない。基本的には仕様で要求された通りに木材を揃えるのみである。
- 木材の流通において、業者間での注文の際には、基本的には電話でのやりとりで、何らかの書類のやり取りがある場合でも手書きで不定形である場合がほとんどである。納品にあたっては、商流上の伝票書式は一般的な納品書であり、品名・数量・単価・合計金額のみが記載されている。木材の発注・受注、調達・納入等の一連の商取引において、品名としての樹種までは記載されていることもあるが、産地記入をしている例は無かった。産地を特定・明示することに対しては、樹種から経験で大まかな地域(国レベル)を判断することはできるが、伐採地までのトレーサビリティはもっていない。一部、カナダ産木材の輸入業者においては、商流・物流上のしくみ・手続きに関する説明責任のレベルが高く、伐採地まで確認することも出来るだろう、とのコメントがあった。
- 木材の商流ルートは、業者ごとに得意な木材が分かれており、北洋材、米材、国産材、など別ルートで流通していることが多い様子であった。いずれも中小規模の同業者間で融通・助け合うという業界風土で、サプライチェーンは複雑で多層化、したがって中間マージンも高くなると考えられる。発注先は過去に取引を行って品質等確認済みの業者に頼る傾向にある。

- 以上のことから、流通段階において調達木材の原産地や合法性・森林管理を確認するために、1)発注者・設計者側から受注者に対して原産地の確認を明確に要求すること、2)受注者に対してサプライチェーンの業者を明らかにするように要求すること(例えば廃棄物管理のマニフェストのような書類で管理)、3)サプライチェーンの各業者間の取引に際して使用される書類のフォームを定型化し木材の原産地を記載させることおよび取引の記録を残すこと、などの対策が必要と考える。

国産材の調達に関して

- 皇居外苑休憩所、横浜税関とも国産材が顕著に使用されているところはなかった。皇居外苑休憩所においては、設計段階では国産スギ材の使用も検討されていたが、工事段階において品質(意匠)、コスト、調達量の点から調達が困難であると判断され、米スギに変更されている。一部の外材取引業者からも、国産材は原木価格は安い流通が多層化する(外材に比べて原木～製材までの)ことでコストが高くなるとのコメントがあった。
- 環境省自然環境整備課の工事において国産材の使用が顕著であった。発注者が口頭ではあるが地域材の要求をしていること、受注者が地域の業者であり地域材の調達ルートを持っていること、国産材が比較的得意とする構造材・土木用材としての調達であったこと、が理由として考えられる。

グリーン購入法についての認知

- グリーン購入法については、皇居外苑休憩所、横浜税関ともに、製材等の基準が設けられる前の工事ではあったが、基準設定後一年を経過した現時点でも、同法に対する認識は営繕事務所までがやっとで、それより先の業者は無関心なレベルであった。同法への対応が要求された経験がないことが大きな要因と考えられるが今後の周知徹底が必要である。

官公庁施設における木材利用推進上の困難要因

- 官公庁施設においては、災害時において安全を確保する必然上、構造部への木材活用は出来ないが、非構造部(造作用)の一般室には活用することはできる。しかしながら、職員専用スペースの内装用に木材を使うのは石膏ボード類よりコスト的に高く、国民の理解を得にくい(贅沢と思われる)ので使いづらいとの理由から、使用されていないのが現状である。

2-2. 他の輸入国における違法伐採対策

2-2-1. イギリスの政府調達取り組み

政府調達方針の経緯

イギリスでは、中央政府だけで国内の木材需要の 20%、年間 600 万 m³ の木材を購入している大口の木材購入者であるという認識から、NGO による盛んなキャンペーンや直接行動を受けてきた。

そのような背景から、2000 年 7 月に DEFRA (環境・食糧・農村地域省) 大臣が、すべての中央省庁に対して「持続可能で合法的な木材及び木材製品を購入する」ことを求める声明を発表した。この中で FSC 認証材を「合法であり持続可能な」木材・木材製品の例として挙げている。この声明以降、英国政府の木材調達方針が動き出した。

- 環境大臣声明 (2000 年 7 月)
- Timber: Buyers' Questions Answered (2000 年 8 月)
- Office of Government Commerce (英国商務局) がインフォメーション・ノートを公表
- House of Commons Environmental Audit Committee の報告書 (2002 年 7 月): 「政府木材調達方針は実効性にかける。十分なガイダンスを作成すべき」
- 「木材調達アドバイス・ノート」 (2004 年 1 月): 政府調達方針を達成するための具体的指針。入札書類作成、入札招待、評価、契約、契約管理の各段階における措置、モデル書式 (契約仕様書、一般契約条件、入札招待状) を記述。(本アドバイス・ノートは CPET が独自のガイダンスを出すまでの暫定的なもの。)

政府調達方針の内容

イギリス政府木材調達方針は、すべての公共事業の木材調達にあたり、請負業者は木材が最低限、合法であることを証明しなければならないことを義務付けたもの。さらに持続可能な森林からのものであると認証された木材の使用を推奨している。

- すべての中央政府の機関に対し、持続可能で合法的な木材及び木材製品の調達に務めることを求めるもの。地方自治体に対しては義務ではないが、独自に同様の調達方針を持っているところもある。
- 合法性は最低限の要求事項である。
- 持続可能性を推奨している。
- 必要に応じて第三者による監査を実施するとしている。
- 各機関は毎年の木材調達を報告することになっている。

本調達方針は、紙にも適用される。紙は別の政府指針により再生原料を使用することとされているが、バージンパルプを用いる場合は本調達方針の適用を受ける。

政府調達方針の実施方法

2004年1月には、DEFRAは、「木材調達に関するアドバイス・ノート」⁴⁴を公表し、この中で請負企業は政府に供給するすべての木材及び木材製品が合法に伐採・取引されたものであることを担保すること、これに合致しないいかなる入札は排除されること、請負企業は合法性に関する証拠を得なければならないこととし、さらに入札書類作成、入札招待、入札評価、契約、契約管理の各段階において、どのように本方針を反映させていくべきか記している。

アドバイス・ノートでは、以下のように記述している。

- 請負企業は、政府に供給する木材が合法的に伐採され取引されたものであることを確実なものとしなければならない(新規契約の条件)。この条件に反するいかなる入札も排除される。
- 請負企業は、納入の前に本条件の適合を証明するための証拠書類を入手しなければならない。
- 政府から要請があった場合は、請負企業はこの書類を提出しなければならない。政府は請負企業に対し、契約の実施期間及び最終的な納入の一定期間後(6年後)まで、当該証拠書類を検査する権利を有する。(アドバイスノート・AnnexB 5.1~5.2)
- 政府当局は、可能な限り持続可能な木材の調達を求めるものとし、その場合は Variant Specification(追加仕様書)に記述する。入札者は、持続可能な木材調達を提案する選択肢があり、政府当局は可能な限りこのような提案を優先するものとする。
- 入札招待にあたり、入札参加者の木材の出所をトレースする能力を確認することが有る。

請負企業は、合法性の証明を求められながら合法性を確認できる十分な書類を提出できなかった場合、契約変更やその後の入札資格の停止、場合によっては契約不履行に伴う損害補償の支払い等の罰則を受けることになる。

合法的な木材を証明するためには、以下に関する証拠書類が整っている必要があり、さらに疑わしい場合には第三者証明が要求されることもある。

- 伐採権、販売権がある
- 国内法規が遵守されている
- 適切に納税している
- 輸出許可がある
- 伐採地からの木材流通のトレーサビリティが確保されている
- FSCなどの認証材であればそれを証明する書類がある

アドバイス・ノートに添付されている「モデル契約仕様書条項(Model Contract Specification Clause)」、「契約一般条件(General Conditions of Contract)」、及び「木材に関する入札招待状のモデル(Model ITT Letter Paragraph on Timber)」および「絶滅の危機に瀕した主な木材種(Well Known Timber Species Under Threat)」の仮訳を以下に紹介する。

⁴⁴ UK Government Timber Procurement Policy, Timber Procurement Advice Note January 2004

イギリス政府木材調達方針

付録資料 A

モデル契約仕様書条項(2003年9月改訂)(仮訳) 持続可能な森林からの木材に対する追加的仕様書

1. 持続可能な木材

1.1

木材供給のために契約者が得た木材、もしくは契約条件下における木材利用が、それぞれのカテゴリの最低70%が(a)リサイクルされた木材であるか、もしくは(b)以下に定義するような、管理の行き届いた森林からの未加工木材である、あるいは(A)と(b)の組み合わせである、ということを確認する。このステップを踏まなければいけない。契約の一般条件において、それらの用語は定義される。ここで言うカテゴリというのは、特定の目的を満たす為に供給された木材であって、それに代わりうる木材が存在するような場合ではない。たとえば、広葉樹木材の窓枠、壁のパネル、床の梁、家具、建築現場の板囲い、などはそれぞれ違ったカテゴリとなる。

1.2

契約仕様書における、持続可能な木材源 や 持続可能な森林、管理の行き届いた森林 というような言葉は資源採取や製造工程におけるものを示し、更に、以下に言及するように、持続可能な森林管理基準というのは、森林における生物多様性、生産性、生命力を維持し、森林に豊かさを求めて依存する人類を含む生態系への悪影響を最小化するものとする。

2. 持続可能な森林管理基準

2.1

未加工木材の供給や利用にあたっては、グッドプラクティスの規格化 ISO/IEC ガイド59に示されているアドバイスに従い、かつ、文書提出された管理計画に準じて管理された森林からの、未加工木材を調達するものとする。

2.2

詳述事項1.2に示されているような持続可能な森林管理規格に準じる為に、妥当な独自の認証を得ることができる場合にのみ、そのような規定到達を示すための基準な当局にとって受け入れ可能である。

2.3

森林や植林の管理は、優れた森林管理に反していないかどうか、森林オーナーから独立し森林管理において経験豊富な団体によって定期的に監視されるものとする。

3. 未加工木材の出所証明

3.1

契約者は供給される全ての木材の出所を当局に届け出る必要がある。ここで言う出所というのは、木々が育った森林もしくは植林地を示し、更にはその後続く当局による受理までのサプライチェーンにおける段階を示す。契約者は未加工木材のそれぞれに対して、持続可能な森林管理に準じているといえる森林や植林地を特定し、この仕様書に定義された持続可能な森林管理の基準を満たした木材であるという文書を当局に提出するものとする。

3.2

当局は以下に示す、カテゴリーA か B のどちらか、もしくは両方からの証拠を受け取るものとする。

証拠カテゴリーA

3.3

エコラベル、もしくは、ISO ガイド65:1996(EN45011:1998)を満たす団体、システム及びプロセスに認定された申告書。製品認定処理システムを行う団体に対する一般必要事項、国家的もしくは国際的に信頼性のある人、もしくは ISO ガイド61に認定された団体、システム及びプロセスへの一般必要条件。評価及び認可証明団体の一般必要事項。

証拠カテゴリーB

3.4

カテゴリーA 以外に相当する文書証明。カテゴリーB は、契約者もしくは供給者からの申告書も含む。契約者は、木材供給者自身もしくはその団体、及びシステムやプロセスそれぞれが、ISO ガイド65:1996(EN45011:1998)に適合した供給者から供給される製品の出所を特定する信頼性の高い証拠を提供するべきであることを示すということを記した契約一般条件に準じるべきである。ISO ガイド61に認定された国内、国際団体およびそのシステムやプロセスによって、高く信頼されている森林管理規格に対する監査を行う者、もしくは製品認定処理を行う団体に対する一般必要条件。評価及び認可証明団体の一般必要事項。

3.5

契約遂行において供給もしくは利用される全ての木材は、その木材の輸出元の国における法律に従って合法的に伐採された木材であるということを、義務として認識し、契約一般条件に準ずるものとする。

サイン

氏名

所属団体

日付

付録資料 B

契約一般条件(General Conditions of Contract)

木材及び木材製品

1. 木材の定義

1.1

契約仕様書における 木材 という単語は、木々の伐採及び木材の利用を必要とする製造過程のあるステージにおける、いかなる製品を含むものとする。このような製品は、幅広い種類をもち、未加工の木材から木材成分がわからないくらい加工された製造過程まで、含む。例えば、紙は木材製品であるが、その姿からは木材製品であるということは不明瞭である。契約遂行において供給もしくは利用される木材が、再生あるいは再利用された場合、それは リサイクル 木材と呼ばれ、以下にその詳細を定義する。明確な区別が必要ならば、契約遂行において、供給もしくは利用された木材がリサイクルではない場合、それは 未加工(バージン) 木材と呼ばれる。一般的な意味合いで 木材 という言

葉が用いられる場合、それは 未加工 及び リサイクル 木材の両方を含むものとする。

2. 絶滅の危機にさらされた種の国際的取引における協定 (CITES)

2.1

契約遂行において、CITES(絶滅の危機に瀕した野生動物及び植物の国際的取引における協定)に記されている特定な種類の木々の取引を許可する CITES 必要条件を満たし、供給者がその公的文書によって証明できない限り、CITES の下に守られている種を、木材供給および利用目的で未加工木材を得る為に伐採しないものとする。

3. リサイクル木材

3.1

この契約における リサイクル木材 というのは、以前利用されており、それを再生させたものを示し、もはや伐採された時の当初の目的では利用しない木材のことを示す。リサイクル、再生された、再利用された という言葉は、互いに置換可能(同等な意味を持つ)であり、以下のカテゴリーをカバーする。消費者に渡る前の再生された木材や木材繊維、もしくは産業、しかし製材向上共同製品(これは未加工木材の分類にあたる)、消費者以降の再生された木材や木材繊維および流木は除く。

4. 合法的木材

4.1

契約遂行における供給もしくは利用の目的で、契約者が調達した全ての未加工木材は合法的木材及び合法的に取引された木材である。この契約条件における 合法的木材 や 合法的に取引された木材 という言葉は、その木材が育った森林や植林地における森林伐採の妥当性を示すものとする。契約者は、森林伐採を行う団体や機関、及び木材を供給する団体や機関が、森林に対する権利の合法的利用、全ての現地及び国家法律への登録、森林での生産過程に関する業務実施コードの取得、全ての関連する現地の及び国家の法律に準じていること、環境や労働、健康、安全、全てを含む法律の規約に準じていること、そしてあらゆる関連した税金を払っていること、全てを満たす供給者から木材を調達していることを確認しなければならない。

5. 合法的木材の証明

5.1

本契約の下、契約者はいかなる木材の調達前に、その木材が 合法的木材 であり、かつ 合法的に取引された木材 であるという事の文書による証拠を入手するものとする。当局により書面で要請されたならば、契約者は、木材調達以前もしくは当局がその証拠を必要とする他の機会に、それら文書による証拠を提出するものとする。契約者は提出証拠の一部として、木材の出所から最終製品の調達にいたるまでのサプライチェーンを特定する。

5.2

契約遂行のいかなる時において、及び本契約における最終調達から6年間の間、当局は契約者に対して、調査の為に証拠提出要請を文書にて行う権利があり、契約者はその14日以内にその証拠を提出するものとする。

5.3

契約者は、当局から容認済みの調達された全ての木材に関する記録を管理する。(契約仕様書内のフォームに詳述されている通り。)いつ当局に提出を要請されても良いように、それらの情報を常に有

効に管理すべきである。

6. 独自の証明

6.1

当局は、提出された証拠が、合法的木材及び/もしくは、合法的に取引された木材であるという合法性を十分に示すものかどうか、決定する権利を有する。当局によってそれが不十分だと判断された場合、契約者は当局からの文書要請に対して、(a)木材の出所を証明し、(b)それらの木材が合法的に伐採されたものかどうか評価する為の、独自のレポートを依頼し、費用を支払うものとする。

6.2

本契約の下、独自の証明とは、ISO ガイド65:1996 (EN45011:1998)に認証された個人もしくは所属団体、システムやプロセスによるレポートを意味する。ISO ガイド61に認定された国内、国際団体およびそのシステムやプロセスによって、高く信頼されている森林管理規格に対する監査を行う者、もしくは製品認定処理を行う団体に対する一般必要条件。評価及び認可証明団体の一般必要事項。

6.3

契約書において、契約者に対し、仕様書に示されているような持続可能な木材入手を求め、その証拠提出を要請する場合、当局はその森林管理に関する証拠が、仕様書に完全に準じているということを示しているかどうか判断する権利を有する。当局によってそれが不十分だと判断された場合、契約者は当局からの文書要請に対して、(a)木材の出所を証明し、(b)その森林が特定の品質基準に準じて管理されていたかどうか評価する為の、独自のレポートを依頼し、費用を支払うものとする。

6.4

ここでいう独自のという言葉は、合法的木材の評価に定義されているものと同じ意味を持つ。

7. リサイクル木材の出所証明

7.1

条件5、6における文書証明及び独自の証明に対する必要条件は、リサイクル木材にも適用される。

8. 木材を却下する当局の権利

8.1

当局は、これらの条件もしくは契約仕様書に準じていないと判断された木材を却下する権利を有する。当局が却下を決定した場合、契約者は追加コストなしで、全ての条件に準じた代替木材を、契約満了期間の延期なしで、供給しなすものとする。

付属資料 C

木材に関する入札招待状のモデル

入札者は、契約遂行における木材の供給及び利用を取り締まる契約必要条件を厳守すること。木材の輸出元である国内において、全ての木材が合法的に伐採され、取引されていることが条件である。更に、可能であれば、木材はより管理の行き届いた持続可能な源から得られるべきである。本契約の意味する木材というのは、当局に供給された、もしくは契約遂行において契約者やその所属エージェ

ント、契約者代理人によって利用された、製品あるいは材料に含まれる全ての木材を示す。

契約遂行において、当局に供給された木材もしくは、契約者によって利用された木材は全て、合法的に伐採され、取引されたものである必要があることを契約条件として示す。契約に利用された全ての木材が合法的に伐採され取引されたものだという独自の証明を提供することが出来ない入札は、当局によって却下されるものとする。

更に、入札者は以下のどちらかを提供するものとする。

(a) 森林自然環境管理に対するクレームなく、合法的に伐採され、合法的に取引された木材(これは契約条件であり、したがって絶対最低必要条件である)

もしくは

(b) 持続可能な木材源から合法的に伐採された木材

追加的仕様書は、持続可能な木材源からの木材入手を入札者が選ぶということをその入札に織り込むために、契約草案文書に含まれている持続可能な基準をカバーする。当局は、入札者に経済的余裕があり、有効かつ十分な費用の利用が見込まれる場合は、追加的仕様書付入札を推奨する。付加的仕様書付入札を選んだ契約に関して、金銭に換えがたい価値を申し出た入札者との間に、その契約は成立する。

付属資料 D

絶滅の危機に瀕した主な木材種

以下に、the Friends of the Earth のウェブサイトから入手した、絶滅の危機に瀕した木材種の主な例を示す。全ての A-Z リストは以下のリンクをクリックし、参照することが出来る。

http://www.foe.co.uk/campaigns/biodiversity/resource/good_wood_guide/wood_timber_types_a_to_g.html

これは特定種が絶滅の危機に瀕しているかどうか、確認するのに有効な情報である。

主な絶滅危機レベル

CR = 深刻な危機: とても深刻な野生的存在の絶滅危機

EN=危機: 深刻な野性的存在の絶滅危機

VU = 傷つきやすい: 絶滅の危機

LR(NT) = 低い危機(脅威に近い); パーナブルな傷つきやすい

Common name	Scientific name	Origin	Uses	Level of use in the UK	Global threat status	Available as reclaimed?
Afromosia	Pericopsis elata	West Africa	Furniture, joinery	Minor	EN : CITES Appx II	
Afzelia	Afzelia spp.	West Africa	Top quality exterior joinery	Minor	A. africana VU A. bipindensis VU A. pachyloba VU	
Agba	Gossweilerodendron balsamiferum	West Africa	Plywood, furniture	Minor	EN	
Andoung	Monopetalanthus spp.	Africa	Furniture, light construction, plywood, boxes and crates	Minor	M. durandii VU M. compactus VU M heitzii LR/NT	

UNEP World Conservation Monitoring Centre ウェブサイトにおいて、絶滅の危機に瀕している木材種の国際的取引に関するCITES協定によって発行された情報も有効である。

http://www.unep-wcmc.org/species/tree_study/contents.html

CPET (Central Point of Expertise on Timber)

2004年6月、政府機関やサプライヤーに対して、合法性・持続可能性証明のための情報提供やアドバイスを行う専門家グループであるCPET (Central Point of Expertise on Timber) が設置された。CPETは政府外部の独立した機関であり、これを担当するコンサルタント会社としてProForest及びERMの共同企業体が選定された。CPETには、Reference BoardというCPETの運営を協議する機関があり、政府からDEFRA、環境NGOからWWF、木材業界からTTFが代表してこれを構成している。

CPETが担う業務は二つの段階からなる。

1) フェーズ1 (~2004年末)

- 契約時の「合法性」、「持続可能性」定義の見直しと確立
- 5つの主要な認証制度の評価(FSC, MTCC, SFI, CSA, PEFC)
- 現在のテクニカル・ノート、一般契約条件などのガイダンスやモデル文書の改定

2) フェーズ2 (2005年以降)

- 証拠書類の基準の考案

- ヘルプラインの設置
 - 調達担当者へのトレーニング
 - 普及・啓蒙
 - 目標値の設置とモニタリング
- など

フェーズ1の業務として行った5つの認証制度の評価⁴⁵では、FSCとCSAを合法性と持続可能性を保証することが出来る制度と評価し、PEFC、SFI、MTCCについては合法性については保証できるが持続可能性については必ずしも保証されないと判断した。

政府調達方針導入の影響

DEFRAによれば、この方針の策定により、合法で持続可能であると認証された木材の調達は50%にまで高まり、49%の木材に対しては、他の何らかの証拠書類が示されている。

政府調達方針は以下のような影響を与えている。

- 政府調達木材における認証木材、または合法性確認木材の割合が高まったこと：認証木材の割合が50%以上となり、残りも何らかの形で合法性・持続可能性が確認されたものとなった。（政府の木材調達はイギリス全体の木材の需要の2割を占める）。
- 政府調達に関与する請負企業、下請企業にとって、違法の可能性のある木材調達を行うことがリスクとなった（違法な木材調達を行ったことが明らかになった場合、契約の取り消しや補償その後の入札参加が行えなくなることもありうるなどの実質的なペナルティというリスク）。このため、リスク回避のための戦略構築に迫られることとなった。
- イギリス木材輸入業界全体で、違法伐採問題への取り組みを後押しすることとなった。特に木材サプライチェーン管理を行うための取り組みが始まった。

実際に、熱帯木材の輸入業者であるTimbet社を訪問した際にも、環境部マネージャーChris Cox氏は次のように語っていた。「政府調達方針の策定は業界に大きなインパクトをもたらしました。我々の顧客はいままでこんな話を聞いたこともなかったような中小企業ですが、『合法性が確認されている木材はないのか』という問い合わせが殺到しました」

欧州のその他の国における政府木材調達方針

イギリスと同様に政府機関の木材調達に関する方針が、欧州の他の国々でも開始ないしは検討されている。

デンマーク：2001年1月に国会において中央政府が熱帯木材を調達する際に合法で持続可能な木材に限るように確保する調達方針を導入するよう求める決議。これを受けて政府は2003年6月に公共機関に対する熱帯木材の調達ガイドラインを導入⁴⁶した。熱帯林（天然林・人工林）からの木材を利用する原材料から最終製品までを対象としているが、紙は対象外。

フランス：政府は木材の調達方針を導入することを2002年に発表、FSCかFSCと同等の制度を要求する調達方針になる見込み。

⁴⁵ DEFRA News Release, 9 November 2004, "ENVIRONMENT MINISTER ELLIOT MORLEY ANNOUNCES MOVE TO ENSURE GOVERNMENT SOURCING OF LEGAL AND SUSTAINABLE TIMBER"

⁴⁶ "Purchasing Tropical Timber, Environmental guidelines", Ministry of the Environment

ドイツ:熱帯材が信頼のおける認証材であることを規定(1970年代より)。2003年より熱帯材に限らずより包括的な調達方針にすべく見直し作業を始めており、2005年中には新しい調達方針を発表する予定。新方針は各認証制度の評価も行われ、FSCをベンチマークとする見込み。

オランダ:持続可能な木材に関する指標を設定しており、全ての政府機関が持続可能な木材を調達することを2003年に表明している。

2-2-2. EUの違法材の輸入・取引規制

EUレベルでは、欧州委員会が2003年5月「森林法の施行・ガバナンス・貿易に関するEU行動計画」(EU FLEGT)に関する提案を公表した。

この行動計画には、生産国における合法性証明システムの開発支援、ガバナンスの改善やキャパシティビルディングとともに、違法材需要を削減するための消費国側(EU内)での対策も盛り込まれている。生産国で合法性が確認された木材しかEU内に流通させないという自主的ライセンススキームや、EU市場における違法木材製品の輸入や取引を制限するための法規制を検討することが盛り込まれている。さらに、加盟国の政府調達における指針や業界に対する自主的行動規範の導入促進、金融機関が違法伐採活動を助長するような投融資を行わないための手段なども記載されている。

自主的ライセンススキーム(Voluntary Licensing Scheme)

EUと産出国が自主ベースの二国間協定(Voluntary Partnership Agreement; VPA)を結び、原産国側において、EU向けの木材が合法であることが確認できるシステムを構築してもらい、当該産出国から輸出する木材が合法であることを担保するライセンスシステムを構築するもの。VPAを結んだ国のみをカバーする。一方、EUはこれらの国に対して技術的・財政的支援を行う。

産出国にとっては、主として以下のような利点もたらされるとみられている。

- EU市場では、合法証明木材への需要が増大し、証明されていない木材が排除される傾向にあるため、この市場へのアクセスが向上する。
- ライセンススキームを運営するコスト以上の税収の増加が見込める。
- EUからの開発支援の優先順位が高まる。

合意にサインしなかった国も、なんらかの物理的な貿易障壁を受けるものではないが、市場が合法性証明木材を志向した結果、マーケットシェアを失う可能性はありうる。現在、西アフリカ/コンゴ川流域諸国、マレーシア、インドネシアと協議しているが、否定的な反応はこれまでにないとのこと。

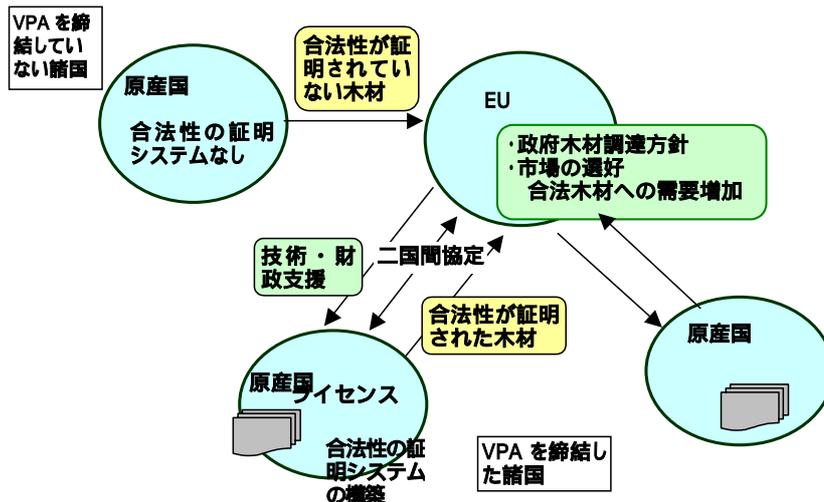


図2-14. 二国間パートナーシップ協定 (VPA) の仕組み

イギリスの DEFRA によれば、EU が自主的ライセンス・スキームに必要であるとしていることは、合法性の定義 (legality standard) とその確認・証明システム (verification system)、木材流通の追跡システム (Chain of Custody system)、及びこれらのプロセスが透明であり、情報が公開されることである。

合法性の定義は、森林の保全や、木材生産や加工・流通・貿易に関わる法から、土地の所有・利用権に関する法、地域住民や労働者の権利、まで、どの法律・規制までをカバーするのか？ また、地方レベルの条例から国レベルの法、国際条約にいたるまで、どのレベルの法までをカバーするのか？ さらに、このような法規制の対象範囲の設定とともに大事なものは、誰がどのように合法性の定義を作成するのも重要である。

合法性の定義に基づいて行う合法性の確認・証明の制度は、誰がこの確認審査を行うのか？ 木材産業や許認可に関わる行政からの独立性が担保された専門性を有する第三者機関がこれを行わなければならない。

木材流通の追跡システムについては、伐採地から輸送・製材・加工・流通における一連の流れの中で、合法性が確認された木材が確実に他の木材 (合法性未確認) と混じることの無いよう適切に分別・管理がされていなければならない。またこの管理システムは誰が運用し、監視をするのか？ これも独立性が担保された第三者機関が行うべきである。

さらに、合法性の確認や追跡システムの運用にあたっては透明性に十分に配慮し、システムを通過する木材や取引、確認・審査の報告に関する情報は公開されている

さらに、EU は市民社会がこれらのプロセスに関与することは不可欠であるとしている。また、制度の構築の過程でも市民社会の関与があること、産業界から独立したシステムであること、透明であり、外部の人間にとってブラック・ボックスがないことが必要であるとしている。

木材貿易管理措置と WTO の整合性に関する EU の見解

欧州委員会ではまた、違法に伐採・取引された木材・木材製品は、EU に持ち込むことも違法であるとする法律の検討も進めている。このような貿易施策をとった場合に気になるのが WTO との整合性であるが、これについて欧州委員会は、FLEGT Briefing Note No.8 の中で、次のように分析している。

ライセンス・スキームは、FLEGT パートナー諸国から EU への木材輸入に関してのみ適用される。協定は、EU 及び FLEGT パートナー諸国の間で、自主的に、二国間で合意されるものである。このような協定を、自ら締結した国が、WTO 提訴を行うとは考えられない。また、第 3 国にとって、FLEGT の合意に基づく EU の措置に関して異議を申し立てるインセンティブがあるとは思われない。

FLEGT 行動計画において、木材生産の合法性については、輸出国の適用可能な法的ルールに基づき定義され、システムの詳細は二国間の合意により、構築される。すなわち、FLEGT パートナー諸国からのライセンスなしの木材は、違法木材の密輸ということになる。WTO ルールの中には、このような違法行為に取り組むための二国間合意を阻むいかなる規定もない。

結論・FLEGT 行動計画の中で提案している貿易措置は、WTO との整合性に関して何も問題はない。

また、欧州議会貿易委員会は、2004 年 2 月付けの欧州委員会宛てのレターの中で次のように記述している。

「自主的ライセンス・スキーム及び違法木材の輸入・販売の禁止に関する法制化について、WTO と両立するかという点に関し、懸念が表明されてきたが、本委員会においては、この懸念は正当化されないと判断した。FLEGT 行動計画のもとで考案された二国間合意は「自主的な」性格のものであるため、ライセンス・スキームが WTO の論争となる可能性は極めて低い。たとえ初期の GATT への抵触が見出されたとしても、XX 条(d)、XX(g)のもとで GATT に適合するとみなされるであろう。また、違法木材の禁止に関する法制化について言えば、アメリカの Lacey 法(人、農業、野生生物に有害な野生生物の輸入、移動の禁止に関する法律)の先例により、WTO との整合性は保たれるであろう。この法制化は、単に原産国において違法に生産された材の販売または輸入を禁止するものにすぎないわけであるから。」

コラム：米 Lacey 法

米 Lacey 法は、輸出国で違法に採取された野生動物の輸入を禁止する米国の法律である。同法は 100 年間も運用されてきたが WTO 上問題となったことは無い。

元々は、州によって野生動物の規制について強いところとゆるい所があり、州間での取引の際に、元の州で禁止している種を移入・取引することを阻止するために作られた法律である。移入外来種による生態系の攪乱を防ぐ意味もあった。

アメリカでは州際問題に対応する制度は、国際間にも適用されるのが普通で、同法でも他国からの移入種について、元の国で違法なものを輸入することを禁止としている。現在では外国との取引についても同法により規制対象となっている。

外国の法律に違法であるとの判断は、訴えを起こす者（主に当局）が違法であることの証明をしなければならない。

WTO ルールにおいては、国内基準を使って輸入規制をする場合は違反となる。国際基準の場合には認められているが、その国際基準を定める条約に加盟していない国の場合には問題が生じることも考えられる。たとえば、A 国は WTO と CITES に加盟しているが、B 国は WTO にしか加盟していない場合。ただし現実には WTO と条約の加盟国はほとんどの場合重複しており、このようなケースはまれである。

Lacey 法はこのような議論とはまったく関係が無い。つまり、同法は相手国の法に違反したものが輸出チェックをすり抜けてきたものを輸入側でチェックをするというものであり、輸入側が独自の基準を持つものではないからだ。ただし、元の国にはないような、確認のための手続きを輸入国が定めると問題になる可能性は残る。

以下参照。(2)(B)には、or in violation of any foreign law がない。

Sec. 3372. - Prohibited acts

(a) Offenses other than marking offenses

It is unlawful for any person -

(1) to import, export, transport, sell, receive, acquire, or purchase any fish or wildlife or plant taken, possessed, transported, or sold in violation of any law, treaty, or regulation of the United States or in violation of any Indian tribal law;

(2) to import, export, transport, sell, receive, acquire, or purchase in interstate or foreign commerce -

(A) any fish or wildlife taken, possessed, transported, or sold in violation of any law or regulation of any State or in violation of any foreign law, or

(B) any plant taken, possessed, transported, or sold in violation of any law or regulation of any State;

同法の国際取引規制は、Wild Life と Fish (野生動物と魚) が主な対象で、植物の場合には外国法への違反が対象になっていない。よって現状では同法で違法木材を取り締まることはできない。

2-2-3. イギリス木材貿易業界 TTF の取り組み

イギリスにおいては、もともと企業がその社会的責任を果たす一環として、認証木材等のきちんとした木材を購入する動きが盛んであるが、イギリス政府方針は、今までこの問題について特段意識していなかった中小の建設業者も含め、業界全体に危機感を与えることとなった。

業界全体の取り組みの音頭をとったのが、木材貿易連合(TTF)である。TTFは、「行動規範」を策定し、会員企業が合法かつよく管理された森林からの木材や木材製品を調達することに責任を持つことを明確に打ち出した。さらに、木材調達方針(Environmental Timber Purchasing Policy)を策定し、会員企業が、いかにサプライチェーンを管理していくかの具体的な指針を与えている。また、2004年には、インドネシアにおける木材加工工場の実態調査を通じ、合法性証明システム開発を目指した「Scoping Study」を実施、これをもとに、合法証明木材を購入していくためのパイヤーの共通のプロセス「Common Auditing Framework」の構築を提唱している。以下、その概略を記述する。

「行動規範」と「木材調達方針」

「行動規範」においては、TTF 会員企業は「木材及び木材製品を合法的で管理の行き届いた森林から調達することを約束する」としており、本規範の不遵守については異議申し立て手続きに則り、罰金の徴収、会員権の一時的な撤回、連盟からの追放につながることもある。本規範は原則的なものであり、TTF の全会員企業(370 社)が遵守義務を有する。

一方、2001年に策定された「木材調達方針」は、行動規範の精神に則り、それをより具体化させたものであり、サインした会社のみが遵守義務を負う(TTF が実施する環境保全プログラムの“Forest forever”参加企業を中心として、現在 70 社)。サインした企業は、環境管理の実施、合法性の確保、貴重種の不買などの具体的なコミットメントを行い、以下の手順でコミットメントを達成することとなる。

ターゲットの設定

サプライヤー・データベース等の情報整備

従業員教育の実施

サプライヤーに、森林管理・原材料調達についての質問状を发出

返答を評価。サプライヤーのランク付け。不十分な回答についてのフォローアップ

顧客に対し、方針を伝達。

サプライヤーのモニタリング実施

～ のレビュー

サインした企業は、本方針へのコミットメントの達成状況につき報告義務を負う。また、サプライヤー評価システムの例、サプライヤー質問状のサンプルなどを添付している。

現在、TTF は、本ガイドラインを更に見直し、リスク・アセスメント手法、段階的な改善アプローチなどを盛り込んだより詳細な「Responsible Purchasing Policy」(alpha version 1)を公表し、2004年9月から実施に移す予定。本方針は下記のウェブサイトから入手できる。
<http://www.ttf.co.uk/forests/responsible/>

「Scoping Study」から Common Auditing Framework(CAF)の構築へ

2003年6月、TTFの会員企業は、ますます厳しさを増す違法木材の問題に対処するため議論を行い、インドネシアにおける合法証明システム開発のための「Scoping Study」を実施することを含めた行動計画を決定した。「Scoping Study」は、13の合板工場と3の二次加工工場の実態調査及び評価、CAFの実施可能性の検討をカバーするもので、2003年8月から2004年1月にかけて、TTFにより実施された。

として、16の各工場について、割当量のコンプライアンス、丸太の出所の合法性・倫理性、COCシステムなどを採点したところ、最高でも63点、最低で5点であった。すなわち、この16社中16社とも、完全に合法的な木材を取り扱っているとはいえない状況であった。各製材会社はTTFのサポートを受け、Mill Action Plan(製材会社ごとの行動計画)を策定。これに基づき、改善を行う。Common Auditing Frameworkは、熱帯材のバイヤーが、段階的アプローチにより合法性の基準に向かって改善していると第三者機関によって証明された熱帯材を購入するための、信頼できる統一された共通の枠組みである。TTFはこの枠組みを包括的であり堅固なものとするために、幅広い層のステークホルダー、原産国、及び他の消費国との議論を行っていきたいとしている。Scoping Studyにより提案されたCAFの証明システムは下図の通り。

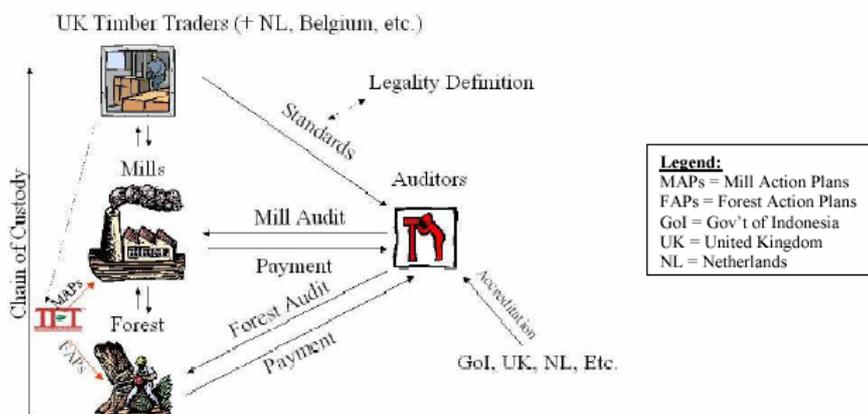


図 2-15 Common Auditing Framework

2-2-4. アメリカの異業種大手企業間の Paper Working Group

紙に関しては、利用が広範に及ぶことから、様々な企業で取組みがみられる。原生林産のものを使用しないと明言する方針を掲げている企業は、マイクロソフトやインテル、IBMなどのハイテク大手をはじめ文具、化粧品など様々な業種の大手企業に広がっている。

表2-1. 原生林からの木材/紙を使わないとする調達方針を公表している企業例

3M Corp. (アメリカ)	Jewson's (イギリス)	Otto (ドイツ)
84 Lumber (アメリカ)	Johnson & Johnson (アメリカ)	Pacific Gas & Electric Co. (アメリカ)
Advanced Micro Devices Inc. (アメリカ)	Kinko's Inc. (アメリカ)	Patagonia (アメリカ)
Apple (アメリカ)	KNAUF (ドイツ)	Pitney Bowes (アメリカ)
Arjo Wiggins Appleton (イギリス)	Larch-Lap (イギリス)	Quantum Corp (アメリカ)
AT&T (アメリカ)	Lenzig (オーストリア)	Rugby Group (イギリス)
B&Q (イギリス)	Levi Strauss & Co. (アメリカ)	Sainsbury's Homebase (イギリス)
BBC Worldwide Publishing (イギリス)	Liz Claiborne Inc. (アメリカ)	Schwank (ドイツ)
Beiersdorf (ドイツ)	Lockheed Martin Corp. (アメリカ)	Seventh Generation (アメリカ)
Bristol Meyers Squibb Co. (アメリカ)	Lowes (アメリカ)	Texas Instruments (アメリカ)
Courtaulds	The McGraw-Hill Co.s (アメリカ)	Union Carbide International (アメリカ)
Dell Computer Corp. (アメリカ)	MD Papier (ドイツ)	United Stationers Supply Co. (アメリカ)
Do It All (イギリス)	Magnet (イギリス)	Utne Reader (アメリカ)
Estee Lauder Co.s (アメリカ)	Menards (アメリカ)	Wickes Lumber (アメリカ)
Great Mills (イギリス)	Meyer International (イギリス)	Wybert (ドイツ)
Haindl (ドイツ)	Microsoft (アメリカ)	
Harcross (イギリス)	Mitsubishi Electric of America (アメリカ)	
Home Depot (アメリカ)	Mitsubishi Motor Sales of America (アメリカ)	
IBM International (アメリカ)	Mother Jones Magazine (アメリカ)	
Ikea (スウェーデン)	Mutual Omaha Insurance Co	
Ikon Office Solutions (アメリカ)	National Geographic (アメリカ)	
Intel (アメリカ)	Nike Inc. (アメリカ)	

その中でも、ナイキやスターバックス、ヒューレット・パッカードや Norm Thompson (通販大手) などの異業種からなるグループは Metafore (メタフォー) という持続的な木材の利用を推進する NPO の支援をうけ、「ペーパーワーキンググループ」(紙調達に関するワーキンググループ、これ以降 PWG とする) を作って原生林からの紙を排除するためのツールの開発や情報交換などを行っている⁴⁷。PWG のメンバーは、自らが調達するあらゆる紙製品 (カタログ、包装、コピー用紙など) について独自の調査票を供給者に配り、古紙の配合率、バージン原料のうち森林認証や原生林産の有無やその比率について製品ごとに細かく調査し、スコアをつけてスコアの高い製品を購入するという取り組みを行っている。

⁴⁷ "Project Description – External, Paper Working Group", Metafore

表2-2. Norm Thompson 社の紙の調達スコアカード

Score	Examples of Materials	Criteria	
3	1. Forest Stewardship Council certified 2. Recycled/reclaimed 3. Agricultural by-products	Material Source	1. Third-party certified according to FSC standards; 2. Verified to contain reclaimed or 70 percent recycled wood; or 3. Uses agricultural wastes such as rice stalks or wheat.
		Biosphere Health and Safety	No evidence of carcinogens; no chemical preservatives; formaldehyde-free; low volatile organic compounds (VOCs)
		End of Life	High quality, long-lasting product; excellent recyclability (no plastic components)
2	1. Sustainable Forestry Initiative/CSA International certified 2. Particle board; oriented strand board (OSB); or medium-density fiber (MDF) board from North America	Material Source	1. Third-party certified according to SFI or CSA International standards; 2. Product made predominantly with pressed wood from the U.S. or Canada.
		Biosphere Health and Safety	No evidence of carcinogens; no chemical preservatives; formaldehyde-free; low VOCs
		End of Life	High quality, long-lasting; good recyclability (few plastic components)
1	1. Recognized by the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes 2. Non-certified wood from North America, excluding aromatic cedar, redwood and wood from boreal forests in Canada	Material Source	Wood originating in Canada or the U.S. that is non-controversial (e.g., Oak, spruce non-aromatic cedar)
		Biosphere Health and Safety	No evidence of carcinogens; low-emitting (phenol) formaldehyde
		End of Life	Fair recyclability (plastic components are fewer than natural components); disposal options do not result in release of Scorecard category "-1", "-2" or "-3" chemicals into environment
0	Non-certified wood from western Europe, Australia and New Zealand	Material Source	Non-certified wood originating from other industrialized countries.
		Biosphere Health and Safety	Irritants; sensitization; combustible Class III; IARC Group 3; no evidence of endocrine disrupters; urea formaldehyde
		End of Life	Not recyclable; does not release Scorecard category "-1", "-2" or "-3" chemicals into environment
-1	Aromatic cedar, redwood and wood from boreal forests in Canada	Material Source	Product utilizes a species from a sensitive ecosystem in North America
		Biosphere Health and Safety	Sensitizers and corrosives; hepatotoxins, nephrotoxins, neurotoxins, etc. that do not involve permanent damage; combustible Class II and unstable materials; IARC Group 2B; suspected endocrine disrupters
		End of Life	Release or formation of any Scorecard category "-1" chemicals
-2	1. Non-certified wood from Africa, Asia, Latin America and Former Soviet countries 2. The following non-certified species: Afrosoma, Lignum vitae, Cuban mahogany and Big leaf mahogany 3. Non-certified bamboo	Material Source	Product utilizes wood from regions with weak environmental safeguards and/or that is listed under Appendix II of the Convention on International Trade in Endangered Species (CITES). Product utilizes non-certified bamboo increasing pressure to clear native forests.
		Biosphere Health and Safety	Toxic; permanent debilitating disease; flammable Class I; IARC Group 2A; probable endocrine disrupters
		End of Life	Release or formation of any Scorecard category "-2" category chemical
-3	Alerce and Brazilian rosewood	Material Source	Product utilizes wood listed on CITES Appendix I
		Biosphere Health and Safety	Highly toxic; irreversible disease resulting in death (e.g., silicosis, asbestosis); IARC Group 1; known endocrine disrupters
		End of Life	Release or formation of any Scorecard category "-3" chemicals

メタフォーとPWGの取組み

ここでは、PWGの活動について詳しく見るため、2004年12月に東京で開催したフェアウッド推進フォーラムでメタフォーのKristin Bonner氏が発表した内容から紹介する。

メタフォーは環境に好ましい紙の供給に取り組みたいと考えている企業を支援するため、企業の購買担当者向けの、適切な原料の調達を容易にするツールを提供している。メタフォーの使命は世界の森林を保全し再生するための企業の行動の触媒になること。企業の利益と森林の利益が合致するような世界を目指し、二つの角度から活動している。一つはビジネスの運営と森林の保全を理解しているリーダーを求め、そうしたリーダーと協力しながら森林の保全につながるような斬新なアイデアを生み、市場のメカニズムを構築するよう努力している。もう一つは、北米の産業界に対してコンサルティングやアドバイスを行っている。世界の森林を良い方向に転換していくため、積極的に市場原理を活用していく考えである。

異業種11社が参加する紙調達ワーキンググループ

2年ほど前に、北米の多国籍企業2社からメタフォーにアプローチがあった。紙の原料供給について、環境にやさしい、持続可能なところだけから調達するという方針をもっているが、実際なかなかうまくいかずに悩んでいるという。メタフォーでは紙の調達の多い他の企業にも聞いてみたところ、他の企業も同じような悩みを持っていることがわかった。そこで、そうした企業を一堂に集め、環境に好ましい紙の供給をどうしたら増やせるか話し合った。

世界的に強力なブランドイメージを持つ企業ならば、紙の供給者に対して強いメッセージを送ることができるという考えから、PWGを立ち上げた。ビジネスと協力しながら世界の森林の改善につながるツールを開発しようというものである。

PWGには、バンク・オブ・アメリカ、北米最大の印刷会社センピオ、ヒューレット・パッカード、マクドナルド、スターバックスなど11社が参加している。これらの企業にとって紙を扱うことは主要なビジネスではないが、社会的責任を果たそうとする企業であるから自らが扱う紙がどこから来ているかをきちんと調べ、その供給源の状況を把握したいという共通のニーズを持っていた。

紙の環境性能を数値評価する EPAT

PWGでの議論を通して「環境に好ましい紙の供給を増やし、かつ手頃な価格にすること」をグループの目標と定めた。各参加企業のブランドイメージを維持しつつ、環境に好ましい紙に対する意識と利用率を高めるために、まず環境に好ましい紙の定義を明確にし、次に紙の評価ツールを開発することを決めた。

特定の用途に応じて紙を調達するとき、その時点で最善のものを選ばざるを得ない。しかもPWGに参加しているのは大企業であり、紙の調達に関わっている人は社内外に大勢いる。いろいろな要因から判断を下さねばならない。PWGでは相互に関連する七つの期待される成果という観点から環境に好ましい紙を定義した。

環境に好ましい紙によって期待される七つの成果:

- 原材料のより効率的な利用と保全:再生不可能な原材料は使わない
- 廃棄物の最小化:リサイクルを強化しゴミを出さない
- 自然生態系の保全:持続可能なものにする
- 汚染のない生産:紙の生産による水、空気、土に対する汚染を最小限にする
- 地域社会と人間の健全な暮らし:社会的影響への配慮

- 信頼性のある報告と証明: 第三者機関の設立と情報の公開
- 経済的実現性: 経済的に見合うこと

次に、PWG では環境面で紙を評価するツール、EPAT (Environmental Paper Assessment Tool)を開発した。

EPAT には二つの機能がある。紙を購入するユーザー企業のニーズと紙の供給企業のニーズをすり合わせるという機能と、紙の生産者側から提供された情報をもとにさまざまな指標を使って紙の環境面での評価を数値化するという機能である。

EPAT は紙製品のライフサイクルにおける主要な環境影響を考慮するため、紙の製造業者から提供されている標準化された情報を元に評価をする。EPAT における各環境指標は定量的であり、紙パルプ業界では一般的に監視されている項目を基にしている。EPAT はユーザーに対して共通の枠組みを提供しながらも、各自の目標と優先事項に応じて十分に柔軟に対応できるように設計されている。

EPAT は主として、1)パフォーマンス報告、2)評価、3)調達的意思決定、の3つの段階から構成される。まず最初の段階では、紙製品の供給業者から共通の情報が報告されるようにする。第二段階では、各購入者の状況に応じて最も重要な紙の環境的特性が何かを把握できるようにする。そして最終段階で、各購入者が EPAT による紙製品の評価結果を、購入決定に重要な他の要因(価格や品質など)と共に判断し、購入製品の選択を行う。

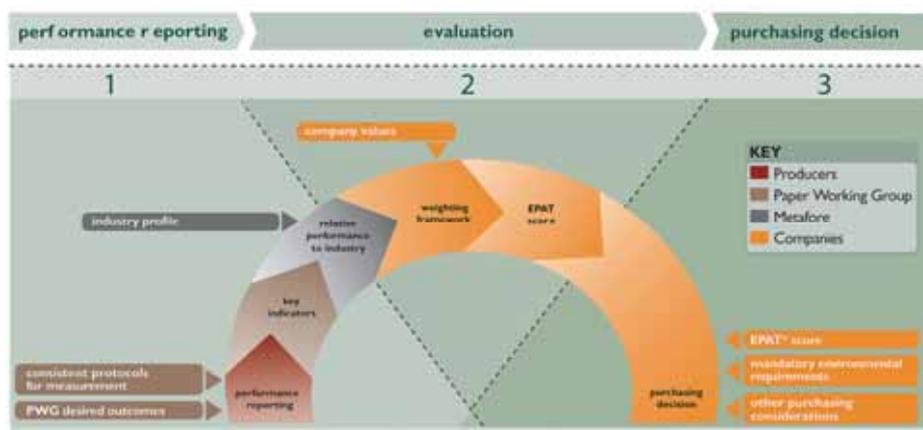


図2-16. EPAT の3つの段階

EPATの基本的な枠組みは2004年に開発された。現在、製紙業界やNGOと相談しながら、一般の購買担当者に使いやすく、第三者からみても信頼できるものに向けて最終調整をしている。2005年末までには北米の大手企業の30社に使ってもらうことを目標にしている。使いやすいウェブインターフェイスを備えた完全版が2005年から利用できる予定である(日本でのユーザーも歓迎とのこと)。

PWG が成功した理由の一つは、異業種のリーダー企業巻き込めたことだという。異なる業界から 11 社が集まったことで、さまざまな業界からの情報交換が可能となり、これが有効であった。もう一つは具体的な目標に対して互いに学び合う姿勢を持てたことであるという。NGO は森林を守れという大きな目標をもって働きかけてくるのに対し、企業は限られた資源や時間というスタンスで具体的に問題に対処している。3 点目として、NGO や製紙会社などさまざまなステークホルダーに、早い段階から関わってもらい、情報を頻繁に交換し相談することが大切であるという。また、成功に向けて戦略を柔軟に変えていくことも重要だったという。

2-2-5. カナダの出版業界

Mountain Equipment Co-Op 社 (以下 MEC) は、同社の 2003 年版秋 / 冬カタログに、使用済みファイバーを 35% 含む紙を使用すると発表した。これにより、2,000 本の成木が伐採を免れ、100,000 ポンドの地球温暖化ガスの放出が防げたことになる。

このような紙を使うのは北米市場においては初めての試みとなった。カナダケベック州に工場を持つ Domtar 社との協力で実現したものだ。MEC 社がパートナーを結んでいる NPO の Markets Initiative (以下 MI) は、市場の需要を持続可能な代替品に置き換えて行くことによって、世界の貴重な森林を保護する活動を行っている。

MI は近年、出版業界や印刷業界、製紙業界に原生林を起源とする紙の使用中止を呼びかけており、企業との協働により環境に優しい紙を利用するよう支援している。しかし、MI がこの活動を始めた時、古紙を利用して印刷をしている出版社はまだなかった。このような紙をストックしている印刷業者も無く、市場で安定的に入手するのは困難であった。

MI はまず、カナダの多くの著名な作家に協力を求め、45 人の作家から原生林や生態系をまもるための署名を集めた。これら作家の協力をもとに、出版社に対して原生林に優しい紙で印刷するように要求するをはじめた。

この MI の運動に勢いをつけることになったのが、世界的にも有名な「ハリー・ポッター」である。この本の出版社である Raincoast 社が MI のパートナーになり、原生林起源でない紙を使用していることを宣伝したことは世界中にインパクトを与え、他社も追従することになった。現在は出版業界の業界団体が自ら、加盟出版社に対して原生林産の紙を排除する為の情報提供やサポートを行っている。どの製紙メーカーのどの製品が優れているかの情報提供や、原料まで遡ってトレースするための調査方法をアドバイスするなど、各社が調達方針を達成できるよう支援している。この出版業界を上げての取り組みにより、37 の出版会社が原生林や危機に瀕している森林を起源とする紙の使用を止める文書にサインしている。これらの文書は印刷会社にも影響を与え、ライバル社と差をつけたい会社はこれを利用して、環境に優しい紙の使用を売りにした所もある。⁴⁸

MI はパートナーである企業に対して、三つの環境配慮を求めている； 原生林や危機に瀕している森林を起源とする紙の使用を中止する、無塩素の製品を選択する、全体的な紙の消費量を削減することである。MI によれば、「紙は我々の社会の必要な要素であるため、その使用を控えるのではなく、原材料を原生林起源でないものに変えていくことを目指している。」

出版業界の動きは印刷業界や製紙業界にも影響を与えた。現在は、5 つの印刷業者が原生林に優しい紙をストックしており、原生林に優しい紙が新たに 7 種類開発された。

⁴⁸ <http://www.marketsinitiative.org/potter.html>

カナダの出版社の成功を基に、MI は現在ではアメリカを含む 6 カ国でも出版社にも働きかけをしており、現在 30 社以上がコミットメントを発表している。MI は「最終的な目標は紙の生産流通過程 (Chain-of-custody) を解明すること。保護対象とならない森林でも原生林が含まれていることがある。」という。

2-2-6. 個別企業の取り組み事例

B&Q 社

B&Q は、イギリス最大、世界第 3 位の DIY 会社であり、Kingfisher 社の子会社である。イギリスに 330 店舗をもち、従業員数は 36,000 人。環境、多様性、倫理、コミュニティーという幅広い分野について、方針を掲げ取り組んでいる。木材購入の現状、方針策定のきっかけ、動機などについて、同社 CSR 部の Baker 氏、Thompson 氏に 2004 年 6 月にインタビューした内容を以下に紹介する。

同社は現在、300 万 m³ / 年の木材を取り扱っており、そのうち 80% は FSC、その他の認証は 15%、残り 5% は認証取得に向け、行動計画を策定中のものである。のほとんどは FFSC 認証 (フィンランド) のもの、のほとんどは、TFT を通して供給されたものである。SGS による認証サポートプログラムを、マレーシアやガイアナで実施している。

木材購入方針導入のきっかけ

ももとの木材購入方針は 1991 年に策定した。1990 年に FoE-UK が熱帯木材の購入に反対するキャンペーンをはっていたとき、あるジャーナリストから「B&Q の商品のどのくらいが熱帯雨林からきているのか」という質問があったのだが、答えられなかったことがきっかけとなった。

91 年 9 月、B&Q は購入するすべての木材・紙製品について、段階的に出所の明らかなもの、よく管理された森林からのものを使うという方針を打ち出した。そして、包括性、独立性、透明性の観点から最も信頼性の高い FSC の認証制度を確立させるため、WWF+95 のパイヤーズ・グループの設立メンバーの一員となった。現在の木材調達方針については、以下の囲み参照。

木材調達方針の改定

その後、何度かの改定を経て、木材購入方針は現在のものにまとまった。現在、フィンランド認証材の見直しを実施中である。今まで、Finnish Forestry Certification Scheme (FFCS) も認めていたのだが、フィンランドにはロシアで違法伐採された木材が違法に輸出されていることが、いくつかのケース・スタディで明らかになったため、2003 年 12 月から除外することとした。現在改定中の新方針においては、100% FSC 材を目指すものとなる。

実施方法

実際の取引に際しては、サプライヤーに質問状に応じてもらう「Quest」方式を実施している。「Quest」は、品質、倫理、安全、環境を含んだもので、これを通じて 10 の原則に照らしてサプライヤーの環境社会面におけるパフォーマンスを判断している。新規の取引にあたっては、数時間にわたるインタビューを行うこともある。また、現場主義をとっており、しばしば現地を訪れ、NGO の意見に耳を傾けて、実際現地でどのような方法で伐採が行われているかを確認する。また、TFT の会員となり、彼らと共同でインドネシアの林業の改善を支援している。

Thompson 氏曰く、「我々は、CSR 担当スタッフ 7 人をかかえ、しばしば出張に行き、現場を見るようにしている。また、仕入先や、NGO と議論を重ねている。しかし、これはコストではなく、明らかに投資だ。これにより違法材を使用するというリスクを回避し、自社のブランドを守り、責任ある企業であるという評判を得て、それを誇りに思っている。さらに、これから、原料の持続可能性に関する政府・消費者からの要求がどんどん厳しくなっていく中、先行した分、優位に立つことができた」という。

要因

木材調達方針を実施する要因としては、高い顧客の意識、株主からの要求、社員が B&Q で働くことに誇りをもてること。木材調達方針の実施にかかる費用は「投資」であると考えている（取組みによる評判の向上、リスクの回避、取引の継続ができるから）。

B&Q の木材購入方針要旨(2000 年 8 月版)

すべてのバージン原料は、出所となる森林がわかっており、サプライヤーが、当該森林が適切に管理され、それに関して独立した認証が行われているということに関する十分な保証を与えるものでなければならない。B&Q は、基本的には FSC 認証または FSC 相互認証のものを推奨するが、以下のものは現在のところ例外的に認めている。

- ・ 我々が FSC と相互認証を達成できるであろうと判断した他の認証制度により認証されたもの。LEI(インドネシア)がこれに該当する。また NTTC(マレーシア)制度に関しては検討中。
- ・ FSC と相互認証が必要と判断されるが、それでも他の林業水準に関して一定の保証を提供する、他の認証制度により認証されたもの。現在のところ、Finnish Forestry Certification Scheme をこれに含めているが、大いに改善する必要があると考えている。
- ・ B&Q で試行的に販売を進めているきわめて限定された数量の商品については、認証が取得できる見込みがあり、6 ヶ月以内に認証を獲得できるというサプライヤーのコミットメントがあるものを認めている。
- ・ 82.5%以上の原料が確認可能な市場回収リサイクル原料を用いた商品。

その他、森林管理が発展途上の木材については、極めて限定的な範囲で、購入を検討することもある。この場合は、継続的な改善と最終的には認証を取得するという行動計画を持ち、独立した証明が得られる場合に限る。これらの木材の出所は、SGS または TFT のメンバーにより立案された認証サポート・プログラムのもとに登録されたものでなければならない。

月ごとのランダムな監査が実施され、本方針に適合しない場合、ビジネスは継続されない。

認証制度の「持続可能性」を評価する判断基準としては、FSC による認定へ一定期間内に移行するであろうと判断できる行動計画の存在、原生林、危機に瀕している森林からの

伐採の禁止、森林に関する認証のみならず、最終生産物に至るまでの CoC 認証も含むものであること など。

* 筆者注. 現在は MTCC に名称が変更されている

米ホームデポ社

米ホームデポは、世界最大のホームセンターであり最大の木材購入者でもある。全米で2番目に大きな小売業でもある同社の売上は2001年に536億ドルに達しており、同社の木材調達量は、全世界の木材需要(薪炭・紙パを含む)の1%近くにも及ぶ。この巨大な木材調達は世界の林産業界に大きな影響力を有することから、90年代に環境保護団体のターゲットとなってきたが、こうした圧力を受けて99年8月、木材調達方針を2002年末までに導入することを公約した。公約された調達方針とは、問題のある地域からの木材の販売を停止すること、特定のラワンやレッドウッド、シダーなどの危機に瀕する地域から産する樹種を排除することと同時に、認証木材を優遇することを明記するものである。経営層の強力なイニシアティブにより、木材調達方針を確実に実施できるよう組織変更を行い、また目標が具体化されたことで、2002年の調達方針の導入開始時までに、インドネシア産ラワンの購入を70%削減、シダー購入の90%以上を2次・3次林からのものに変更、レッドウッドの購入を二つのFSC認証者からの購入に変更するなどの結果を生み出した。⁴⁹

同様の取り組みは同業界2位のLowe'sや大手住宅メーカーでも次々と行われている。

ホームデポ社の木材調達方針

- 1.ホームデポは、可能な限り適切に管理された認証森林からの木材および木材製品を優先的に購入することとする。
- 2.ホームデポは、世界中の危機に瀕している地域からの木材および木材製品の購入を2002年末までに全て排除することとする。
- 3.ホームデポは効率的かつ責任ある木材および木材製品の利用を促進することとする。
- 4.ホームデポは代替品の開発と利用を支援・促進することとする。
- 5.ホームデポは木材および木材製品の供給業者に対して、自らの事業活動および生産する製品が関連する法規制を遵守することを要求するものとする。

Timbmet 社

Timbmet社は、政府調達方針の影響により、ビジネス・チャンスを拡大している木材輸入業者の好例である。同社の木材購入方針、実施手法、政府木材調達方針の影響等につき、インタビューを行った内容を紹介する。

同社は、北米、ヨーロッパ、アフリカ、東南アジアから木材輸入しており、南米からは5%程度と少ない。サプライヤーは600以上。約10万m³、イギリスの広葉樹材市場の10%、また、市場の認証木材の30%を取り扱っている。

⁴⁹ "Implementing a Wood Purchasing Policy", Home Depot, October 2003

従業員数は500人程度。環境対策の部署(Environmental Department)には4人のスタッフがいる。顧客は建具メーカー(窓、ドア)、小規模の家具メーカーや下請けの建築会社、小売り。

サプライヤーの評価

Timbmet社は90年代半ば、マホガニーの輸入に関して、FoEからの強いキャンペーンにさらされ、その後、96年にリスク管理の一環として環境ポリシーを策定した。

同社が採用したのは、質問状を用いて、サプライヤーをグレードづけるという手法。現在は、国(違法伐採の割合、紛争、森林減少)と樹種(IUCNレッドリストの分類、CITES付属書I、IIの基準を基にしたWCMCの樹種分析)をあわせて行い、高、中、低などと分類するというリスク・アセスメントを実施している。リスクのないFSC認証材や、合法性が確認されFSC取得に向けて行動計画が実施されている林地からのものについてはそれ以上の調査は行わないが、カメルーンのサペリ材など、リスクの高いもの場合は、訪問して森林管理の状態を調査したり、質問票を送ったり、コンサルタントに依頼し、環境への取組み方針の内容、実施状況、管理計画、伐採地やその環境などについて評価する。サプライヤーごとだけでなく、出荷(時期)ごとに評価する取組みを始めている。

さらに、すでに認証取得しているもの、認証に向けて改善しているもの、合法性が確認されているものを選ぶようにしている。取り扱っている認証材の割合は、2年前は0.1%だったが、現在は8~9%になった。

また、リスクの高い購入の割合を少しずつ削減していく計画を策定している(取締役会において決定)。

取組みを進める要因

Timbmet社の顧客にとって、もっとも大きな圧力は政府の戦略である。顧客は公共事業の孫請けなどを行っている小さい会社が多い。このため、政府の、「木材が違法なものではないという証明が必要」という公共工事にかかる木材調達方針は大きなインパクトをもたらした。また投資家からの圧力も強い。建材小売の大手Travis Perkins社も、投資家から合法で持続可能な原料だけを用いるよう圧力を受けている。投資家は、NGOの活動に関しては非常に敏感であり、社会的な批判にさらされるリスクがないことを会社に強く求めている。

顧客への取組み支援

Timbmet社の顧客にとっては、持続可能な木材や様々な森林認証、認証に向けて改善している木材、政府の戦略などは縁遠い話だが、同社はそれに関する情報を得ている。大規模な顧客は投資家からの圧力を受けており、明確な要求をしてくるので、我々は顧客の環境戦略を進める手助けをし、供給者に対してもそのような需要があると伝えている。このようなコストは、広告やマーケティングにかかるコストと同じような投資と考えており、この投資はうまくいっている。これによって顧客を維持できるだけでなく、新しい顧客を得ることができている。環境戦略の導入により、Travis Perkins社との取引額は1年間で2倍になった。顧客が株主などからの圧力で、木材の調達について高い要求をするようになっており、Timbmet社は他社に比べて信頼のできる原料を供給できるので、取引を得ることができる。

同社環境室マネジャーのMike Packer氏曰く、「我々はNGOからのパッシングという逆風を、順風に変えることに成功しました。我が社が築いたリスク・マネジメントの手法は、多くの顧客企業にとっても活用可能であると自信を持ってアドバイスしています。我々が自社の購入方針の策定・実施に費やしたコストは、マーケティングコストだと考えています。」と言う。

Timbmet 社が使用しているサプライヤー向け質問状を以下に示す。

ティンメット社環境アンケート

原料調達

現在ティンメットと契約のある樹種・製品：

過去にティンメットに販売された樹種・製品：

A．識別

貴社の（ティンメットへの）出荷について、森林の原産地を以下のどのレベルまで特定できるかをパーセントで記入してください。

国レベル _____ %
地域レベル _____ %
伐採権地 _____ %

該当する（すなわち、率が低い）場合は、原産地をより正確に把握するための貴社の計画の概要を記載してください。

B．調達書類

弊社の顧客は、これまで以上に生産地の森林が適切に管理されたものであることを証明する書類を求めています。こうした要求に応えるため、貴社がどのような証明書を提供できるかを記載してください（該当する応えを で囲んでください）。

- ・ 証明書類（内容を記入し、書類を同封してください）：
- ・ 無し

環境問題の認識・方針 認証

A．環境問題の認識・方針

- 1．貴社の独自の環境に関する方針がありますか。 はい・いいえ
ある場合は最新の方針を送ってください。
- 2．環境指針に基づいた調達方針がありますか。 はい・いいえ
ある場合は、最新の方針を送ってください。
- 3．適切に管理された森林からしか木材を調達しないという方針を公式に採用されていますか。 はい・いいえ
採用されている場合、適切に管理されているかどうかについての、貴社の判断基準を記

載してください。

4. 貴社は、持続可能な林業の方針に従っている、あるいは、それを推進することを求める組織に参加されていますか。 はい・いいえ

参加されている場合は組織名を記入してください。

B. 認証

1. 貴社は以下の認証を受けていますか。

・ ISO9000 はい・いいえ

・ ISO14001 はい・いいえ

認証を受けている場合、木材調達に関する目標・基準を記入してください。

2. 貴社の木材・木材製品は、第三者機関によって認証された供給元から調達されていますか。 はい・いいえ

「はい」の場合、その認証制度は何ですか。 _____

「いいえ」の場合、将来、貴社が第三者機関によって認証された木材・木材製品を調達できるよう支援する組織との活動を行っていますか。 はい・いいえ

「はい」の場合、その組織の名称は何ですか。 _____

認証制度は何ですか。 _____

「いいえ」の場合、将来、第三者機関によって認証された木材・木材製品を調達するために、貴社独自の取り組みを行っていますか。 はい・いいえ

「はい」の場合、その認証制度を記入してください。 _____

3. 貴社から弊社に提供できる認証材の樹種と比率を推測して記載してください。

1年目(2003): _____

2年目(2004): _____

3年目(2005): _____

4年目(2006): _____

5年目(2007): _____

補足事項がありましたら、お書き添えください。また、特に貴社の調達状況が複雑な場合など、森林から貴社の木材工場までのサプライ・チェーンの図解をいただければ幸いです。必要に応じて別紙に記入してください。

このアンケートは2年ごとに実施しますので、アンケート内容に対するご意見もお寄せください。

ご多忙中ご協力有難うございました。

アンケート回答者 署名 _____
氏名 _____
役職 _____
日付 _____

2-3. 日本の木材マーケットの動向

世界の森林環境と国内の森林環境は内容の違いはあるものの、双方ともに劣化しつづけている。環境コストが外部化されたまま木材市場の自由化が進められたため、木材生産コストの安い海外天然林では過剰生産、生産コストの高い国内の人工林では伝統的林業経営の崩壊を招いた。したがって、この二つの問題を同時に解決するためには、木材の市場(需要と供給)において、外部化された環境コストを内部化するための何らかの対策が必要である。ここでは、日本における木材需要と供給を分析することとする。

2-3-1. 木材の需要と供給構造

日本国内で消費される木材は年間約 9000 万 m³ であり、その内訳は、紙・板紙として約 42%、建築・土木分野が約 43%、家具・建具として約 6%、木箱・梱包として約 5%などと推定される。最大の消費分野である建築では、住宅の部材の他、ビルなどのコンクリート型枠合板として用いられている。

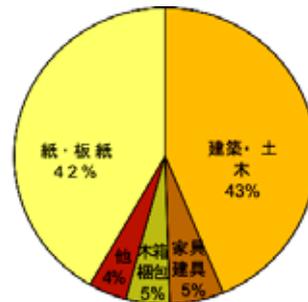


図2-17. 日本国内で消費される木材の最終用途

資料：木材需給報告書、合板需要動向調査報告書、木材需給表、財務省通関統計

日本の木材輸入と違法木材

日本は 1960 年代に急速に木材輸入量を増加させて以降、大量の木材を輸入し続けており、純輸入量(輸入 - 輸出)で見ると世界最大である。

マレーシアやロシアから輸出される丸太、インドネシアから輸出される合板、チリから輸出される製材のそれぞれ約 3 分の 1 が日本向けである。木材チップについては、オーストラリア、アメリカ、チリから輸出される量のほとんどすべてが日本に向けられている⁵⁰。

日本に輸入される丸太、製材、合板は、カナダ、アメリカ、ロシア、マレーシア、インドネシア、ニュージーランド、チリ、パプアニューギニアなど、様々な国から輸入されており、住宅やビルの建築(コンクリート型枠)、家具、木箱・梱包などに用いられている。

木材チップとパルプは、オーストラリア、南アフリカ、チリ、アメリカ、カナダ、などから輸入されており、主に紙や板紙(段ボールや紙箱など)として消費されている。

⁵⁰ 「Forest Fact Sheet 日本の木材消費、日本の木材輸入」US-Japan Timber Trade Coalition [FoE Japan, JATAN, AM-NET, Pacific Environment]

■日本の木材の供給構造(2002年)

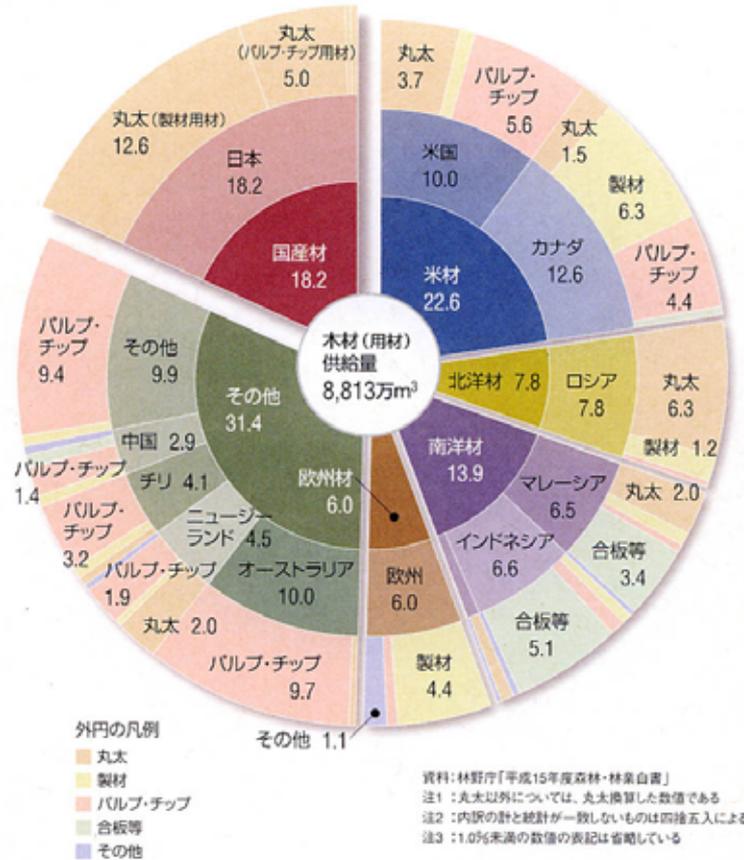


図2-18. 日本の木材の供給構造

カナダ、ロシア、マレーシア、インドネシア、パプアニューギニアで伐採されているものの多くは原生林であり、オーストラリアやチリでも原生林が伐採の対象となっている。

また、インドネシア、マレーシア、パプアニューギニアなどの途上国やロシアなどの経済移行国ではガバナンスの混乱や汚職腐敗の蔓延により違法伐採が問題となっている。日本にもかなりの量が紛れ込んでいるとみられ、木材輸入量の約2割が違法であるとの推測もされている(表2-3)。

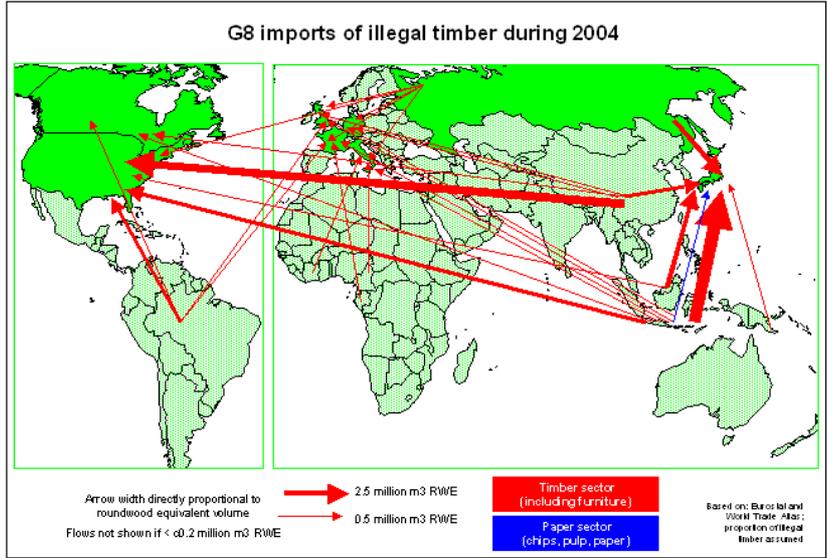


図2-19. G8 各国への違法木材の流れ (2004 年、推定)⁵¹

表2-3. G8 諸国と中国における違法木材、パルプ、紙の輸入 (2000 年)⁵²

[百万 m3 (丸太換算)]

	木材			パルプ			紙			合計		
	計	違法	%									
カナダ*	1	0	30	0	0	1	1	0	8	2	0	16
中国	26	11	44	12	4	33	19	3	14	56	18	32
フランス	12	2	13	9	0	3	22	0	1	43	2	5
ドイツ	25	2	9	15	0	3	31	1	3	71	3	5
イタリア	30	1	4	12	0	3	14	0	2	56	2	3
日本	70	16	22	11	0	4	7	1	18	88	17	20
ロシア	0	0	19	0	0	3	2	0	2	2	0	4
英国	21	3	14	6	0	4	24	1	4	52	4	8
米国*	19	5	26	5	0	1	13	1	10	37	6	17
合計	204	40	20	69	6	8	134	8	6	407	53	13

*米国-カナダ間の貿易は除く、出典：The timber footprint of the G8 and China (2002)

⁵¹ <http://www.globaltimber.org.uk>

⁵² The timber footprint of the G8 and China (2002)



図2-20. インドネシアで輸出が禁止されているはずのラミン。日本のホームセンターでは堂々と売られている。木材消費国としての意識が問われる。

近年の輸入材需要の推移のなかで着目すべきことは、南洋材から北洋材へのシフトである。熱帯林破壊への関心の高まり等を受け、国内の合板産業は南洋材から北洋材に切り替えている。1991年から2001年の10年間に南洋材需要が3割減少するとともに、北洋材は25%増加している(表2-4)。現在では日本国内で生産される合板の半数以上が北洋材合板となった。この北洋材の産地はロシアのシベリアおよび極東部である。前述したとおり、この地域では木材生産の2割～5割が違法伐採との報告もあり、天然林の劣化が大きな問題となっている。北洋材輸入は価格の安い原木の輸入がほとんどであり、森林の粗放的伐採を助長する要因になっていると共に、現地の経済にもほとんど利益をもたらしていない。しかし近年では、量は少ないながらも製材品の輸入も増えてきており、98年から03年までに267%増加した(表2-5)。

また、中国からの木材輸入も急激に増えている。98年からの5年間で構造用集成材は1834%の増加、フローリング製品も507%増加した。2003年度木材輸入実績では、輸入額(HS44類)において、インドネシア・マレーシアを抜き、カナダについて第2位になった。中国では97年の大洪水以降、森林の保護育成のために「天然林保護プログラム」を実施、国内の木材生産量を著しく制限している。そのため、中国自体が木材輸入を急増させており、とりわけ隣国ロシアからの木材輸入は6割を超える。極東ロシアおよびシベリアからの安い違法木材も原木のまま大量に流入しているとみられるが、それらは高度に加工して付加価値がつけられるとともに合法化されて、日米欧など海外に輸出されている。

欧州からの製材輸入も急速に増加している。現在日本に輸入されている製品には森林認証ラベルは表示していないが、フィンランドの認証取得率9割を筆頭に欧州主要生産国では認証取得率は極めて高いことから、実質的には認証森林からの木材が入ってきていると考えられる。北米材についてもシェアは落ちてきているが、カナダ・米国双方で森林認証面積が数千万ヘクタールの規模まで拡大しており、こちらも実質的には認証森林からの製品が入ってきていると考えられる。現状、日本向けの製品に認証ラベルが無いのは、日本市場での森林認証に対する認知度が低いためであるが、近年、紙製品を中心に森林認証製品が認知されつつあり、早晚木材製品にもこの流れが広がってくることが予想される。

表2-4. 日本における木材の産地別シェア⁵³

		1991 A(千m3)	2001 B(千m3)	シェア (%)	伸び率 B/A(%)
輸入材	北米材	43,310	25,454	28	59
	南洋材	18,263	12,674	14	69
	北洋材	4,956	6,181	7	125
	NZ材	3,565	4,113	5	115
	欧州材	6	3,230	4	53833
輸入材合計		84,203	74,485	82	88
国産材		27,999	16,757	18	60
合計		112,202	91,242	100	81

表2-5. 増加するロシア、中国、欧州からの木材製品⁵⁴

		1998 A(1000m ³)	2003 B(1000m ³)	増加量 B/A(%)
ロシア	原木	4,720	5,105	108%
	製材	310	827	267%
中国	構造用集成材	3.5	64.2	1834%
	フローリング	19.8	100.4	507%
欧州	製材	1,102	2,701	245%

⁵³ 藤原敬「持続可能な森林経営のための勉強部屋」

⁵⁴ 財務省 貿易統計より作成



図2-21. 日本に輸入された北欧からの製材バンドル (2005年大阪港)
「PEFC」のロゴマークはPEFC森林認証を取得していることを示している

木材業界の自主的取り組みの現状

日本における違法木材輸入の問題に対して、木材の業界団体である(社)全国木材組合連合会は2002年11月20日に「森林の違法伐採に関する声明」を発表した。同声明では「全ての不法行為に対し、強く反対する」とし、「各種の違法伐採対策を支持し」、「傘下の木材業界に対し、明らかに違法に伐採され、又は不法に輸入された木材を取り扱わないよう勧告」するとしている。⁵⁵

また、同年12月には傘下の木材企業に対するアンケート調査結果を公表、この中で、違法伐採問題に対して日本のとるべき対策として最も多い回答として37%の企業が「取引を法的に禁止する」としている⁵⁶のは注目に値する。

全国木材組合連合会はまた、木材業界、消費者団体、NGO、学識者からなる「木材製品自主表示推進会議」を設置して木材製品の原産地を自主表示するための制度の検討を進めている。2003年11月に第一回目、2004年1月に第二回目の委員会を開催している。JASやAQなど木材の品質に関する表示制度はあるが、原産地や加工内容などの情報は表示されない。これらを自主的に表示する為の統一ルール策定を目指すものだ。

⁵⁵ 「森林の違法伐採に関する声明」、(社)全国木材組合連合会、2002年11月

⁵⁶ 「森林違法伐採問題に関するアンケート調査報告書」、(社)全国木材組合連合会、2002年12月

2-3-2. 紙の消費と紙原料について

建築と並んで国内で消費される木材需要の約4割を占めているのが、紙・板紙向けのパルプである。生産された紙の用途は、印刷業44%、出版業19%、新聞業8%、紙製品製造業5%などとなっている。日本人一人当たりの紙・板紙の消費量は239kg、世界平均の4.5倍で、1日当たりにするとA4の紙130枚分に相当する⁵⁷。

日本では古紙利用が普及してきており、現在の古紙利用率は60%に達し、世界的にも高いものとなっている。しかしながら、この内訳を見ると、板紙で90%以上の高い利用率となっているが、紙では36%にとどまっている。さらに紙の中でも新聞用紙、衛生用紙で古紙利用率が6割を超える一方、情報用紙では20%、包装用紙にあっては6%にとどまっている(図2-22)。

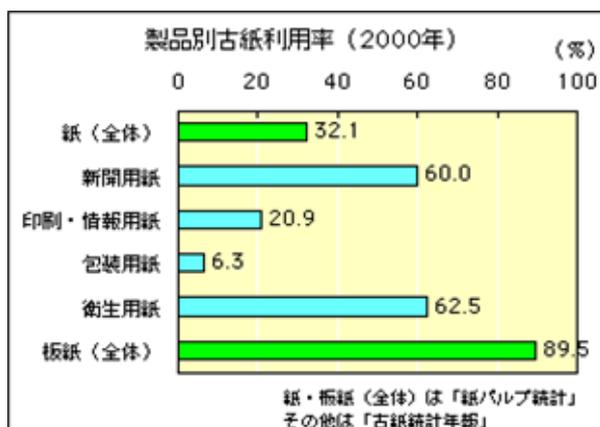


図2-22. 製品別古紙利用率 (出典: 熱帯林行動ネットワーク)

これらの利用率向上が課題であるが、この要因としては技術的な限界も考えられる。新聞紙や段ボールでは回収して再び新聞・段ボールとして再生することが出来るが、上質紙の古紙の主要な用途先は衛生用紙となっている。日本製紙連合会の試算でも、印刷・情報用紙の古紙利用率の理論的限界値は42%と試算されており⁵⁸、これを裏付けている。紙の生産には常に新しいパルプ繊維の投入が必要であり、古紙の再生利用は3~5回が限界、紙全体の理論的限界値も72.6%と試算されている。

したがって、紙の製品ごとにその製造プロセスも考慮して効率的な古紙利用を進めるとともに、古紙利用率の低い情報・印刷・包装用紙においては、バージンパルプの原料調達へ配慮が必要となる。

⁵⁷ 「Forest Fact Sheet 日本の木材消費、日本の木材輸入」US-Japan Timber Trade Coalition [FoE Japan, JATAN, AM-NET, Pacific Environment]

⁵⁸ 「古紙利用と環境影響にかかる調査報告書」財団法人古紙再生促進センター

日本の製紙用原料パルプは7割以上が海外からの輸入に頼っており、増加傾向を示している。この輸入原料の内訳は人工林材が6割、天然林材が3割、製材残材が1割強となっており、現在でも多くの天然林が製紙用原料として伐採されていることがわかる(図2-23)。日本が輸入しているオーストラリアやチリ、北米などでは、保護価値の高い温帯雨林も存在し、伐採が現地で問題を引き起こしている所もある。また、近年は海外で製造された紙製品の輸入も増加してきており、とりわけ製紙産業が急激に成長しているインドネシアでは、製紙産業による原生林への影響が大きな懸念となっている。

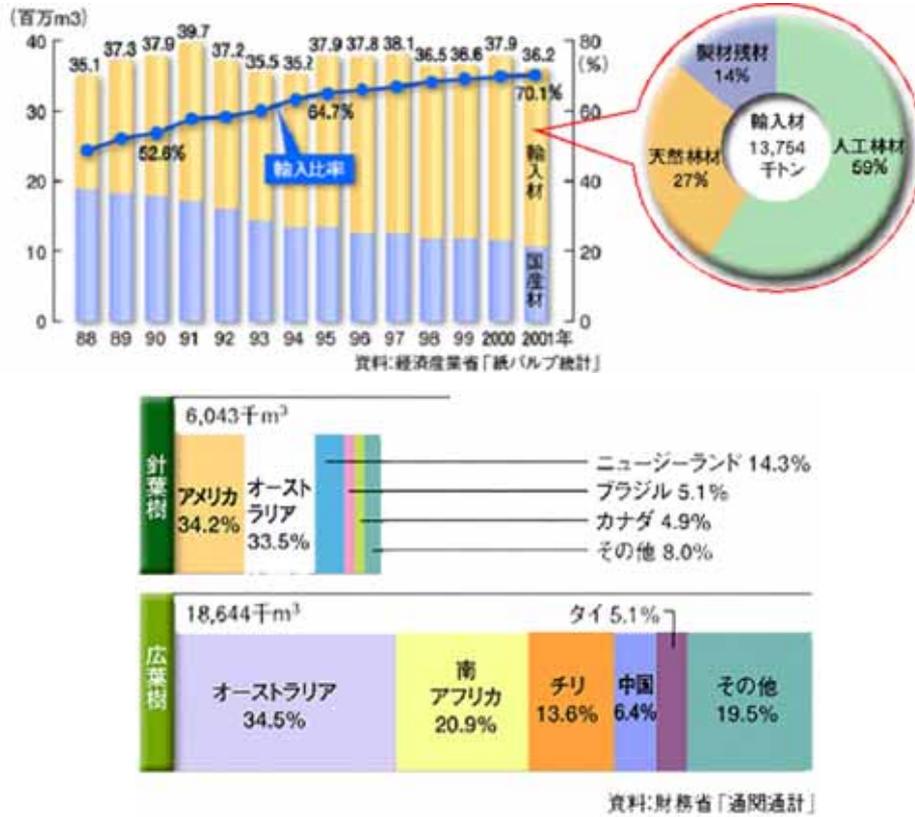


図2-23. 日本の製紙原料構成(2002年)(出典:日本製紙連合会)



図2-24. インドネシアの製紙企業により皆伐された熱帯林
(写真：熱帯林行動ネットワーク)

日本の製紙業界としては、合法性については問題はないとの認識であり、実際に日本の製紙原料の輸入先をみると違法伐採が問題となっている国からの輸入はほとんど無くなった。現在は原料生産地の森林への影響については、天然林の大規模な伐採やそれに伴う伐採会社と地域住民との対立などが議論となっている。

しかしながら、近年インドネシアからの PPC 用紙(コピー・プリンタ用紙)が、低価格を売りにして輸入量を増加させてきており、現在では国内 PPC 紙市場で約3割ほどのシェアを占めるようになった。さらに今後は中国などの現地企業からも紙の製品輸入が増えると予想される。こうした格安の輸入紙では、合法性や環境影響でのリスクが高くなるわけだが、これらの紙を販売する企業(スーパーやホームセンターなど)と購入者側がきちんと原料生産時の環境影響に配慮することが求められる。



図2-25. ホームセンターで販売されている格安の PPC 用紙
製造社名は記載されていないが made in China とのみ表示されている

グリーン購入、グリーン調達

1989年に(財)日本環境協会により様々な商品類型ごとに環境配慮の基準を設けてラベリングをするエコマーク制度が開始され、購入者に対して商品選択時にわかりやすく環境配慮ができるようにした。1996年にはグリーン購入ネットワークが設立、とくに企業や自治体に対して、グリーン購入を推進・普及するためのガイドラインの整備を進めてきた。2001年には、グリーン購入法が施行され、国などの行政機関にグリーン購入を進めるという義務が生じるようになった。このように、日本ではグリーン購入やグリーン調達の動きが広がりつつあるが、木材調達における環境配慮がこれら制度においてどのようにになっているのかを紹介する。

グリーン購入法⁵⁹

グリーン購入法基本方針に定められている特定調達品目は、国などの機関がグリーン購入を行う際の指針となるものである。2004年3月に改訂された2004年度版のグリーン購入法特定調達品目には、木材に関する項目として、建設資材や紙製品などの他、家具類や文具類の木質材料において基準が定められている。2005年度版に関しても木材に関する項目に変更は無い。

建設資材としては「製材等」の項目に「製材」および「集成材、合板、単板積層材」が、「再生木質ボード」の項目に「パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板」が規定されている。また、紙製品としては、「情報用紙」、「印刷用紙」、「衛生用紙」が規定されている。建設用木材に関しては、間伐材や未利用材、廃材の有効利用、紙類に関しては古紙の配合率向上が目標となっている。

表2-6 グリーン購入法特定調達品目の木質製品に関する基準（抜粋）

小径丸太材(間伐材)	間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
製材	間伐材、林地残材又は小径木であること
集成材、 合板、 単板積層材	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること。 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。
再生木質ボード (パーティクルボード、 繊維板、木質系セメント板)	合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。) 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

⁵⁹ <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

これら特定調達品目の調達実績は、「再生木質ボード」や「紙類」に関しては概ね9割程度以上と高い成績を達成している。(表2-7)

表2-7. グリーン購入法特定調達品目 用紙類の調達達成率⁶⁰

	総調達量(トン)	特定調達物品 調達量(トン)	達成率
コピー用紙	84,646	83,373	98.5%
フォーム用紙	1,598	1,477	92.4%
インクジェットカラープリンター用塗工紙	335	308	92.0%
OCR用紙	2,031	1,563	77.0%
ジアゾ感光紙	166	163	98.1%
印刷用紙(カラー用紙を除く)	3,634	3,514	96.7%
印刷用紙(カラー用紙)	1,285	1,233	96.0%
トイレトペーパー	20,426	20,407	99.9%
ティッシュペーパー	1,204	1,186	98.6%

(財)日本環境協会 エコマーク制度⁶¹

エコマーク制度の普及に関しては、平成12年度に行われた消費者意識調査によると「見たことがある」と回答した人は92%、「知っている」との回答も67%に上るなど、消費者の間でも高い認知度となっている。市場シェアで見ても、PPC用紙で16.5%、トイレトペーパーで41.5%などと普及していることが見られる。



図2-26 エコマーク

⁶⁰ 「国などの各機関におけるグリーン購入の平成14年度調達実績について」、環境省、2003年12月22日

⁶¹ (財)日本環境協会 エコマーク制度 <http://www.jeas.or.jp/ecomark/>

表 2-8 エコマーク認定商品市場シェア⁶²
(数量ベース 上段：推定市場規模 / 下段：シェア)

	2002年度	2003年度	法人向け / 小売向け
PPC用紙	1,086,000 トン 16.0%	1,140,000 トン 16.5%	95.7% / 4.3%
インクジェット用紙	25,550 トン 3.4%	32,600 トン 4.0%	33.4 / 66.6
フォーム用紙	330,200 トン 3.9%	330,800 トン 3.8%	100 / 0
ジアゾ感光紙	19,100 トン 44.1%	17,700 トン 67.6%	100 / 0
OCR用紙	22,550 トン 0.9%	21,850 トン 0.9%	100 / 0
トイレトペーパー	972,600 トン 40.8%	943,000 トン 41.5%	15.4 / 84.6
ティッシュペーパー	492,000 トン 2.3%	474,300 トン 1.4%	0.8 / 99.2
ちり紙	32,700 トン 24.9%	32,000 トン 24.9%	4.3 / 95.7

エコマーク制度の基準のうち、木材に関する項目としては、建設資材や家具に対して「間伐材・再・未利用木材などを使用した製品」および「木材などを使用したボード」が、紙類に対しては「情報用紙」「印刷用紙」「衛生用紙」「紙製の事務用品」「包装用の用紙」「紙製の包装用材」「紙製の印刷物」が規定されている。グリーン購入法特定調達品目の基準と同様に木材・木製品に関しては、間伐材や未利用材、廃材の有効利用、紙類に関しては古紙の配合率向上が目標となっている。

注目すべきは、2004年7月に改正された木材関連の基準である。再・未利用木材として、間伐材、廃木材、建設発生木材、低位利用木材を対象としているが、それぞれに応じて決められた「原料供給証明書」を提出することを義務付けている。間伐材に関しては、樹種数量、植栽年、間伐率、何回目の間伐か、および末口径の記載を要求。廃木材や建設発生木材に関しては、どのように発生したものであるのかの記載を要求。低位利用木材に関しては、その種類と、産出された森林が天然林か人工林課の区別、森林認証の有無、原産地、樹種、数量、植栽年、末口径の記載を要求している。対象製品を再・未利用木材に限定していながらも、森林環境についても出来る限りの配慮をしなければならないということを示した基準になっている。

⁶² 「平成 15 年度市場調査 エコマーク認定商品の市場シェア調査(情報用紙、衛生用紙、塗料)」、(財)日本環境協会 エコマーク事務局

表2-9. 木材関連：エコマーク基準（2004年7月改正）

間伐材、再・未利用木材などを使用した製品	(1) 木質部の原料は、用語の定義に定める再・未利用木材および廃植物繊維の配合率が100%であること。なお、低位利用木材のうち小径材において、aあるいはbに該当する場合の森林認証については、別表1を満たしているものであること。 (以下略)
木材などを使用したボード	(1) 木質部の原料として、用語の定義に定める再・未利用木材および廃植物繊維の配合率が100%であること。なお、低位利用木材のうち小径材において、aあるいはbに該当する場合の森林認証については、別表1を満たしているものであること。 (以下略)
<p>用語の定義</p> <p>再・未利用木材：以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位未利用木材をいう。</p> <p>間伐材： 林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。</p> <p>廃木材： 使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。</p> <p>建設発生木材： 建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。</p> <p>低位利用木材： 林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。</p> <p>なお、小径材については、末口径14cm未満の木材とし、以下のaあるいはbに該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。</p> <p>a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材</p> <p>b. 人工林において皆伐、群状択伐および帯状択伐によって産出された丸太から得られる小径材</p>	
別表1 用語の定義に規定する森林認証について	
認証の基準について	<p>経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ21および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。</p> <p>確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。</p> <p>全国のあるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。</p>
認証システムについて	認証システムは、透明性が高く、幅広く全国のあるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること
認証組織・団体について	公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。

グリーン購入ネットワーク⁶³

グリーン購入ネットワークは、2000社以上の企業、全都道府県、300以上の市町村、NGOなど268の民間団体から構成され、GPNのガイドラインは各社・団体のグリーン購入における参考として広く活用されている。(図 2-27)

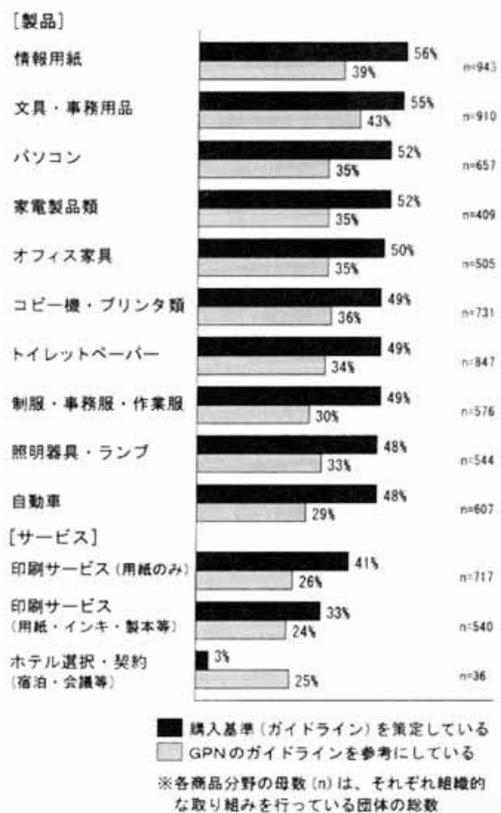


図2-27. 主要業種別グリーン購入基準方針の策定状況⁶⁴

(企業 722 社 (55%) 行政 546 団体 (42%) 民間団体 39 団体 (3%) に対する調査)

グリーン購入ネットワークのガイドラインのうち、木材に関する項目としては、製材など建築用木材に関する規定は無く、紙類に関しては「情報用紙」「印刷用紙」「衛生用紙」が規定されている。紙類のガイドラインは、グリーン購入法やエコマークとは異なり、明確な数値基準は設けていないが、古紙配合率の向上が目標とされている点は同様である。また、ガイドラインとしては規定されていないが、情報提供項目として、「パルプの原料」を自主的に報告することも出来るようになっている。

⁶³ グリーン購入ネットワーク <http://eco.goo.ne.jp/gpn/index.html>

⁶⁴ 「第8回グリーン購入アンケート結果報告」、グリーン購入ネットワーク、2003年

GPNは2004年の11月から紙類のガイドラインの改定に着手し始めた。タスクグループのメンバーはGPN会員から募集、30近い企業・団体が集まった。製紙企業、販売企業、購入企業、自治体、NGOが一同に会して、それぞれの立場から活発な議論を展開しながら、新しいガイドラインの完成を目指して検討を重ねている。新しいガイドラインは今年の10月頃に公表される予定だが、現在までのところ、違法伐採材の排除や森林認証材の推進の考え方が入る見込みだ。

(財)建築環境・省エネルギー機構 CASBEE建築物総合環境性能評価システム⁶⁵

国土交通省や大学、設計事務所、ゼネコンなど産官学からなる「建築物の総合環境評価研究委員会」が開発したCASBEEは、建築物の環境性能を指標化して評価するシステムであり、2003年7月から運用が開始されている。この中に「持続可能な森林から産出された木材の活用」という項目があり「木材は本来、再生可能な材料であり、その活用度合いをあらわした項目である。ただし、熱帯雨林材や、乱伐されている森林から産出した木材は再生可能であるとは言いがたい。」としている。そこで、持続可能な森林からの木材の使用度合いに応じて採点することでこれを評価に用いている。この「持続可能な森林から産出された木材」としては、間伐材、持続可能な林業が行われている森林を原産地とする証明のある木材、スギ材などの針葉樹材、を上げているが、現状日本では限られていることから、「針葉樹は持続可能な森林から伐採されていると考えて概ねよい。また、これに加え、外国産の様々な樹種の針葉樹材も持続可能な森林から伐採されていると見なすことができる。」と述べている。しかしながら、この規定では違法伐採が問題となっている北洋針葉樹材も含まれてしまうことになる。

表2-10. CASBEEの持続可能な森林から産出された木材の基準

<p>LR-2 2.2 持続可能な森林から産出された木材の活用</p>	<p>持続可能な森林から産出された木材とは、以下を指す</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 間伐材 2 持続可能な林業が行われている森林を原産地とする証明のある木材 3 スギ材などの針葉樹材 <p>なお、日本では、諸外国のような持続可能な林業が行われている森林を原産地とする証明する国内制度は未整備で、かつ、これらのスタンプの極印などによる証明されていることが明示された木材は流通していない。そこで、現実的には、間伐材や、通常は持続可能な森林で生産されていると推測されるスギ材などの針葉樹材を持続可能な森林から産出された木材として扱う。平成12年建告第1452号(木材の基準強度を定める件)にリストアップされている以下のような針葉樹は持続可能な森林から伐採されていると考えて概ねよい。また、これに加え、外国産の様々な樹種の針葉樹材も持続可能な森林から伐採されていると見なすことができる。</p> <p>あかまつ、べいまつ、からまつ、ダフリカからまつ、ひば、ひのき、べいつが、えぞまつ、とどまつ、すぎ</p>
-------------------------------------	---

⁶⁵ (財)建築環境・省エネルギー機構 <http://www.ibec.or.jp>、CASBEE <http://www.ibec.or.jp/CASBEE/>

大手企業のグリーン調達

購入企業側にも個別に木材や紙のグリーン調達方針を設ける動きがでてきている。とりわけ紙に関しては、大手複写機メーカーのリコー、Canon、富士ゼロックスが紙の調達方針を設けており、いずれも森林環境に配慮した原材料調達を掲げている。また、木材に関しては、大手通販のカタログハウスが熱帯林保護のために方針を打ち出している。

リコー「紙製品に関する環境規定⁶⁶」

リコーでは、独自のグリーン購入ガイドラインを設けているが、2003年6月に「紙製品に関する環境規定」を設け、仕入先に対して原生林等の「保護価値の高い森林」の保護を要求し、これを満たさない場合、一定期間内に今回制定した基準に合致するよう改善すること、改善されたか否かの判断にあたっては、リコーグループが収集した情報のほかに、必要に応じてリコーが第三者機関を選定し、選定した第三者機関からの情報も併せ判断すること、期間内に改善が見られない場合にはそれ以降の取引を停止すること、としている。

キャノン「キャノン販売におけるPPC用紙の購入基準⁶⁷」

キャノンでは2004年10月に、「キャノン販売におけるPPC用紙の購入基準」を公表している。同基準の「原則1」では、PPC用紙に使用される森林資源として、「合法であること」「使用される森林資源の供給源は次に挙げる各項目より選択されること」の二つの要件を掲げており、選択肢となる供給源としては、第三者機関による認証を受けた森林、木材の供給を目的とした植林地及びノまたは二次林、回収されたりサイクル資源より製造された原料、を挙げている。

富士ゼロックス「環境・健康・安全に配慮した用紙調達規程⁶⁸」

富士ゼロックスでは、2004年11月に「環境・健康・安全に配慮した用紙調達規程」との方針を公表している。この中で、「調達方針の原則」として、6つの原則を掲げており、法律や規制が遵守されていること 持続可能な森林管理がなされていること(第三者機関により認証を受けた森林であること、もしくは、管理がされた状態にある森林であること) 再生パルプは原料古紙の供給元が明らかであること 使用する化学物質は安全が確認されていること 紙製造は、無塩素漂白処理で行なっていること 生産工場は環境管理システムを保持していること、として調達先に要求をしている。

⁶⁶ http://ext.ricoh.co.jp/release/by_field/environment/2003/0620.html

⁶⁷ <http://cweb.canon.jp/supply/standard/>

⁶⁸ <http://www.fujixerox.co.jp/eco/kitei/index.html>

カタログハウス「カタログハウスの商品憲法⁶⁹」

通販大手のカタログハウスは、地球の限りある資源を無駄遣いしないことを環境方針の基本理念に掲げ、販売する商品選択の基本となる「商品憲法」として「8つの売らないルール」を定めている。この中で「こんな素材を使っている商品を通りません」として、ダイオキシン、二酸化炭素、化学物質過敏症などと並んで熱帯雨林対策を掲げ、「南洋材産出7カ国(マレーシア、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、シンガポール、パプアニューギニア、ソロモン諸島)とアマゾン川流域の自然林の木材(合板、MDFを含む)を使用した商品」および「原産地が不明な木製品」を熱帯雨林を破壊する恐れがあるとして販売しないという方針を打ち出している。また、FSC等森林認証を受けた木材を使った商品を積極的に使うとしている。

⁶⁹ <http://www.cataloghouse.co.jp/kankyo/kankyo.html>

3. 国のフェアウッド利用推進施策

世界の森林減少・劣化の主要な原因の一部となっている、違法伐採や合法であるが非持続的な森林伐採の問題に対し、世界屈指の木材輸入国であるわが国が担う責務は大きい。しかしながら、この大きな需要が生み出す影響力を効果的に活用すれば、これらの問題解決に対して大いに貢献することもできる⁷⁰。わが国が需要国として取りうる対策には様々な選択肢があるが、とりわけ以下の施策を講じることが重要と考える。

- 国の諸機関が調達する木材は違法であってはならないとする政府木材調達方針を策定し、最低限合法的な木材の調達を確保するとともに、グリーン購入法も活用して持続可能な木材の調達を積極的に推進する。
- 既存の法制度を利用するなどして、違法材の輸入・取引を規制するとともに、協定を結んだ生産国からは合法性が確認された製品のみを輸入する。

また、これらの施策は個別に打ち出すのではなく、違法伐採問題に対する総合的な戦略の中でパッケージとして取り扱うことで、市場に対しての警鐘となるようにすることが望ましい。

3-1. 政府調達の活用

3-1-1. 政府木材調達方針

日本の主な木材輸入相手国の中には、違法伐採問題が深刻な国も多いが、国が調達する木材が違法伐採によるものであってはならない。政府として木材の調達方針を策定し、調達する木材に違法材が紛れ込まないようにすることが必要である。インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、ロシア、ブラジル、カメルーン、ガーナなど違法伐採のリスクの高い国からの木材については、最低限合法性を求める国の施策が必要である。

またカナダ、オーストラリアのケーススタディで紹介したように、合法ではあっても、高齢級天然林 (old-growth forests, ancient forests) の伐採が問題となっていることもある。これは、現地において林産業の影響力が大きく、当該国政府あるいは州政府が林産業を振興する政策をとっているためである。この場合には、前述の違法伐採対策の施策は適用されることがなく、合法ではあるが持続可能性に疑いのある製品の輸入を抑制することが出来ない。従って違法な木材を政府調達から排除するだけでなく、持続可能な森林管理によって生産された木材を推奨する施策も同時に必要だ。

ここでは公共調達における違法伐採木材の排除および持続可能な森林からの木材調達を推進するためにとるべき対策を説明する。

⁷⁰違法伐採問題に対する対策は、幅広い政策分野にまたがる対策；森林関連法規の改善、グッド・ガバナンスの促進、汚職・腐敗の追放、土地制度の改革、産業・金融面からの対策、開発援助、などが必要とされるが、本報告では需要国としての対策を中心に扱う。

(1)木材調達方針の確実な実施

木材調達方針を調達の現場まで通達し、設計・調達に関わる個々の担当者まで浸透させなければならない。そのため、以下の対策を取るべきである。

- 設計・調達の担当者向けに説明会を実施する。
- 調達担当者向けガイドブックを作成し、印刷物およびウェブで参照できるようにする。
- 第三者の専門家機関を設け、合法材や持続可能材についてのガイダンスを作成したり、調達担当者への助言、調達木材の抜き打ち検査の実施を担う。
- 「官庁施設における木材活用の基本方針(案)」において、環境への配慮事項の中に、木材選定時の違法伐採のリスク評価を加える。

(2)設計段階:樹種ごとの環境リスク評価をする

設計段階においては、使用樹種のリスク評価を実施するべきである。木材は樹種ごとに見た目や性質、強度、価格などが異なっており、これらのファクターを総合的に判断して樹種や製品の選択がされることになるが、現状は環境面からの配慮はほとんどされていない。グリーン購入法があるとはいえ、可能な場合のみ間伐材が指定されるが、そうではない場合には様々な樹種が環境リスクに配慮されないまま使用されているのが現状だ。

建築・土木で使われている主要な木材樹種は数も限られており、それぞれ産出される地域も限定されてくる。したがって、それら主要な木材樹種・産地・製品ごとの環境リスクを示したデータベース(ガイドブック)を作成し、これを設計・調達担当者へ十分に知らしめるようにするべきである。それによって、設計段階から違法伐採材などリスクの高い木材を調達してしまう可能性を減らすことが出来る。

また、木材の伐採時の環境負荷については、「官庁施設の基本的性能基準」において、低環境負荷材料の採用が求められていることから、この部分のチェックリストにおいて樹種による環境リスクや、森林管理の状況について配慮が出来るようにするべきである。

(3)入札段階:持続可能な木材の納入を推奨する

入札段階においては、価格等の他のファクターが同等である限りにおいては、持続可能な木材(主に森林認証材や再利用木材)の納入を提案してきた業者を優先するべきであり、これを入札公告において明記しておくべきである。

また、「官庁施設における木材活用の基本方針(案)」においても、環境への配慮事項の中に、持続可能な木材の使用を推奨するよう明記すべきである。

(4) 契約段階: 契約時に合法材の納入を要求する

契約段階においては、違法な木材の納入をしないこと、必要に応じて合法性を証明する書類*を提出すること、を契約条件として記載しておくことで、契約業者に責任を持たせるようにすべきである。仕様書で要求すると、個々の納入物品に対して合法性の証明を確認しなければならなくなり、現実的には対応することが難しい。契約条件としておけば、必要に応じた抜き打ち検査で、納入業者に対して合法性を証明できる文書を要求することが出来る。全ての納入木材をチェックするのではなく、納入製品が違法伐採のリスクの高い生産国や地域、樹種であった場合にのみ抜き打ち検査を実施することでも、納入業者が違法材を調達するリスクを実質的に低減させることが出来る。証明が不十分である場合には外部の専門家機関に調査をさせる。また、違法である事が判明した場合には政府調達への参加は停止とするなどの厳しい罰則が不可欠である。

(5) 標準仕様書・特記仕様書と基本的性能基準: グリーン購入法を活用

現在、公共工事で使われる木材に関しては、標準仕様書の中に樹種の指定がされているが、特記が無い限り、請負業者が実際に調達した木材を確認することは行われていない。ただし、グリーン購入法の特記調達品目で定められている間伐材の場合には、入手することが可能な場合においてのみ特記仕様書で指定を行っており、指定どおりの調達・納入が行われているかの確認がされている。

問題は特定調達品目で対象となる製品はわずかに限られており、大部分の木材は素性が確認されること無く、請負業者の判断に任されていることである。これを改め、全ての木材について最低限原産地と樹種が確認された上で、調達・納入されるようにすることが望ましい。

また、この特定調達品目の基準には現在は間伐材や林地残材など低利用木材に限定されているが、これらに加えて、持続可能な森林から産出された木材も対象として拡大すべきである。これによって品質や供給が不安定な低利用木材に限定されなくなるため、対象なる製品の種類が増えることが期待され、木材のグリーン購入を一層進めることが出来るであろう。

(6) 工事(納入)段階: 納入報告書に原産国・樹種の記載を

発注担当者は仕様書を十分に確認し、もしリスクの高い樹種を使用するような場合には請負業者に十分にそのリスクに配慮をして調達するよう求める必要がある。

また、内外装用の木材においては、副資材扱いとなっているため元請からの工事材料搬入報告書の提出はされていないが、今後は材料搬入報告書の提出を義務付けるなどして、伐採原産国や樹種名を記載させるようにすべきだ。

(7) 情報公開: 調達木材の情報は透明にする

PRTR 法では、有害化学物質の移動や排出に関する情報を業者に対して届出を義務付け、情報を国民に開示している。政府調達において工事ごとに調達された木材の製品種類、樹種、原産国、量、納入業者名に関する情報も同様に国民に公開するべきである。これによって、NGO や専門家など外部からのチェックが可能となるため、納入業者の意識を向上することが期待される。

(8)最終評価:外部機関によるモニタリング

上記(7)で公開される情報について、第三者の専門家機関がリスク評価を実施、高リスクの場合には請負業者に合法性の証明*を提出するように要求すべきである。第三者機関はこれを厳しくチェックし、発注者に報告するとともに、国民に対しても評価結果を開示し、密室での評価とならないようにしなければならない。

***合法性の証明**

合法性の証明については、伐採から、輸送、加工、輸出、再輸出、輸入に関わる当該国の許可証や納税に関わる書類を全て揃えるか、第三者機関による証明を求める。1-5項で述べたように、一部の国や地域で複数の合法性証明システムの取組みが始められている。しかし、制度ごとの違いを十分に理解して利用することが必要である。独立した第三者が合法性の監査をしているか、合法性の基準を作成するにあたって環境団体や地域住民などのステークホルダーの参加が十分に確保されているか、制度の運営がオープンで透明性が確保されているか、ということについて確認しておかなければならない。

3-2. 違法木材の取引規制

違法伐採による木材製品は、取引(輸出入、輸送、販売、購入)することを明確に禁止すべきである。以下に、いくつかの法制度の枠組みを利用した違法木材の取引規制措置の可能性について述べる。

貿易管理令

貿易管理例は外為法の下にある政令である。輸入貿易管理令と輸出貿易管理令があり、特定の貨物の輸入/輸出には承認が必要とされる。承認を受ける義務を有する特定貨物品目のリストは「輸入公表」として告示されている。第1号の輸入割当品目、第2号の輸入承認品目、第3号の事前確認及び通関時確認品目の3段階がある。対象となっている主な貨物は、CITESに登録の動植物、モンリオール議定書やバーゼル条約の規制物質、IWC国際捕鯨委員会のくじらなど。そのほか、経済面から必要な規制品目リストが多数ある。

同法令で違法木材を規制するには、外為法そのものを書いてあるか根拠法が必要になるが、そのような根拠法はITTAにも規定が無いので現状では難しい。しかし、インドネシアに関しては、政府間で違法伐採・貿易に対する共同宣言を行っており、この中で、違法伐採木材を貿易規制をするという明確な合意が行われれば、インドネシアの木材について貿管令で規制することも可能である。

あるいは、貿易規制を含めた違法伐採対策の行動計画を関係省庁が省庁合意をして、閣議決定までもっていければ、貿管令で規制できる可能性がある。

外国為替及び外国貿易法

第六章 外国貿易

(輸入の承認)

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

2 国間協定に基づく貿易管理

2001年にイギリス インドネシア間で違法伐採対策に関する覚書(MoU)が締結された。両国はこのMoUに基づいて、合法性証明制度や木材の追跡システムの開発を進めている。日本もインドネシアとの間で2003年6月に共同声明と行動計画を発表しているが、法的な拘束力が無いことから、行動計画の進捗は遅れている。

2国間協定は地域の状況に合わせて適用することができるため、違法伐採のリスクの高い生産国・輸出国との2国間または地域間の協定について交渉し締結を目指すべきである。これらの協定は、相手国において独立した合法性証明制度を確立するとともに、日本では相手国から輸入する木材に関してはこの合法性証明を受けた木材のみを対象とするように制限するべきである。違法伐採のリスクの高い国と協定を結ぶことで、違法材の日本国内への流入をかなり防止することができるようになる。

日本側においても、相手国からの木材の合法性確認を水際で実施できるようにするため、木材、木製品輸入のための貿易管理を行うべきである。これは CITES (ワシントン条約) の規制対象種や、偽ブランド品の場合と同様の貿易管理である。税関はすでにこのようなシステムの運用に慣れており、追加的な能力はもちろん必要となるだろうが、実施するのはそれほど困難ではないであろう。

しかし、全ての生産国がこのような協定を望むとは限らない。したがって、協定締結国以外からの違法伐採木材の輸入を規制するために、海外の法律を犯して生産された木材を輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得、購入することを違法とする条項も貿易管理に含むべきである。

CITES

ワシントン条約 (CITES: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」^{*71}) は、限られた樹種にしか適用できないが、違法木材の貿易を規制できる国際的枠組みである。しかしながら、2-3 項で述べたように、CITES で規制対象となっているラミンが国内で流通していることから、CITES 対象木材製品の貿易管理を徹底しなければならない。

CITES の輸出許可証の正当性を輸入地点において適切にチェックするため、税関が輸入業者に対して輸出許可証の正当性を調べるための情報の提出を要求することができるよう、必要に応じて日本における CITES 関連規制の修正を行うなど実施すべきである。

また、現在は CITES の規制対象樹種は極めて限られているが、今後は CITES 付属書により多くの貴重樹種を登録していけるよう、日本政府として CITES の会議において積極的に働きかけていくべきである。

刑法による盗品取引の規制

日本には、窃盗行為や窃盗品の受け取りを罰することができる刑法を持っており、これは海外で盗まれたものにも対応する。刑法第3条では、「この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。」とされており、「第 256 条 (盗品譲受け等) の罪」が対象となっている⁷²。

刑法 第三十九章 盗品等に関する罪
(盗品譲受け等)

⁷¹ CITES: この条約は、絶滅危機種のモニタリングと必要に応じて取引を制限できるもので、マレーシアを含む 155 の国が批准している。違法伐採による木材や製材品の輸入を禁止できる包括条約がない現状では、CITES の付属書へリストアップすることが、輸入国がその品目の輸送を止めることのできる唯一の法的手段となる。Appendix listing: 消費国はその品目 (ラミンおよびその製品) については、輸出国政府の公的 CITES 許可証のついたものしか輸入できないことを意味する。

⁷² <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分があつてした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

この法律によって、地元住民の所有権が法的に認められている土地、及び保護地域からの木材輸入を罰することができることになる。日本政府は、この法律の下で取締りを行うため、生産国政府または土地所有権のある住民を支援すべきであり、場合によっては、地域住民にかわって生産国政府が訴訟をするようにしてもよい。このような訴訟が一つでも行われて注目が集まれば、業界に対して大きな示威効果が得られることが期待できる。

投資資金源の規制

公的・民間金融機関からの融資は、生産国の多くの木材関連企業にとって重要な資金源である。生産国において違法な操業も非常に多いことから、これら資金の一部は間接的に違法行為を存続させることにもなっているとみられる。

金融業界を規制する法規制や、社会的権利や環境を保護する法規制は、国際協力銀行や日本貿易保険等の輸出信用機関や民間銀行が融資や保険を与えた事業に対しても効力があることを確保すべきである。また、融資側も自主的に融資先の違法伐採リスクについて確認をするような方針やガイドラインを採用すべきである。

また、違法伐採木材を運搬するような船舶に対して、あらゆる保険を除外する厳しい規則を採用し実行することを、海上保険会社に促すべきである。

3-3. 政府調達方針、貿易措置と WTO との整合性

政府調達における措置や貿易管理措置を実施するにあたって、最も懸念されていることが、国際貿易ルールとの整合性である。

過去に GATT/WTO のもとでの主要な環境保護を根拠とした措置の是非が争われた事例では、いずれも当該措置が GATT 第 1 条(最恵国待遇原則)、第 3 条(内国民待遇原則)又は第 11 条(数量制限の禁止)に抵触するものであり、GATT 第 20 条に挙げられる例外事項に該当するかが争点となった。

そこで、持続可能な森林管理を目的とした措置を以下の 3 つのような措置を日本が採った場合、それらの WTO との整合性をここで検討する。

1. EU の自主的ライセンス・スキーム(2-2 項で解説)と同様の合法性が証明された木材のみを輸入する制度(以下、「合法木材輸入制度」)による貿易管理
2. すべての公共調達において、(a)合法性が証明された木材を必要要件とし、(b)持続可能性が認証された木材を推奨するような方針(イギリスの政府木材調達のようなもの。以下、「政府木材調達方針」)の策定・実施
3. 原産国で違法に伐採された木材の輸入・取引を違法とするような法制度(以下、「違法木材輸入取引禁止措置」)の制定

3-3-1. GATT 関連条文の解釈

本節では、上記提案を検討する前に、過去に環境保護を目的とした措置が一般協定に抵触するか否かが争われた事例(Tuna 事件、Tuna 事件、Gasoline 事件、Shrimp/Turtle 事件、Asbestos 事件)と、一般協定の条文解釈について述べる。

Tuna 事件

1972 年の「海洋哺乳動物保護法」(Marine Mammal Protection Act: MMPA)は、特に東部熱帯太平洋(ETP)における海洋哺乳類を混獲するような方法でのキハダマグロの漁獲を、米国漁船についても、米国に対してマグロを輸出する外国漁船についても禁止し、米国が定める基準(()捕獲国が海洋哺乳類の捕獲に関して米国同様の規制制度を有していること、()米国船の混獲率と同水準であることを満たしていることを証明できない国からのマグロおよびマグロ製品の輸入を禁止するものであった。また、「中継国」についても同様の措置がとられた。1991 年、メキシコが GATT 第 11 条、13 条及び 3 条を根拠にこの措置の違法性を訴え、米国は、当該措置が第 3 条違反を構成せず、たとえそうであったとしても第 20 条 b 項、d 項及び g 項によって正当化されるものであると主張した。小委員会は、第 11 条及び第 3 条違反を認定し、第 20 条によっても正当化されえないとした。

当事件では、ある国が他国の環境基準を決定することを指示することができるか、製品の(品質そのものではなく)製造過程・方法に対して措置を採ることができるか、が主な争点となった。

Tuna 事件

当事件は、Tuna 事件にて「中継国」とされた国のうち EC 及びオランダが米国による禁輸措置が

GATT 第 3 条及び第 11 条 1 項違反を構成し、第 20 条の一般例外によって救済されるものではないと主張した。米国はこれに対し、第 20 条は、保護対象が措置を実施する国家の管轄領域内でなければならぬことを要求していないと主張した。小委員会は、第 11 条及び第 3 条違反を認定し、第 20 条によっても正当化されるものではないとした。

Gasoline 事件

大気浄化法 (Clean Air Act) の 1990 年改正に伴い、米国環境保護庁は、大気汚染の減少を目的としてガソリンの配合と排気の影響に関してガソリン規則 (Gasoline Rule) を定めた。当規則は、1995 年から米国の最も汚染のひどい地域において、成分再調整済みガソリン (reformulated gasoline) のみ販売を許可し、その他の地域では、1990 年に販売された普通ガソリン (conventional gasoline) の水準よりも低いガソリンのみ販売を許可するもので、米国の全ての精製業者、配合業者、輸入業者に適用された。90 年において少なくとも 6 ヶ月以上操業していた国内精製業者は 1990 年に当該業者が販売したガソリンの品質を示す個別基準 (individual baseline) を制定しなればならなかった。米国環境保護局は、さらに米国の 1990 年のガソリン品質の平均値を表す法定基準 (statutory baseline) を設定し、1990 年の操業期間が 6 ヶ月を下回る国内精製業者及び海外の精製業者に適用された。1995 年、ベネズエラ及びブラジルは、ガソリン規則が GATT 第 3 条違反を構成し、第 20 条を以って正当化されないと主張した。これに対し、米国は当規則が第 3 条に矛盾せず、そうでなくとも第 20 条 b 項、g 項、d 項によって正当化されるとした。小委員会は、当規則は第 3 条に違反し、第 20 条によって正当化されるものではないとしたため、米国が上告した結果、上級委員会は、当規則が第 3 条違反を構成するものの、第 20 条 g 項によって正当化されるが、第 20 条柱書の要件を満たさない故に正当性が認められないとした。

Shrimp/Turtle 事件

現在、世界で七種のウミガメの存在が確認されており、そのほとんどが世界中の亜熱帯及び熱帯地域に分布している。海洋で一生を過ごし、繁殖場所と食料の捕獲場所の間を定期的に移動する習性がある。これまでウミガメは、人間の活動により、直接的 (食肉、殻、卵の利用のため) に、また、間接的 (漁業による混獲、生息地の破壊、海洋汚染のため) に悪影響を受けてきた。1973 年の米国絶滅危機種法 (ESA: Endangered Species Act) は、米国水域に出没する五種のウミガメを絶滅の危機あるいはその恐れがある種としてリストに載せ、米国内、米国領海内及び公海での捕獲を禁止した。1987 年、米国は ESA に基づいて、ウミガメの出現しやすい水域においてエビトロール漁業者に対し TEDs (ウミガメ除去装置) の使用を強制した。1989 年制定の米国法 101-102 号 Section 609 (Section 609 of U.S. Public Law 101-102) を制定し、米国と比較可能な有効性の (実際の運用では、本質的に同じであることを要求。) 規制制度及び同水準の混合捕獲率を証明できない又は捕獲国の捕獲環境がウミガメに対して脅威とならないことを証明できない国からのエビの輸入を禁止した。これは、実質的に捕獲国の漁師に TEDs の使用を強制するものであった。また、国務長官に対して、ウミガメに悪影響を与える可能性のある商業的漁業を行っている外国政府との間で、ウミガメ保護のための二国間又は多数国間協定の発展に向けた交渉を開始することを義務付けた。1996 年、インド、マレーシア、パキスタン及びタイが共同で、当該輸入禁止措置は GATT に違反するとして申し立てを行った。小委員会は、当措置が第 1 条違反を構成し、第 20 条によって救済されるものではないとした。又、その際に同条の解釈に関して、柱書に含まれる要件が同条の段落のいずれにも適用するように、最初に同条の柱書を検討することは同様に適当であるように思われるとした。上告を経て、上級委員会は、第 20 条の、各条文を検討した後に柱書に照らす方法を採用した。

本件は、上級委員会は、WTO の下で各国が環境保護を目的とした貿易措置を採る権利を有することを認めた点で大きな意義を持つ。米国の敗訴は、環境を理由にした措置の否定ではなく、主にカリブ諸国に対してアジア諸国 (原告インド、マレーシア、パキスタン、タイ) より厚い技術的・財政的支援を与え、長期の移行期間を許すことによって、WTO 国間で差別的な扱いが根拠であったことに留意

しなければならない。

米国は、この結果を受けて改正ガイドラインを作成し、2001年の再パネルの再には勝訴、当ガイドラインは現在に至るまで有効である。

Asbestos 事件

1998年、カナダはフランスによるアスベスト及びアスベスト使用製品の輸入禁止措置をGATT違反であると主張したが、WTOの小委員会及び上級委員会ともに「管理していれば安全」とするカナダの主張を認めず、WTOは人類の健康と安全を加盟国が妥当と考える基準で守ることを妨げないことを確認した。

第1条(一般的最恵国待遇)

本条は、その運用上、訴えの内容について他の条文の違反が判断された場合には検討されてこなかった。Gasoline事件では第3条及び第20条との関係において⁷³、Shrimp/Turtle事件では第11条との関係において⁷⁴こうした判断がなされたため、本条は検討されていない。

第3条(内国の関税及び規則に関する内国民待遇)

第3条は、輸入国国内に入った産品が、国内における課税及び規則に関して同種の外国産品と国内産品との間で差別を設けてはならない(輸入品にのみ不利な措置をとることを禁止する)、いわゆる内国民待遇を規定するものである。

ここでは、産品の「同種性」をいかに判断するかが問題となる。これまでの判断は「同種性」を広く解釈し、産品の特性でなく、生産工程・生産方法⁷⁵(PPM: processes or production methods)によって産品を区別することを避けてきた。GATT時代のTuna事件及びTuna事件では、第3条が産品自体に対する措置のみを適用の対象としていることから、第3条の要件に違反するとした。GATTの附属書における同条の注釈で、輸入の時に又は輸入の地点において徴収され又は実施される法令若しくは要件であっても、輸入産品について同種の国内産品と同様に適用される場合は、第3条の規定の適用を受けるものとしているが、Tuna事件では、第3条があくまでも国内産品及び外国産品の待遇を比較するものであり、政策・慣行を比較するものでないことを確認し、米国の措置は産品自体に影響しない政策・慣行に関連した法令又は要件を輸入時に適用するものであるため、当注釈は適用されないとした⁷⁶。WTO時代になってからも、Gasoline事件⁷⁷では、ガソリン自体の特性ではなく、ガソリンの精製業者等の特性やそれら業者の保有するデータの性格(産品の特性に影響を与えないPPM)によって適用される基準が異なるのは第3条に反するとされた。

コメント [a1]: うーん、よくわかりません。主語・述語・目的語・形容詞がわかるようにしてほしいです。文をどこかで分けてはどうでしょう？

⁷³ WTO analytical index: GATT 1994 para23; World Trade Organization, United States - Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, Report of the Panel, WT/DS2/AB/R, 20 May 1996 para6.19

⁷⁴ WTO analytical index: GATT 1994 para25 ;

⁷⁵ World Trade Organization. Report of the Committee on Trade and Environment (1996). WT/CTE/1. 1996.

⁷⁶ GATT. United States - Restrictions on Imports of Tuna . Report of the Panel. DS29/R para5.8

⁷⁷ World Trade Organization, United States - Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, Report of the Appellate Body, WT/DS2/AB/R, 20 May 1996 p28

しかし、その後 WTO では、TBT 協定⁷⁸で最終的に産品の特性に影響を与える PPM については許容される旨明文化されている。また、Asbestos 事件⁷⁹では、「同種性」が認められた製品であっても、輸入品のほうが国内製品よりも不利な待遇を受けていない限り区別をしても GATT 違反を構成しないことを確認した。

第 11 条(数量制限の一般的禁止)

「禁止又は制限」

Shrimp/Turtle 事件では、WTO 小委員会は、「米国は一定の政策条件を満たさないいかなる国からのエビ又はエビ加工品の輸入を禁止し」ており、過去の事例⁸⁰においても同様に輸入を制限する措置を第 11 条に抵触するものと判断してきたとした⁸¹。第 11 条が環境保護を目的とする数量制限を許容していないことについては、GATT 時代も WTO 時代も変わらない立場をとっている。

第 20 条(一般的例外)

GATT 第 1 条、第 3 条、第 11 条等に違反すると認定された場合、第 20 条の一般的例外による正当化の可能性が検討されてきた。第 20 条は、例外条項としての性格を有し、GATT の他の禁止規定に違反することを前提とし、その違反の効果を解除するものである。環境保護を根拠とした措置を導入する場合には同条の以下の部分が問題となる。

「この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の⁸²若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

- a) 公徳の保護のために必要な措置
- b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- d) この協定の規定に反しない法令(税関行政に関する法令、第二条 4 及び第十七条の規定に基づいて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置
- g) 有限天然資源の保存に関する措置ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。」

⁷⁸ 貿易の技術的障害に関する協定 (Technical Barriers to Trade Agreement)

⁷⁹ World Trade Organization, European Communities – Measures affecting asbestos and asbestos-containing products, Appellate Body Report, WT/DS135/AB/R, 12 March 2001

⁸⁰ Tuna 事件 (Panel Report on US – Tuna (EEC), para. 5.17-5.18) 及び Tuna 事件 (Panel Report on US – Tuna (Mexico))

⁸¹ World Trade Organization, United States- Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, Report of the Panel, WT/DS 58/R, 15 May 1998, para 7.16

⁸² サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) の公定訳では、同じ文言 (arbitrary) で「恣意的な」となっている。

近年、WTOの上級委員会では、以下のように特に b 項および g 項について柔軟に解釈し、環境に配慮した貿易措置の正当性を認める傾向にある。

第 20 条(a)

本項については適用例がない。

第 20 条(b)

Tuna 事件では、域外の対象を保護するような解釈 (extra-territoriality) が許容されれば、各締約国は他の締約国の生命又は健康を保護する政策を一方向的に決定することになり、GATT 上の他の締約国の権利の障害を免れないとし、第 20 条 b 項での正当化はできないとした⁸³。しかし、WTO 時代に入り、その解釈は大きく変遷している。「域外管轄」の解釈については、第 20 条 g 項の項で述べる。

第 20 条(d)

「必要な」

この文言は、他に a 項、b 項にも見られる。Tuna 事件では、「他に代替手段が存在しない」と解釈され、締約国は他に合理的に用いることができる GATT に矛盾しない措置が存在しないことが明白でない場合には、GATT に違反する措置を本項によって正当化することはできないとした。

第 20 条(g)

「有限天然資源」

Tuna 事件では g 項についても基本的には同様の解釈をとって、域外の有限天然資源の保存を目的として措置をとることは許されないとして、その適合性を否定した。

一方、Shrimp/Turtle 事件では、上級委員会は、g 項の文言は「有限天然資源」を鉱物又は非生物天然資源に限定しておらず、WTO の前文が「持続可能な開発」を条約の目的に掲げていることを指摘し、ウミガメが CITES の付属書にも記載されていることから、ウミガメの有限性については共通の世界的意識があったとした。さらに、ウミガメが高度回遊性の動物であり、当該種類の海亀はいずれも米国海域内を回遊することから、ウミガメが第 20 条 g 項の「有限天然資源」を構成すると認めた。

また Shrimp/Turtle 事件において、当該「有限天然資源」と貿易措置を適用する国家との間に「関連性」(nexus) がなければならないことが指摘された⁸⁴。当事件では、問題となっている漁業行為によって危険に晒されているウミガメ類が、公海及び米国領海を含む多くの国の沿岸水域を移動することが、「関連性」を示す十分要件として認められた。

「保存に関する」

⁸³ http://www.wto.org/english/tratop_e/envir_e/edis04_e.htm

⁸⁴ World Trade Organization. Report of the Appellate Body WT/DS58/AB/R p53

Shrimp/Turtle 事件では、WTO 上級委員会は「不利な待遇」(less favorable treatment)が「保存に関する」ものであるか否かでなく、当該措置の在り方が主に保存を目的としているか否かを検討するべきであるとした⁸⁵。ガイドラインの実施をする米国法 101-102 号 Section 609 が、その範囲においてウミガメという種の保護と保存という政策目的に関連して不均衡に広いものではないとし、原則としてそれらの措置が目的に合理的に関連しているとし、Section 609 は第 20 条 g 項の有限天然資源の「保存に関する」措置として認定した。

「国内の生産又は消費に対する制限と関連して」

Gasoline 事件、Shrimp/Turtle 事件ともに内外に対する「公正さ」(even-handedness)を要求する文言と解釈している⁸⁶。

第 20 条柱書

Gasoline 事件

Gasoline 事件では、第 20 条柱書に「任意の又は正当と認められない差別待遇」と「国際貿易の偽装された制限」の二つの要件があると、それらがお互いに意味を付与し合うことがあるとし、柱書の趣旨目的が濫用又は悪用を避けることにあるということを確認した⁸⁷。

WTO 上級委員会は、大気清浄化法 (Clean Air Act) を実施する規制を普及させるにあたり米国に利用可能な手段が一つ以上あったことを示した。同国が行政上の困難を理由に国内業者には適用されている個別基準をすべての外国業者に適用しなかったことについて、同国が外国の製品の貿易に関する確立された検査、評価、認証といった技術事項に関して外国業者及び当該外国政府(ベネズエラ及びブラジル)との協力の可能性を模索しなかったとし、米国が代替手段の可能性を探らなかったことを指摘した。また、上級委員会は米国が法定基準を国内業者に適用しなかった理由につき検討して、米国が国内精製業者の費用を考慮に入れる一方で、外国の業者に対してはこれを考慮しなかったと指摘した。上級委員会は、このような不作為の結果生じた差別的待遇は予見可能であったとし、単に偶然的又は不可避とはいえないとして、基準値設定規則はその適用において正当化されず、国際貿易の偽装された制限を構成するとした。

Gasoline 事件では、第 20 条柱書への適合要件として、国内外企業への平等待遇、国際協力の模索、代替措置の可能性の模索を示したと言えよう。

Shrimp/Turtle 事件

上級委員会は、この柱書に以下の三つの基準が含まれていることを指摘した。

1. 同様の条件の下にある諸国の間における任意の差別待遇
2. 同様の条件の下にある諸国の間における正当と認められない差別待遇
3. 国際貿易の偽装された制限

⁸⁵ 小委員会は、「不利な待遇」について審査し、同条項の適用を否定したが、上級委員会はこれを批判した。(WTO analytical index: GATT 1994 para522-528)

⁸⁶ WTO analytical index: GATT 1994 para532; World Trade Organization, WT/DS2/AB/R, 20 May 1996 p21

⁸⁷ World Trade Organization, WT/DS2/R, 29 January 1996; WT/DS2/AB/R, 29 April 1996; p24-26

さらに、「同様の条件の下にある諸国の間において任意の又は正当と認められない差別待遇」の要件として 当該措置の適用が結果的に「差別」とならなければならない、当該差別は性質上「任意の又は正当と認められない」ものでなければならない、当該差別は「同様の条件の下にある諸国の間」で起こらなければならないとし、g 項の要件及び第 11 条の規準とは区別した。

正当と認められない差別待遇基準

国際協力若しくは代替手段模索の努力、さらに措置の柔軟性の要求、段階的導入期間の平等、技術移転の機会の平等が要件として挙げられた。

柔軟性の問題: 上級委員会は、Section 609 がその適用において、すべての他の輸出締約国に、米国内のエビトロール船に適用され、行使される政策と「本質的に同じ」(essentially the same) 政策を採用することを事実上求める措置であるとした。Section 609 (b) (2)(A) 及び (B) の規定それ自体は WTO 締約国が米国と本質的に同じ政策を取るべきことを求めておらず、一見すると一定の裁量若しくは柔軟性を認めているようにさえ思われたが、この柔軟性は 1996 年に設定されたガイドラインによって否定されていると判断した。このガイドラインでは、まず TEDs の使用に対するいかなる例外も米国のプログラムの例外と比較可能でなければならないとしていること。さらに捕獲国は適当な「信頼されうる実行努力」(credible enforcement efforts) をしなければならないとしている。また、1996 年のガイドラインによると適合性の決定において「国務省は捕獲国がウミガメを保護するのを引き受けるその他の手段もまた考慮に入れるものとする」とあるにもかかわらず、実際には柔軟性への配慮が失われているとした。

他国の領域内の環境上の条件の考慮: 上級委員会は、国際貿易関係においては、他の締約国の領域内での異なった環境上の条件を考慮せずに、ある締約国が特定の政策目的のために、その国の領域内で実施されるものと本質的に同一の包括的規制プログラムを他の締約国が採用するよう要求するために、米国のように貿易禁止措置を使用することは受け入れられないことを明示した。

国際協力による問題の交渉: 上級委員会は、米国が他の締約国のエビの輸出に対して輸入制限を課す前に、米国に対してエビの輸出をしている他の締約国と同様に申立国とウミガメの保護及び保存のための二国間若しくは多国間協定の締結交渉を怠ったとした。IAC に関する米国の努力は認められた上で、当条約によるウミガメ保護措置は一部諸国間に限定されたため、米国の行為は明確に差別的であり、正当と認められないものであるとされた。

段階的導入期間: 上級委員会は、段階的導入期間につき米国がカリブ海及び西大西洋のエビ輸出諸国には TEDs の使用に 3 年の段階的導入期間を与えながら、被上訴国には 4 ヶ月しか与えていなかった。

技術移転: また、米国はカリブ海及び西大西洋輸出諸国に TEDs (ウミガメ除去装置) の使用への技術移転に尽力しながら、被上訴国に対してはそれほど努力をしなかったため、Section 609 に関する待遇の相違は「正当と認められない差別待遇」を構成するとされた。

「任意の差別待遇」基準

措置の柔軟性と適正手続きの要求を要件として挙げている。

次に上級委員会は、Section 609 が「同様の条件の下にある諸国の間において任意の差別待遇」を構成するような方法で適用されているかどうかの検討に移った。まず、「正当と認められない差別待遇」においても認められた「措置の柔軟性の欠如」が同様に任意の差別を構成するとした。また、輸出国の適格性を決定する前に申請国に聴聞、反論の機会を与えず、見直し、上訴の手続きが欠如していた点を挙げ、手続きが不透明かつ予測不可能で、申請を拒絶された輸出国は基本的な公正性と適正手続きを否定され、輸入を許可された国と比べて差別的な待遇を受ける結果となったと判断した。以上の点は GATT 第 10 条 3 項の精神に反するもので、第 20 条において正当化されないとした。

コメント [a2]: 認証とは？

Shrimp/Turtle 事件再パネル

一方、その後改正されたガイドラインについて、2001 年 6 月に紛争解決了解第 21 条 5 に基づいてマレーシアが要請した再パネルでは、米国の改正ガイドラインの下で行われたオーストラリアの TEDs に対する「比較可能な有効性」(comparable in effectiveness)の審査に十分な柔軟性が認められ、また認証を否定された国に再審査を求める余地を残している等の点から適正手続きが認められ、GATT 第 20 条と整合するものとされた。また、マレーシアが、二国間協定が未締結の状態では一方的な措置が認められないと主張したのに対し、小委員会及び上級委員会とも、米国の措置は国際協定の合意が存在する場合にのみ第 20 条で正当化されるが、本件のように国際協定がない場合、委員会の判断は、そのような永久的な措置を採る権利を米国に認めるものではなく、米国が緊急な暫定措置を採択する可能性を認めるものであった⁸⁸。すなわち、継続的な交渉の努力が要求されるものであり、後日にそれが認められない場合には再審理によって判断が覆される可能性は残っており、WTO は国際協定の締結を要求するスタンスは基本的に変えていない。

3-3-2. 各措置の WTO との整合性

第 1 条(一般的最恵国待遇)

違法に伐採・取引された木材も合法的に伐採・取引された木材も、その伐採・取引方法によって商品としての性質が変わるものではないから、「同種の産品」とみなされるであろう。それを踏まえれば、「合法木材輸入制度」は二国間協定締約国という一部の国からのみ輸入木材について合法性確認を要求するものであり、結果的にその原産によって木材を差別することになるため、第 1 条違反となるのではないかが懸念される。しかし、世界各国は、森林原則声明 (1992)、ITTA、モントリオール・プロセス等の各種プロセスにおいて、持続可能な森林経営につき何らかの形でコミットしているということについては同等であるうえ、二国間の協定に基づく措置であれば、理論的には同条に基づいて訴えが提起されるとは考えにくい。

また、二国間協定締約国以外からの木材の輸入があった場合には、合法性の確認が求められず不参加国がかえって有利な待遇を受けることになるため、不参加国が訴えを起こすことは考えにくい。

⁸⁸ World Trade Organization, United States- Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products; Recourse to Article 21.5 by Malaysia, Report of the Panel, WT/DS58/RW para5.87

「政府木材調達方針」は、請負業者に対して納入する木材が違法でないことを契約条件で約束させ、持続可能な木材のみを納入することを入札時にオファーした業者を優先するものであり、「認証木材」を「推奨」はするが強要はしないので、認証制度を有さない国を排除するものではない。従って、本条に抵触するとは考えられない。

また、政府木材調達方針も違法木材輸入禁止措置も、当該国の国内法に基づく合法性を問題としているため、輸入国が設定する基準によって輸出国間の差別が起こるものではないが、合法性の基準の厳格性に国家間で格差があるとすれば、結果的にある国が優遇され、ある国が不利な待遇を受けることになる。近年、とりわけ Shrimp/Turtle 事件以降は措置の目的が差別的でなければ最終的に正当性が認められる傾向にはあるが、特定の国を優遇する意図のない措置であるならば、尚その格差を是正するような措置を採る必要がある⁸⁹。

第3条(内国の関税及び規則に関する内国民待遇)

前項で検討したように、違法に伐採・取引された木材も合法的に伐採・取引された木材も、その伐採方法によって商品としての性質が変わるものではないから、「同種の産品」とみなされ、輸入木材と国内産木材の差別を目的とした措置が採られていないかが問題となる。

合法木材輸入制度は、2国間協定相手国からは合法性が確認された木材のみを輸入するものであるため、国産材にとって有利とみなされることがありうるが、そもそも協定に合意している相手国が訴えることは考えられない。

コメント [a3]: ライセンススキームは認証材ではなくて合法性が確認された木材のみを輸入するものです。

政府木材調達方針や違法木材輸入禁止措置では、輸入木材が、国内木材と区別されることがないのであれば、合法性を要求すること自体が第3条に抵触することはない。しかし、例えば、輸入木材についてのみ国内での販売時点で合法性を証明する書類等を要求する場合は、第3条に抵触することになる。

⁸⁹ Shrimp/Turtle 事件では、WTO 上級委員会は、第20条(g)の検討で「不利な待遇」(less favorable treatment)が「保存に関する」ものであるか否かでなく、当該措置の在り方が主に保存を目的としているか否かを検討するべきであったとした。

第11条(数量制限の一般的禁止)

合法木材輸入制度は、持続可能な森林経営を理由としたいわゆる数量規制に該当すると考えられ、先述の通り本条の適用例で環境目的での数量規制が認められた例はない。しかし、欧州委員会⁹⁰及び欧州議会貿易委員会⁹¹が指摘するように、合法木材輸入制度で採用される合法性証明システムは、2国間合意に基づくものであるため、当事国が訴えを起こすとは考えられない。

政府木材調達方針は、輸入規制ではなく、政府調達方針に係る事項であるため、GATT 第11条で禁止している数量規制には当たらない。

違法木材輸入・取引禁止措置は、輸出国の法律に基づいて違法であることが確認された場合にのみ輸入を禁止するものであり、麻薬や違法コピー製品の輸入を禁止する措置と同様の措置であるから、数量制限とみなされるとは考えにくい。仮に本条への抵触が認定された場合には、第20条による正当化が検討されることになる。

第20条

第20条の解釈手順については、1991年 Tuna 事件では明確には述べられていなかったが、1994年 Tuna 事件では g 項及び b 項の適合性判断の次に、柱書の要件(恣意的若しくは不当な差別: 国際貿易の偽装された制限)を満たすかどうかを検討されるとし⁹²、Gasoline 事件でもこの二段階性が踏襲された⁹³ため、ここでも同様に各項を検討した上で柱書きに照らすこととする。

第20条 a 項

本項については過去に適用例がないが、違法木材の輸入を阻止、すなわち法的秩序を維持する努力が公徳の保護に該当すると判断された場合には、この条項が適用される可能性がある。

⁹⁰ FLEGT Briefing Note No.8 「第一に、ライセンス・スキームは、FLEGT パートナー諸国から EU への木材輸入に関してのみ適用される。協定は、EU 及び FLEGT パートナー諸国の間で、自主的に、二国間で合意されるものである。このような協定を、自ら締結した国が、WTO 提訴を行うとは考えられない。また、第3国にとって、FLEGT の合意に基づく EU の措置に関して異議を申し立てるインセンティブがあるとは思われない。

第二に、FLEGT 行動計画において、木材生産の合法性については、輸出国の適用可能な法的ルールに基づき定義され、システムの詳細は二国間の合意により、構築される。すなわち、FLEGT パートナー諸国からのライセンスなしの木材は、違法木材の密輸ということになる。WTO ルールの中には、このような違法行為に取り組むための二国間合意を阻むいかなる規定もない。」

⁹¹ 2004年2月付の欧州委員会宛てのレターで次のように述べている。「自主的ライセンス・スキーム及び違法木材の輸入・販売の禁止に関する法制化について、WTO と両立するかという点に関し、懸念が表明されてきたが、本委員会においては、この懸念は正当化されないと判断した。FLEGT 行動計画のもとで考案された二国間合意は「自主的な」性格のものであるため、ライセンス・スキームが WTO の論争となる可能性は極めて低い。たとえ GATT への抵触が見出されたとしても、XX 条(d)、XX(g)のもとで GATT に適合するとみなされるであろう。また、違法木材の禁止に関する法制化について言えば、アメリカの Lacey 法の先例により、WTO との整合性は保たれるであろう。この法制化は、単に原産国において違法に生産された材の販売または輸入を禁止するものにすぎないわけであるから。」

⁹² para.5.12 及び para.5.29

⁹³ WTO analytical index: GATT 1994 para482

第 20 条 b 項

合法木材輸入制度、政府木材調達方針及び違法木材輸入・取引禁止措置ともに、世界各国は、森林原則声明(1992)、ITTA、モントリオール・プロセス等の各種プロセスにおいて、持続可能な森林経営につきコミットしており、このような普遍的といえる環境目的の措置を否定する理由はない。しかし、各具体的措置がその目的のため「必要」なものであるかについては検討の余地があり、次項で述べる。

第 20 条 d 項

日本国内の税関行政又は知的所有権(商標権等)の保護若しくは詐欺的慣行(違法伐採された木材が合法材として流通すること)の防止を目的に、各措置を導入することは、イギリスの政府調達方針が一定の成果を挙げていることに鑑みても、有効性が十分に認められるが、その「必要性」については議論の余地がある。本項に基づいて各措置の導入を正当化する場合は、これより制限的ではない GATT に整合した代替措置がないことが証明できなければならないことになる。合法木材輸入制度は、二国間で合意が取れている合法性証明システムに基づいており、それ以上の制約を課すものではなく、違法木材輸入・取引禁止措置及び政府木材調達方針も、輸出国の法制度における合法性に基づいており、新たな制約を加えるものではないといえるため、本項による正当化の可能性は十分にある。

また、後者の二つの措置は「合法性」の確保を考えた場合、輸入国の法律の執行ではなく、輸出国の法律の執行が問題となる点で過去に争われた事例とは異なっており、さらに先の欧州議会貿易委員会の指摘の通り、アメリカの Lacey 法という先例がある上、バーゼル条約でも輸出国内で違法とされている物質の輸出を禁止していることを踏まえると⁹⁴、この点が問題になるとは考えにくい。

第 20 条 g 項

この条項は、「必要な」(necessary)措置であることを要求しない点において第 20 条の他の条項よりも満たされやすいと言える。

合法木材輸入制度、政府木材調達方針、違法木材輸入取引禁止措置のいずれの措置についても、「持続可能な」管理の必要性について世界的なコンセンサスが取れている森林資源が「有限天然資源」に該当することは言うまでもない。一方、輸出国内に広がる森林と輸入国の「関連性」を示すのは困難であるが、二酸化炭素のシンク又は生物多様性など世界に共通の利益の保護のための重要性は強調されるべきだ⁹⁵。

⁹⁴ 但し、バーゼル条約は「物質」の移動に関するもので、商品について明確な合意があるわけではない。この議論については、WTO でも長年議題に上っているものの解決されていない。国内で禁止された物品の輸出に関するワーキング・グループ(Working Group on the Export of Domestically Prohibited Goods)が 1989-1991 年の間 GATT の下で活動したが、1994 年、貿易と環境に関する閣僚決定(Ministerial Decision on Trade and Environment)に基づき、貿易と環境委員会(WTO Committee on Trade and Environment)で議論されることになった。

⁹⁵ The Royal Institute of International Affairs, WTO Implications of an International Timber Licensing Scheme Third Draft, 12 March, 2003, para34 では、第 20 条 d 項について同様の議論をしている。

第 20 条柱書

合法木材輸入制度、政府木材調達方針及び違法木材輸入・取引禁止措置は、いずれも合法性を要求することによって保護しようとする法益（森林資源の保護）が各国間でコンセンサスのあるものであるため⁹⁶、GATT に矛盾するものではないといえる。

また、過去の判例は本柱書によってその正当性が否定されてきたが、ここで提案してきた措置については以下の理由により、第 20 条の要件に違反しないと考えられる。

1. WTO 体制下で争われた Gasoline 事件及び Shrimp/Turtle 事件は、いずれも輸出国に米国というある一国と同じ規制計画を採用することを要求していたが、持続可能な森林経営の基準は、国際的に議論されているものであり、日本独自のものではない。合法木材輸入制度では、合法性の証明について相手国との間の合意が前提となっており、政府木材調達方針は、そのモデルとなるイギリスの政府木材調達方針では、いわゆる「認証材」でない場合には、輸出国における合法性の証明を要求しているため、輸入国側が定める規制の採用を要求していない。違法木材輸入・取引禁止措置についても輸出国の法律に基づいて違法性が判断されるものである。また、イギリスの政府木材調達方針では、多種の合法性証明書類を許容しており、手段の柔軟性が認められるため、この方法は踏襲されるべきであろう。
2. 米国は、Gasoline 事件においてはヴェネズエラ及びブラジルとの協力の可能性を模索しなかったこと、Shrimp/Turtle 事件においてウミガメを保護する二国間または多国間協定の締結交渉を誠実に行っていない点が指摘されたが、合法木材輸入制度を採用するにあたっては二国間の協定を締結することが前提であり、政府木材調達方針および違法木材輸入取引禁止措置についても、日本は、森林の持続可能な経営を確立するための多国間協定の締結交渉について、IPF、IFF、UNFF、ITTA 等の場で積極的に行っている。
3. 政府木材調達方針における認証制度について、Shrimp/Turtle 事件では「ウミガメの生命や健康を脅かさない」という認証プロセスにおける透明性の欠如と手続きの公平性の欠如が指摘されたが、現在確立されている種々の森林認証制度については、こうした点に配慮されたものが多い。但し、認証材の中に違法材が混在していた可能性の報告例もあるため⁹⁷、森林認証制度を採用する際にはスクリーニングする必要が出てくることが考えられる。スクリーニングした場合には、排除する認証制度についてはその不透明性などの問題点について検証しなければならない。

⁹⁶ Shrimp/Turtle 事件でも、ウミガメは絶滅危機種に指定されており、その保護に関しては世界的コンセンサスが取れていた。

⁹⁷ B&Q 社（イギリス最大、世界第 3 位の DIY 会社であり、Kingfisher 社の子会社）は、フィンランド森林認証制度（FFCS: Finnish Forestry Certification Scheme）の認証材も認めていたが、フィンランドにはロシアで違法伐採された木材が違法に輸出されていることが、いくつかのケース・スタディで明らかになったため、2004 年 12 月から除外することとした。

4. Shrimp/Turtle 事件において、米国は、カリブ海及び西大西洋輸出諸国には TEDs の技術支援を行い、さらに長期の移行期間を設けたのに対し、インド、マレーシア、パキスタン及びタイに対しては上記措置を施さなかった点が指摘された。しかし、合法木材輸入制度のモデルとなる EU の自主的ライセンス・スキームは二国間協定を締結した国に対しては技術的・財政的支援を行うとしており、政府木材調達方針の先例として挙げられるイギリスの制度では、生産国に対し政策の改革、ガバナンスや法執行の実効性担保を支援している。また、特にインドネシアでは合法性の基準 (A Legality Standard for Timber Products from Indonesia) とトラッキングシステムの構築を支援している。日本で採用する措置においても、同様に各国の実施環境に合った移行期間や技術移転の待遇を与えれば、その措置の正当性が否定されることはなからう。

3-4. 木材需要増加策を同時に

政府の木材調達方針や貿易管理等の措置をとることで、木材調達における手続きが煩雑化し、公共建築において木材利用を減少させることにもなりかねない。しかしながら、木材は適切に管理された森林から産出たものであればそもそもカーボンニュートラルな素材であり、他素材に比べて、化石燃料や金属などの有限天然資源の使用抑制や、炭素の長期固定、CO₂排出の抑制など、循環型社会の実現に貢献しうる素材である。

そのため、公共建築における木材利用を推進するための策も同時に実行することが求められる。公共建築において木材利用を推進するためには、木材利用を阻んでいる要因を減らすために公共建築に関する種々の法規制を緩和するなどが必要である。

3-4-1. 公共建築における木材利用を推進するために

官庁施設においては、耐震性、耐火災性の観点から一般建築物よりも上乘せした性能が求められている。大地震や火災時においても安全確保や機能確保を求められているためであるが、すべての施設や施設内の全ての場所において、最高レベルの性能が求められているわけではない。安全サイドで設計することでこれら諸法規に反することのないようにしたいとの発注・設計者側の考えが、固定観念化しているようにも見受けられる。

2-1 項で紹介したように、国土交通省官庁営繕部においては平成 16 年度に「官庁施設における木材活用の基本方針」が出されているが、この方針によって木材利用を積極的に推進しようとの意図は歓迎されることだ。今後は同方針をさらに改定することで、公共建築において木材利用を阻むさまざまな諸法規や基準(下記参照)を遵守しながらも、内装における床材や腰壁等に木材を利用することが可能であることを示すべきである。また、実際に利用された事例については、公共建築における「木材活用事例集」において紹介し、発注・設計者に対して事例をもって示していくべきである。

公共建築での木材利用推進における障害

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年 6 月 1 日公布 同 15 日施行）

この法律は、国家機関の建築物の位置、構造、営繕などに関する規定である。官公庁施設の災害防除や公衆の利便と公務の能率増進を図ることが目的とされている。この法律の第 7 条に「耐火建築物」とするための条件が記されており、都市部や大規模な官公庁施設において木材が非常に利用しにくいものになっている。耐火建築物との目的を満たしながらも、防火上問題のない部分の内装材に木材が利用できるように規定するべきである。

(庁舎の構造)

第 7 条 左の各号の一に該当する庁舎を建築するときは、これを耐火建築物としなければならない。

- 一 都市計画法第 8 条第 1 項第 5 号の準防火地域内で延べ面積が 300 平方メートルをこえる庁舎
- 二 延べ面積が 1,000 平方メートルをこえる庁舎

- 2 前項に掲げる以外の庁舎を建築するときは、その外壁及び軒裏を防火構造とし、その屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない。
- 3 都市計画法第8条第1項第5号の防火地域又は準防火地域以外の地に庁舎を建築する場合において、その周囲に公園、広場、道路その他の空地又は防火上有効な施設があつて、特定行政庁が延焼のおそれがないと認めるときは、前2項の規定によらないことができる。
- 4 建築基準法第85条第2項に規定する建築物に該当する庁舎については、前3項の規定にかかわらず同条第2項及び第3項の規定の適用があるものとする。

国家機関の建築物及びその付帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日公布・施行、平成16年1月9日改正）

「第四 構造に関する基準」の「二 機能性」の中に「地震、火事、暴風雨等による災害時に必要とされる機能を発揮することができるものであること。」と記されており、木材利用を阻んでいる。

また、「第四 構造に関する基準」の「三 経済性」においても「費用の節減が図られるよう配慮したものであること」とあり、コストが相対的に高めの木質資材の使用を控えることにつながっている。

「第四 構造に関する基準」の「四 環境保全」では、施設の省エネルギー性能のほか、建築材料についても「環境の保全に配慮したものと」しているが、再生品のみの言及にとどまっている。本来であれば他素材に比べて環境的に望ましい木材を利用するように記述するべきである。

「第四 構造に関する基準」の「2 地震に対する安全性の確保（以下略）」においては、大地震の際の安全性の確保から構造体への木材の使用が制限されることになっている。しかしながら、構造体への使用は制限されるにしても、「三 建築非構造部材の耐震性能」で定められているように、「特定室等」以外の室内に面する部分におけるものについては、「損傷又は移動しないもの」であるとの規定は適用されていないことから、内装材として木材を利用することは可能であると考えられる。

第四 構造に関する基準

官庁施設の構造は、当該官庁施設の用途に応じて、地域性、機能性、経済性及び環境保全の各観点から次に定める事項を総合的に勘案して決定するものとし、その施工に当たっては、安全性、経済性等を考慮して工法及び工期を適切に定めるものとする。また、決定した構造に応じた当該官庁施設の使用の条件及び方法を定めるものとする。

一 地域性

(略)

二 機能性

イ～ニ (略)

ホ 地震、火事、暴風雨等による災害時に必要とされる機能を発揮することができるものであること。

三 経済性

イ～二 (略)

ホ 建築材料、機器等は品質、性能、耐久性等を総合的に勘案し、長期的にみて官庁施設の建設、修繕、保全に要する全体の費用の節減が図られるよう配慮したものであること。

四 環境保全

イ 官庁施設には、熱の損失及びエネルギーの効率的な利用に有効な措置を講ずるものとする。

ロ 建築材料、機器等は、環境の保全に配慮したものとし、建築材料については、再生された、又は再生できるものをできる限り使用するものとする。

2 地震に対する安全性の確保を図るため、官庁施設の構造は、前項に定めるもののほか、次に定める事項を勘案して決定するものとする。

一 基本事項

構造体、建築非構造部材(屋根ふき材、内装材、外装材、以下略)及び建築設備については、官庁施設が有する機能、地震により被害を受けた場合の社会的影響及び立地する地域の条件を考慮した官庁施設の重要度に応じて、次号から第4号までに規定する極めてまれに発生する地震動(以下「大地震動」という。)に対する耐震性能の目標の達成が図られたものであること。

二 構造体の耐震性能

(略)

三 建築非構造部材の耐震性能

イ 建築非構造部材の耐震性能の目標は、官庁施設の重要度に応じて次によるものとする。

(1) 災害応急対策等官庁施設については、その建築非構造部材が、大地震動後、災害応急対策若しくは危険物の管理への支障となる損傷又は移動しないものであること。ただし、当該官庁施設におけるもののうち、災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室(2)においてこれらを総称して「特定室等」という。)以外の室等内に面する部分におけるものについては、この限りではない。

(2) 特定室等以外の室等内に面する部分及び災害応急対策等官庁施設以外の官庁施設については、大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。

ロ 建築非構造部材は、建築設備の機能の維持を阻害しないように配慮されたものであること。

四 建築設備の耐震性能

(略)

「官庁施設の基本的性能基準」及び「官庁施設の基本的性能に関する技術基準」（平成 13 年 6 月 26 日公布）

これらの基準は、上記の「国家機関の建築物及びその付帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に基づいて、官庁施設の性能な基本的事項および運用に必要な技術的事項等を定め、必要な性能の確保を図ることを目的としている。

第 2 章に「環境保全性に関する性能」が記されており、「エコマテリアルに関する性能」として、再生資材の利用促進が述べられている。

第 3 章に「安全性に関する性能」が記されており、耐震性や耐火・防火性等についての性能基準が記載されている。

上記基準と同時にこれらの基準も見直し、木材利用に関して規定するべきである。

官庁施設の総合耐震計画基準（平成 8 年 10 月 24 日公布）

この基準は、上記の「国家機関の建築物及びその付帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に基づいて、官庁施設として必要な耐震性能の確保を図ることを目的としている。この基準では、構造体、建築非構造部材、建築設備等について、大地震動に対して施設が持つべき耐震安全性の目標を定めることとしており、活動拠点室、活動支援室および活動通路等（上記基準で述べている「特定室」のこと）と、それ以外の「一般室」に区分している。

「特定室」においては「大地震動後に要求される機能が発揮できるよう、その性能を確保するもの」としており、大地震動後も十分な安全確保と機能確保のために、建築非構造物が損傷、移動などが発生しないことを目標としてしている。

一方の「一般室」は、「大地震動時及び大地震動後の人命の安全確保と二次災害の防止が図られる性能」を求めているが、建築非構造物に一定の損傷、移動が生じることは認めており、内装等に木材を使用することは十分に可能であると考ええる。

建築設計基準（平成 16 年 10 月 14 日公布）

この基準は、「官庁施設の基本的性能基準」に定める性能水準を満たすための建築設計および外部環境設計に関する標準的な手法を定めたものである。

「第 2 章 基本方針」の「2.2.3 安全性」の中で、耐震性能に関しては「特定室」における大地震動後の安全確保および機能確保を求めており、「一般室」においても安全確保と二次災害の防止が図られる性能を求めている。

また、同じく「2.2.3 安全性」の中で、対火災性能に関しては、「火災時における人命及び収容物に対する安全性を確保するため、耐火性、防火性および避難時の安全性を確保する。」とし、また「庁舎の天井、壁等の内装は、不燃材料又は準不燃材料を使用することを原則とする。特に、大地震動後、災害応急対策活動に必要な施設等については、内装の不燃化を徹底する。」と規定されている。

木材利用によるコスト増があった場合に対する理解

公共事業での木材利用において、もう一つの障害は、コストの問題である。木材の場合、他の工業資材にくらべて相対的に高い(と言う印象もあると思われる)ので、建設コストの抑制が課題となっている状況下では使いにくいという。とりわけ公務員の執務場所に高級な資材を使うことは、国民の理解を得られないという。

しかしながら、国の予算全体で考えれば、数百億円規模の補助金を投じて森林整備にあたっている状況であり、森林に直接投下するよりもむしろ、木材利用に税金を充てることで森林整備を促進するほうが、地域社会や地域経済の維持発展のためにも貢献することが出来る。

林野庁では平成16年1月に、会計検査院に対して木材利用の意義・効果を説明し、農林水産省として木材利用拡大行動計画を策定していることから木材利用による事業費・調達費のコストアップへの理解を求めている。

これに対して会計検査院は、会計検査は事業の経済性・効率性のみならず、決算の正確性や、会計処理の適正さなどとともに、事業の結果が初期の目的を達成しており、効果を挙げているかといった有効性の観点からも評価を行っているとしている。農林水産省が行動計画を策定し、木材利用の拡大に取り組むことも重要な施策であることを認めており、木材利用を行った事業についても、有効性の観点から木材利用がどの程度拡大されているか、行動計画の目標がどの程度達成されているか、どの程度の効果もたらされているかについて評価するとしている。木材利用によって事業費や調達費が増加した場合でも、「木材利用の拡大」という施策目標の達成やそれによってもたらされる効果の発現に寄与するための費用であるとし、この場合は事業費や調達費の増加それ自体が問題となるものではなく、それが施策目標の達成や効果の発現に十分寄与しているとすれば、むしろ必要な費用であるとも述べている。

したがって、政府全体あるいは各省庁として木材利用の必要性を認識し、行動計画を策定するなどして公共事業における木材利用の拡大に当たることは、十分に可能である。現在、関係省庁が木材利用推進連絡会議を設けて、各省庁の現状を報告し合っているが、これをさらに発展させて行動計画を策定するべきだ。それによって、公共建築での木材利用について国民や会計検査院に理解を求めていくことが必要である。ただし、現状は、省庁間で問題認識に温度差があると思われ、木材利用の結果といいながらも出所の不明な外国産木材が使われている事例も多いので、原産地の確認や違法伐採対策についても十分に配慮することが必要だ。

4. 民間のフェアウッド利用施策

4-1. 行政の施策の重要性

前章で述べた政府の木材調達方針、違法伐採木材の貿易管理、など法規制を整備することは、木材業界に対して違法木材を取引することがリスクとなるようにする効果がある。業界が違法木材を取引しないように動かすためには、市場に対してリスクを与えることが極めて重要である。

また同時に、業界団体や NPO などを通して、企業の積極的な取り組みを支援するための様々な施策も必要だ。多くの企業では、木材の合法性や持続可能性を確認するノウハウを持っておらず、対策を取ろうにもどのようにしたらよいかわからないし、コストをかけて対策を取った場合にも何らかのメリットが得られなければ、最低限の対策が違法木材を偽装するための対策しか生まれてこない。対策を取らないことのリスクと、対策を取ることのインセンティブが揃うことで、企業の先駆的な取り組みが生まれてくることが期待される。

以下に示すように、グリーン購入に関する既存制度を活用したり、個別企業が調達方針を導入することのサポートを、行政としても積極的に行っていくべきである。

4-2. 既存制度の活用

企業や地方自治体が独自のグリーン購入基準を持たない場合に利用したり、基準を作成する際に参考としている制度に、グリーン購入ネットワーク (GPN) ガイドラインやエコマーク制度が挙げられる。

これらの制度では定期的に基準の見直しが行われており、また、随時意見を受け付けていることから、望ましい原料調達が行われるような基準改正を目指すべきである。

4-2-1. GPN ガイドライン

現在、GPN ガイドラインでは、紙製品に関するガイドラインがあるが、現状は原料については古紙の配合率が唯一の指標となっており、パージンパルプ原料の原産地の環境配慮が課題である。FoE Japan は昨年度 GPN 事務局に対して紙製品のガイドライン改定の必要性について訴えてきたが、2004 年 11 月より紙製品のガイドラインを見直すタスクグループが設けられた。製紙企業、流通企業、購入企業と、自治体、NGO が入って現在検討を重ねており、2005 年中には紙製品のガイドラインが改定される見込みである。

一方、製材や合板など建築用木材に関しては、GPN のガイドラインは無く、今後の検討課題となっている。グリーン購入法においても 2004 年度から木材製品の基準が規定されており、GPN でもガイドラインの作成をするべきである。違法伐採問題に関しては、木材製品としての流通が問題でありながら、木材流通企業における森林環境への配慮の意識は、紙の流通企業に比べても低いのが現状で、ガイドライン作成の意義は大きい。

4-2-2. エコマーク制度

エコマーク制度においては、木材についての基準が設定されており、2004年の改正で原産地の森林環境への配慮も求められるようになるなど、先進的な基準となった。今後の課題は対象の拡大である。現行の基準は、間伐材や廃木材などの再・未利用木材などしか対象となっていないが、適切に管理された森林からの木材であれば、間伐材に限らずとも炭素ニュートラルなバイオマス資源であり、持続可能な社会に向けて貢献しうる資材である。先の改定で、天然林産出の丸太から得られる小径材や、人工林でも皆伐によって産出された丸太からの小径材については、森林認証の取得を要求しているのだから、間伐材・再未利用木材以外の木材に関しても同様に森林認証を要求することで対象商品に含めるべきと考えられる。

一方、紙製品関係の基準ではGPNガイドライン同様に古紙配合率が唯一の指標であり、バージンパルプ原料の原産地における森林環境への配慮が課題である。現行の印刷用紙の基準では古紙パルプ配合率が70%以上、情報用紙ではPPC用紙が100%である以外は70%（OCR用紙は50%以上）である。古紙パルプ以外のパルプ原料についてはなんらの基準が無い状態であり、違法伐採や天然林の大規模皆伐などの問題があったとしてもエコマーク表示がされてしまうことになるため、紙製品の基準は早急に見直すべきである。

4-2-3. 環境建築基準 CASBEE

木材の主要な用途先である建築物の環境性能については、(財)建築環境・省エネルギー機構が「CASBEE 建築物総合環境性能評価システム」の開発普及に努めている。この中には「持続可能な森林から産出された木材の活用」という項目があるが、「持続可能な森林から産出された木材」についての基準は、「外国産の様々な樹種の針葉樹材も持続可能な森林から伐採されていると見なすことができる」とするなど、輸入材についてのリスク分析が不十分である。このシステムは2003年にできたばかりであり、まだ定着はしていないが、今後住宅・建設業界での普及が進むようであれば、木材についての基準の改善をする必要がある。

4-3. 個別企業に対するサポート

建築用木材ということになると大口で使用している企業は限られてくるが、紙を含めれば、事務用のPPC用紙からカタログ・チラシの印刷用紙、パッケージの板紙など、あらゆる企業が木材を使用していることになり、大きな企業ほど大量に利用・消費している。これら大企業の木材調達行動もマーケットに対して大きな影響力を有している。また、地方自治体における木材利用も同様にマーケットに対する影響が大きいと予想される。

近年、とりわけ大手企業においてCSR(企業の社会的責任)経営が広がりを見せてきている。このCSRの流れの中でグリーン購入やグリーン調達というものも進められている。しかしながら、木材や紙に関して森林環境に配慮した調達方針を持っているところは非常に少ないのが現状だ。欧米では、個別企業ごとに木材調達方針を有している事例がたくさんあり、これらの事例を参考にしながら、日本の企業に対して木材調達方針の導入をサポートして行く必要がある。

CSR に熱心なリーディング企業を動かすことで、業界の同業他社も追従するようになる。紙調達に関しては、リコーが 2003 年 7 月に紙の調達方針を発表してから、キャノンが 2004 年 10 月に、富士ゼロックスが 2004 年 11 月に調達方針を発表した。木材の流通を担っている企業の中では、大手の輸入商社や住宅メーカー、ゼネコンが鍵となるであろう。

4-3-1. NGO の共同アクション

欧米においては NGO が企業に対して圧力をかけることで、企業の行動を促してきた。しかしながら、日本社会において NGO の力はさほど大きくはない。複数の NGO が連帯して少しでも大きな圧力を作り出すことが必要である。

日本国内で活動する森林関係の NGO としては、以下が挙げられる。

- FoE Japan は、森林プログラムの中で違法伐採に関する調査・研究を行っている。また、(財)地球・人間環境フォーラムと共同で「フェアウッド・キャンペーン」を展開し、違法伐採、非持続可能な森林伐採を、消費国の立場から防止していくため、国・地方公共団体・企業が自らの木材・紙調達方針を策定・改善していくことを働きかけている。
- WWF ジャパンは、日本における持続的な木材の利用を推進している。この一環として、現在、インドネシアのスマトラ島、テツ・ニロを中心とした地域で、2015 年までの保全計画を立案するなど、違法伐採や不適切な伐採を食い止める活動を行なっている。さらに、FSC による森林認証制度を国内へ導入し、普及させる活動を推進している。
- 熱帯林行動ネットワーク(JATAN)は、「違法材・原生林材不使用キャンペーン」を進めている。この中で、熱帯林の状況、違法伐採の実態などについて調査・普及活動を行っている。
- グリーンピース・ジャパンは、タスマニアなどにおける破壊的な森林伐採及びそこからの原料購入に関してキャンペーンを実施し、企業のサプライ・チェーンの改善を働きかけている。
- ラミン調査会は、特にラミンに焦点を当て、ラミン伐採の影響、その違法性につきキャンペーンを行うと同時に、ラミン材の不買・不使用を企業・自治体に働きかけている。

これらの団体のうち、FoE Japan、(財)地球・人間環境フォーラム、WWF ジャパン、熱帯林行動ネットワーク、グリーンピース・ジャパンの 5 団体は、昨年 10 月に共同で「森林生態系に配慮した紙調達に関する NGO 共同提言」を発表し、企業や自治体に対してに森林生態系に配慮した調達方針の策定を呼びかけた。

森林生態系に配慮した紙調達に関する NGO 共同提言

世界の森林問題を憂慮する私たち日本の NGO は、コピー用紙や印刷物、包装などの紙製品を利用するすべての企業や行政機関に対して、持続可能な社会の実現に向けた企業の社会的責任の観点および予防原則に基づき、紙原料生産時の環境・社会影響に配慮した紙製品の調達・購入を推進するために、古紙などの資源の有効活用を前提に、以下の 6 つの指針に沿った調達方針および具体的アクション・プランを作成・公表すること、さらに供給業者に対して同様の取り組みを要求することを求めます。また、紙製品の生産者、流通・小売業者に対しても、以下の指針に従った紙製品の生産や販売を進めていくことを求めます。

- (1) 調達しているすべての紙製品の種類・量・用途を把握するとともに、それらに使われている原料の生産地における森林管理などの情報をすべて明らかにする。また、それらの情報が明らかにならないバージンパルプ原料の紙製品は使用しない。
- (2) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、最低限合法性が確認されたものでなければならない。
- (3) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、保護価値の高い森林の生態系を破壊するものであってはならない。
- (4) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、地域住民や生産従事者の生活や権利に悪影響を及ぼしたり、利害関係者との対立や紛争が生じている地域からのものであってはならない。
- (5) 調達する紙製品のバージンパルプ原料を生産する森林経営(植林を含む)は、元来の生態系に重大な影響を与えるという点で、利害関係者との対立や紛争が生じている天然林の大規模な皆伐を行っているものや、周辺生態系に著しい悪影響を及ぼす除草剤や肥料などの薬品の使用、遺伝子組み換え樹種を使用したものであってはならない。
- (6) 調達する紙製品のバージンパルプ原料は、天然林、人工林にかかわらず、第三者機関によって審査され、生産から消費まで追跡可能な、信頼のおける森林認証制度により、適切な森林管理が行われているとの認証を受けた原料の利用を目指す。認証材が入手可能でない場合は、認証に向かって継続的に改善をしている森林からの原料を優先して利用する。

2004年10月6日

提言団体:

グリーンピース・ジャパン

国際環境 NGO FoE Japan

(財)世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)

(財)地球・人間環境フォーラム

熱帯林行動ネットワーク(JATAN)

その後5団体は2005年3月に、紙の調達に関する企業・自治体の取り組みに関する現状把握をするため、約1000近くの組織に対して、「森林生態系に配慮した紙製品の調達に関するアンケート」を送付した。5団体はこのアンケート結果をもとに、購入側の企業や自治体を対象として紙製品の調達方針策定をサポートするための検討会の開催を計画している。

4-3-2. 情報提供・啓発

企業に取組みを促すためには、違法伐採問題に対する世界の動向や、具体的な木材調達の改善策に関する情報を積極的に提供して行く必要がある。情報センターの整備、実践的ツールの整備、セミナーやシンポジウムを通じた啓発活動、そして木材調達に関するコンサルティングサービスを提供する機関を整備するべきである。

情報センターの整備

英国では DFID (国際開発省) が支援をして RIIA (王立国際問題研究所) が運営する illegal-logging.info という WEB サイトがある。これは、世界中の違法伐採問題に関して、生産国、輸入国双方におけるニュースやレポート、様々な取組みについて日々情報を収集して配信している。欧州の木材輸入業界を初め多くの関係者がこのサイトにアクセスして違法伐採に関する動向を把握している。

米国には metafore という NPO が、WEB サイトとメールマガジンを発行しており、主に企業を対象として木材のグリーン調達に関する最新のニュースやレポート、取組みを毎週配信している。これは、USAID (米国国際開発庁) や USDA Forest Service (米国農務省森林局) の支援により実現されている。

日本でも FoE Japan と (財) 地球・人間環境フォーラムが共同でフェアウッド・キャンペーンを実施しており、その一環でウェブサイト、メールマガジンによる情報提供をしている。国内外の違法伐採対策や木材調達に関する最新動向について発信する貴重なメディアとなっているが、財政的な基盤が無いため課題も多い。

実践的ツールの整備

木材や紙を調達する企業が、情報を収集し、問題を理解し、世界の動向を把握したところで、それに対する具体的な対策方法を示すことが必要となる。そこで木材や紙の調達をどのようにグリーンに変えていくかを解説した実践的なツールを整備するべきである。

フェアウッド・キャンペーンでは、企業が木材調達方針を導入して木材調達を段階的に改善していくためのガイドブック“Good Wood, Good Business”日本語版を 2004 年 12 月に発行した。これは、欧州の木材購入企業が設立した NPO の TFT が会員企業の経験に基づいて作成したものを翻訳したものである。

Good Wood, Good Business 日本語版より抜粋
木材調達方針が必要となるものは、次のようなものである。

- ・ ミニмумライン
最低限の要求としての違法伐採材や原生林材など買ってはいけない木材を明確にする。その際に、用語の定義も必要。
- ・ 望ましい木材
リサイクル材、人工林材、認証材、輸送距離などを考慮して、環境的に望ましい木材とは何かを明確にする。
- ・ タイムフレームとアクションプラン
いつまでに何を達成するかと、それを確実に実行するためのプログラムを用意する。

- ・ 調達木材の監査
調達先からの情報を内部でチェック・承認することはもちろん、第三者による定期的な監査により情報の正当性を監視する
- ・ 達成状況の公表
調達した木材の情報を公開し、達成できた目標、できなかった目標、その理由、改善策などを定期的に公表する。

また、調達方針を作成し、それを確実に導入・実施するためには、次のようなものが必要である。

- ・ 問題認識の共有
組織内の関係者に対して、違法伐採とは何か、原生林伐採とは何か、現状の調達にどんなリスクがあるのかという問題についての認識を共有する。
- ・ 強力なチーム
組織内に対して調達方針を実施するための権限を有するチームを任命する。
- ・ 木材調達の現状把握
どのような製品、どのような樹種、どのくらいの量、どのようなサプライチェーンか、現状の木材調達状況を調査分析する。
- ・ 外部の専門家からの助言
森林・木材についての専門情報を有する研究機関、NGO、コンサルタントなどを特定し、これらからの助言を受けながら調達方針やプログラムを作成するとともに、調達木材の監査も依頼する。
- ・ 取引先とのコミュニケーション
取引先に対して木材調達方針の実施を通知するとともに、その目標、意図について理解を求め、木材調達改善のための強力なパートナーとする。

今後は、このガイドブックを基に、日本の企業文化に合わせた内容に改善していくことが望ましい。

また、ITを活用して、樹種や使用用途、意匠、価格ごとに、環境リスクの少ないものが容易に判別できるようなシステムがあると、実際の設計者や調達担当者にとって非常に有用である。現状では、木材の樹種ごとの性質や意匠に関する図鑑などはあるが、原産地の森林環境や伐採状況等についての情報を含んでいるものが無く、設計者や調達担当者もこれらの情報を把握しておらず、環境配慮をする必要性もほとんど認識していない。

この他に欲しいツールとしては、具体的なフェアウッド製品を紹介することのできるカタログ・データベースである。企業としては調達している木材製品の現状把握をした後、段階的にフェアウッド製品に切替えていくことを求めているわけであるが、どのような製品がフェアウッドと言えるのか、具体的に示すことが出来るツールが必要だ。実際に企業の担当者からも、具体的な製品を紹介してくればそれに切替えることを検討する方が容易である、との声も少なからず聞かれる。最終的にはフェアウッドといえる製品はFSCのような信頼の出来る第三者森林認証を取得した製品であることが望ましいが、これだけで十分な種類の製品を揃えたり、十分な供給量を確保することは難しいのが現状である。したがって、何がよりベターなフェアウッド製品であるのか、フェアウッドのグレードとともに具体的な製品を紹介できるようなツールがあると良い。

セミナー・シンポジウム・ワークショップ

インターネットや出版物を通しての情報提供や啓蒙だけではなく、オフラインでのセミナーやシンポジウムを通じた情報提供をすることで問題認識を向上をさせたり、ツールについての解説をすることで活用を促したりフィードバックを受けたりすることができる。

主な生産国から講師を招聘し、現地の状況について説明してもらい、また日本の企業（あるいは他の消費国企業）からも講師を招き、実際の取組状況やツールの使用状況について話をしてもらうことで、取組みを広げることにつながっていく。

このような企業・自治体対象のイベントを、東京のみならず全国の主要都市で開催していくべきである。特に木材の流通を考えた時、木材輸入港は全国に分散しており、また住宅・建設業界においても地方には中堅企業が多数存在するので、これらを対象として全国で行う必要がある。

フェアウッド・キャンペーンでは、2004年12月にフェアウッド推進フォーラムを2日間の日程で東京・台場の東京ビックサイトで開催した。欧米の企業では、CSR（企業の社会的責任）経営の一環として、自らが調達する紙・木材について調達方針を設け、伐採地まで遡ったサプライチェーン・マネジメントを行い、持続可能な森林経営を支援しようという流れが広まっており、取引先に対しても同様の取り組みが求められるようになっていることから、本フォーラムでは、こうした欧米の先進的な取り組み事例を紹介するとともに、生産地での環境影響の事例としてインドネシアの違法伐採問題とオーストラリアでの天然林伐採の問題を紹介し、日本の企業においても持続可能な森林管理に向けた紙や木材のグリーン調達を進めるよう訴えた。

初日は企業及び自治体を対象として、「紙・木材のグリーン調達に動き出した世界のリーディング企業」と題したセミナーを実施。欧州から前 B&Q 社（欧州最大の DIY チェーン）社会的責任マネージャーで現在は TFT（熱帯林トラスト）理事であるヒラリー・トンプソン氏に「イギリス B&Q 社の木材のグリーン調達」の話と、米国から NPO メタフォーの企業プロジェクト・マネージャーであるクリスティン・ボナー氏に「米国リーディング企業の紙のグリーン調達」について話をしていた。

2日目のシンポジウムは、対象を一般にまで広げ、「世界の森林問題と消費国の取り組み～持続可能な森林資源利用を目指して～」と題するシンポジウムを開催した。豪州タスマニアの NGO Wilderness Society のフィル・プリンジャー氏からはタスマニアの原生林伐採の現状について、インドネシアの NGO Forest Watch Indonesia のトグ・マヌルング博士からはインドネシアの違法伐採の現状、NGO Telapak のアルビ・バレンティヌス氏とラミン調査会の西岡良夫氏からは日本で流通する違法材の実態について報告をしていた。同時にメタフォーのクリスティン・ボナー氏からは米国リーディング企業間の紙調達ワーキンググループの取り組み、TFT のヒラリー・トンプソン氏からは欧州木材購入企業グループによる持続可能な熱帯木材調達スキームについて話をしていた。

本イベントは多くの企業関係者を集めることが出来たが、紙の流通や調達に関する企業の方が多く、木材流通や調達に関する企業は少なかったという課題が残った。今後は、木材流通関連の企業をターゲットに、東京以外でもこのようなイベントを開催していく必要がある。

木材コンサルティングNPO

欧米で木材調達方針が普及しているというのは、NGO や NPO のさまざまな働きかけによる所が非常に大きい。個別の企業を取り上げてメディアに訴えかける圧力型の活動を取るところも多いが、その一方で、コンサルティング的なサービスを提供している NPO もあって、企業の取組みをサポートしている。

アメリカには metafore という NPO が、企業に対して環境に配慮した木材調達の進め方についてのコンサルティングを行っており、実際的な情報やツールの提供している。また、様々な業種の大手企業を集めて紙の調達の改善を進めるワーキンググループのコーディネートも行っている。欧州では Tropical Forest Trust や Global Forest and Trade Network という団体が同様に企業に対するコンサルティング活動を行っている。

フェアウッド・キャンペーンでは、metafore や TFT など海外の団体と連携をしながら活動を進めているが、これをさらに強化して日本の企業の取組みをサポートすることのできるよう組織化を目指していきたい。

5. 消費者のフェアウッド利用施策

環境に優しい製品として、現在市場に出回っているものを見ると、プラスチックや金属など、本来は枯渇資源である素材のリサイクル品であることが多い。このようなりサイクル品が消費者イメージを向上する一方で、本来使用時の環境負荷が最も少ない素材である無垢の木材には何らの表示制度もなく、木材利用が環境にとって悪であるというイメージも若い世代を中心に相変わらず根強く残っている。

その一方で、実際の消費動向をみると、スーパーや家電量販店では格安のノーブランドPPC用紙ばかりが売られていたり、“アジアブーム”でインドネシアやベトナム産の家具が極めて低価格で売られている。これらの低価格製品がどこの店頭にも並んでいるということは、価格やデザインだけで選択する消費者が多く、製品の原産地の環境影響リスクへの配慮意識は低いということであろう。

このような一般消費者の木材利用についての意識向上は非常に重要な課題であるが、無数の消費者に対して啓発活動を行うというのは非常に手間と時間がかかることである。木材の最終需要は紙と建築用がそれぞれ4割であり、紙については小売店、建築用については住宅メーカーや建築家・工務店が最終消費者とのインターフェースになることから、上記の企業が調達を改善させることを優先的に取り組んだ方がより効率的であるし効果的だと考えられる。各々の企業の調達改善を進めるとともに、消費者に対して原料に関する情報を積極的に公開するように求めていきたい。食品では原産地や栽培方法に関する情報を明らかにする生産者や販売者が増えてきており、これによって消費者側の意識も高まると言う循環が生まれている。木材の場合には自らの健康に直接影響するものではないので容易なことではないが、先駆的に取り組みをする企業を徐々に増やして行くことで、消費者への啓発も進んで行くことが期待できる。

従って、消費者への施策といいながらも、前述の企業に対する働きかけやサポートへ重点的に取り組むことが重要であると考え。しかしそれとともに消費者に対する直接的な対策として行いたいことは、インセンティブ制度の整備と木材に関する教育である。

5-1. フェアウッド利用インセンティブ制度

消費者の意識をあげることは大切であるが、しかし木材の場合は一般消費者が直接購入する機会は少ない。木材を選択するのは、住宅メーカーや工務店の選択にまかされている部分が多い。しかし、これらのメーカーや工務店側も、建設コストを抑えるために、内部に隠れてしまう木材のコストを抑える傾向にある。また、安定した品質や供給量を提供できる木材が求められており、供給ロットの小さいフェアウッドを選ぶ業者は限られてくる。たとえ消費者側が環境に配慮したフェアウッドや国産材で家を建てたいと希望しても、実際に木材を選定する業者側が理解を示さなければ、消費者側はあきらめるより仕方が無い。

そこで、フェアウッド消費者と住宅建設業者の双方にメリットがあるインセンティブ制度が望ましい。個々の意識改善に訴えるだけでなく、環境に優れたフェアウッド利用を行えば、経済的なメリットも享受できるようにするべきである。ソーラーパネルなどに補助制度があるように、住宅建設時のフェアウッド利用に対する助成・低利融資制度などインセンティブ制度を整備したい。

京都議定書目標達成計画が3月に閣議承認され、今後はこの計画に沿って様々な予算が投じられる。同計画にはサプライサイド(林地・林業)対策だけでなく、デマンドサイド(木材使用・活用)の為の施策も盛り込まれているが、普及啓発だけに終わるのではなく、実際にフェアウッドを選択して住宅を建てた際には施主と工務店(設計者)の双方が得をするようなインセンティブ制度を検討するべきである。

京都議定書の目標のうち、国内森林で3.9%分の吸収量を達成する為には年間1000億円もが森林の手入れに必要と林野庁は主張している。この財源を環境税を導入することで確保することが期待されているが、これが実現した場合、そのうちの一定割合を財源としてデマンドサイドに活用すべきである。

例えば住宅建築でフェアウッドが使用された場合、単位木材当りで建築費を補助(税控除や金利優遇でも良い)し、補助金は施主と建築業者とで50:50で折半することとする制度を導入すれば、施主と建築業者の双方にインセンティブが働くことになる。ただし、吸収源としてカウントされる必要があるため、木材は施業計画制度に認定されているか、認証林から産出された木材のみとする。

また、近年は花粉症対策が国家的課題であるとして、森林整備等に予算が投じられている。同様な主旨で、この予算の一定割合を使って、フェアウッドを使用した住宅へ補助をすることも検討するべきである。

すでに都道府県レベルでは多くのところが地域産材認証を事業化しており、地域産材で住宅を建築した際の補助制度を整備しているところも多い。しかし、多くの生産地では山間地域であることからそもそもの需要量自体が小さく、山林側の供給ポテンシャルに比べて需給量がマッチしていない。都道府県単位を超えて、主要生産地と主要消費地を結ぶような制度を作るためには政府として対策を行うべきであろう。

5-2. フェアウッド利用の理解を広めるための教育・啓発

木材のことを知らない消費者が非常に多くなってきている。昔は裏山から木を切ってきて家を建てたりちょっとした家具を作ったりすることもあって、木材の種類や産地の森林環境についても体験的に知っていた。構造材から床や天井まで無垢の木で作られた家に住んでいるだけで、木の持つ特徴や樹種ごとの違いについて学んでいた。

しかし現在は、マンションや建売住宅を買ったり賃貸住宅に住むことが多く、和室も少なくなって木材に触れる、木材の特徴を学ぶことがほとんどなくなってしまった。学校でもオフィスビルでもショッピングセンターでも、木材が使われているのは一部のフローリングなどに限られ、それでさえ合板にプリントしただけであったり、紙のような付き板を張っただけのものであることが多い。木材に関する知識も知る機会もなければ、消費者に木材を選ぶという意識を持つことを期待するのは難しい。

さらに、住宅を設計・建築する建築士でさえも、大学の建築学科や専門学校で木材や木造について学ぶ時間はわずか数時間と言われており、木の選び方や使い方についての知識が不足している。

近年、学校の校舎をエコ改修したり木材校舎とする事例が増えてきている。こうした機会を利用して、子供たちに木材についての教育を進めるべきである。木材を使うことの環境的な利点を金属やプラスチックの製造過程と比べることで考えさせたり、木材の種類とその木材の産地の森林生態系について教えたりすれば、総合的な学習につながる。また、学校で使われた木材の産地の森林への遠足を取り入れ、林業という職業を伝えたり、山間地の社会や文化に触れることも有意義な体験となる。

建築士に対しては、建築士の免許を取得する課程で、十分に木造や木材に関する知識を得られるような教育を義務化するべきである。大学の建築学科でも教育課程に組み込むことはもちろん、建築士の資格試験においても、これらの知識が十分に評価されるようにするべきだ。

そして、政府としても積極的にフェアウッド利用の普及啓発活動を行うべきである。とりわけ世界の森林環境保全の責務を有する環境省には積極的にイニシアティブをとっていただきたい。

参考資料

企業の木材調達

- “*Good Wood, Good Business*”, Tropical Forest Trust
- “*Implementing a Wood Purchasing Policy (Executive Summary)*”, 米 HOME DEPOT 社
- 北米企業の木材調達方針リリース一式 Home Depot 社, Lowe’s 社, Wickes Lumber 社, HomeBase 社, Menards Launches 社, Lanoga, RylaE 社, Centex Homes 社, Kaufman and Broad Home 社, 84 Lumber 社, IKEA 社
- “*Environmental Timber Purchasing Policy 2001 Guidelines*”, UK Timber Trade Federation
- Frank Miller, “*Responsible Purchasing Policy (alpha version 1)*”, UK Timber Trade Federation, March 2004
- “*Code of Conduct*”, UK Timber Trade Federation
- “*Wood for Building Green*”, Metafore
- “*Sourcing Legal Timber into the European Union, Using Business to Encourage Sustainable Forestry, Summary of a European Timber Trade Action Plan in response to the European Union Communication on Illegal Logging*”
- 「カタログハウスの商品憲法 2004 年版」、株式会社カタログハウス
- 「森林の違法伐採に関する声明」、(社)全国木材組合連合会、2002 年 11 月
- 「森林違法伐採問題に関するアンケート調査結果報告書」、(社)全国木材組合連合会、2002 年 12 月
- “*Ancient and Endangered Forest Friendly Policy Definitions*”, Market Initiative
- “*Import of illegal tropical timber to the UK*”, Friends of the Earth UK
- Saskia Ozinga, “*Footprints in the forest, Current practice and future challenges in forest certification*”, FERN, February 2004

企業の紙調達

- “*eco kit*”, The Association of Book Publishers of British Columbia
- 北米企業の紙調達方針リリース一式 Mountain Equipment Co-op, Raincoast Books 社, Random House of Canada 社, New Society Publishers 社, The University of Alberta Press 社
- “*Material Criteria for environmental sensitivity*”, 加 Raincoast Books 社
- “*Product Fiber Usage and Bleaching Verification*”, Market Initiative
- “*Model Letter of Commitment*”, Market Initiative
- “*Project Description – External, Paper Working Group*”, Metafore

- “*Explanation of Intended Use – Sustainability Scorecard*”, 米 Nike 社
- “*Wood Scorecard*”, 米 NormThompson 社
- “*City of Portland Sustainable Paper Use Policy*”
- 「ニュースリリース、リコー紙製品に関する環境規定を制定」、株式会社リコー、2003年6月20日
- “*A Common Vision for Transforming the Paper Industry: Striving for Environmental and Social Sustainability*” 北米 NGOs の共同文書
- “*Guidance to Best Practices For Advancing Environmentally and Socially Sustainable Papers*” 北米 NGOs の共同文書
- “*Environmentally Preferable Paper Purchasing Guidance*” 北米 NGOs の共同文書

政府の木材調達

- “*UK Government Timber Procurement Policy, Timber Procurement Advice Note January 2004 (Rev1)*”, UK Government
- “*Buying Time for Forests: Timber Trade and Public Procurement – Government Response to the Committee’s Sixth Report, Session 2001–02*”, UK House of Commons Environmental Audit Committee
- “*Press Release: CENTRAL POINT OF EXPERTISE PROPOSED TO HELP PUBLIC SECTOR BUY TIMBER FROM SUSTAINABLE SOURCES*”, UK Government DEFRA
- “*Purchasing Tropical Timber, Environmental guidelines*”, Danish Forest and Nature Agency
- “*FLEGT PROPOSAL FOR AN FU ACTION PLAN, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT*”, European Commission
- Duncan Brack, Chantal Marijnissen, Saskia Ozinga “*Options for Europe, Controlling Imports of Illegal Timber*”, FERN / The Royal Institute of International Affairs, December 2002
- Mike Garforth, “*To Buy or Not to Buy: Timber procurement policies in the EU*”, FERN, January 2004
- Duncan Brack, Gavin Hayman, “*INTERGOVERNMENTAL ACTIONS ON ILLEGAL LOGGING, Options for intergovernmental action to help combat illegal logging and illegal trade in timber and forest products*”, The Royal Institute of International Affairs, March 2001
- Paul Toyne, Cliona O’Brien and Rod Nelson, “*The timber footprint of the G8 and China, Making the case for green procurement by government*”, June 2002
- 「木材利用推進の取組について 平成 16 年 2 月 5 日 副大臣会議資料」 農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省

貿易協定との整合性

- Duncan Brack, Kevin Gray, Gavin Hayman, “CONTROLLING THE INTERNATIONAL TRADE IN ILLEGALLY LOGGED TIMBER AND WOOD PRODUCTS”, The Royal Institute of International Affairs
- Duncan Brack, “WTO IMPLICATIONS OF AN INTERNATIONAL TIMBER LICENSING SCHEME, Third draft”, The Royal Institute of International Affairs, 12 March 2003
- 「平成 13 年度 環境ラベルに関わる国際的整合等調査事業委託業務報告書」、(財)日本環境協会、平成 14 年 2 月
- “Specific Trade Concerns Related to Labelling Brought to The Attention of The Committee since 1995”, WTO Committee on Technical Barriers to Trade, October 2002
- 「持続可能な森林経営と林産物貿易」、農林水産省木材貿易対策室
- 「WTO 非農産品市場アクセス交渉 - ドーハでの新ラウンド立上げと国民合意プロセスによる非農産品日本提案の策定 -」、農林水産省木材貿易対策室、2003 年 4 月 2 日
- 「政府調達契約 Q&A」、外務省
- 「平成 14 年度版 政府調達における我が国の施策と実績 - 世界に開かれた政府調達へ -」、首相官邸、平成 15 年 3 月

WEB サイト

グリーン購入・調達の基準・指針

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>
- エコマーク制度
<http://www.jeas.or.jp/ecomark/>
- グリーン購入ネットワーク (GPN)
<http://eco.goo.ne.jp/gpn/index.html>

認証・ラベリング・指標

- F S C / WWF 山笑会
<http://www.wwfanshoukai.jp/>
- 『緑の循環』認証制度 (S G E C)
<http://www.sgec-eco.org>
- 全国森林組合連合会 間伐材マーク
<http://www.zenmori.org/kanbatsu/topmenu/mark.htm>
- 日本農林規格 J A S
<http://www.jasnet.or.jp>
<http://www.zenmoku.jp/seizai/index.html>
<http://www.jpica-ew.or.jp/pagejas.html>

- (財)日本住宅・木材技術センター AQ認証
<http://www.howtec.or.jp/ninsyou/aq/aq-about.html>
- NPO国産材 国産材マーク
<http://www.kokusanzai.jp>
- ウッドマイルズ研究会
<http://woodmiles.net>

政府

- 環境省
<http://www.env.go.jp>
- 林野庁
<http://www.rinya.maff.go.jp/>
- Department for Environment Food and Rural Affairs
<http://www.defra.gov.uk/>
- Development for International Development
<http://www.dfid.gov.uk/>
- EU FLEGT
http://europa.eu.int/comm/external_relations/flegt/intro/
- 政府公共調達データベース
<http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/gov/govj0011.cgi>
- WTO Government procurement
http://www.wto.org/english/tratop_e/gproc_e/gproc_e.htm
- 外務省 WTO 政府調達協定交渉
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/index_2.html

業界

- (社)全国木材組合連合会
<http://www.zenmoku.jp/>
- 日本製紙連合会
<http://www.jpa.gr.jp/>
- (財)古紙再生促進センター
<http://www.prpc.or.jp/>
- UK Timber Trade Federation
<http://www.ttf.co.uk/>

建築

- CASBEE 建築物総合環境性能評価システム
<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/>
- (財)建築環境・省エネルギー機構
<http://www.ibec.or.jp/>

- (財)日本建設情報総合センター
<http://www.jacic.or.jp>
- USGBC - U.S. Green Building Council
<http://www.usgbc.org/>
- LEEDGreen Building Rating System
http://www.usgbc.org/leed/leed_main.asp

NGO・NPO、研究機関、その他

- Forest Ethics
<http://www.forestethics.org/>
- Market Initiative
<http://www.marketsinitiative.org/>
- Rainforest Action Network
<http://www.ran.org/>
- FERN
<http://www.fern.org/>
- Royal Institute of International Affairs
<http://www.riia.org/>
- Metafore
<http://www.metafore.org/>
- Tropical Forest Trust
<http://www.tropicalforesttrust.com/>
- Forest and Trade Asia
<http://www.forestandtradeasia.org/>
- フェアウッドキャンペーン
<http://www.fairwood.jp>
- JATAN
<http://www.jca.apc.org/jatan/>
- 持続可能な森林経営勉強部屋
http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/
- illegal-logging.info
<http://www.illegal-logging.info>

フェアウッドキャンペーン趣意書 P1

フェアウッドキャンペーン趣意書 P2

発行：2005年3月25日

平成16年度 環境省民間活動支援室請負事業
環境政策提言

「世界の森林環境保全のため国内各層での
“フェアウッド”利用推進」最終報告書

発行者：環境省総合環境政策局環境経済課民間活動支援室

編著者：国際環境 NGO FoE Japan

この印刷物は環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満足する、古紙配合率100%、白色度70%程度以下の非塗工印刷用紙を使用しています。